

大阪狭山市地域防災計画

令和4年3月版

大阪狭山市防災会議

目 次

第I編 総 則

第1節 目 的	1
第1 計画の構成と内容	1
第2 計画の運用	2
第3 他の計画及び諸法令に基づく計画との関係	2
第4 防災の基本方針	3
第5 計画の修正	4
第6 計画の周知徹底	4
第7 計画の進捗の把握	5
第8 用語の定義	5
第2節 市域の概況	6
第1 地理的条件	6
第2 地質構造	7
第3 気象	8
第4 社会的条件	8
第3節 災害の想定	11
第1 想定災害	11
第2 地震被害想定	11
第3 南海トラフ地震防災対策推進地域	13
第4節 防災関係機関の基本的責務	15
第1 大阪狭山市	15
第2 大阪府	15
第3 指定地方行政機関	15
第4 指定公共機関、指定地方公共機関	15
第5節 防災関係機関の業務大綱	16
第1 大阪狭山市	16
第2 大阪府	18
第3 大阪府警察本部（大阪府黒山警察署）	19
第4 堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）	19
第5 指定地方行政機関	19
第6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）	20
第7 指定公共機関及び指定地方公共機関等	20
第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	22
第6節 市民、事業者の基本的責務	23
第1 市民の責務	23
第2 事業者の責務	24

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強い人づくり(地域防災力の強化)	25
第1節 防災意識の高揚	25
第1 防災知識の普及啓発等	25
第2 学校園における防災教育	27
第3 職員に対する防災教育(人材の育成・活用)	28
第4 南海トラフ地震防災対策における相談窓口の設置	29
第5 災害教訓の伝承	29
第2節 自主防災体制の整備	30
第1 地区防災計画等の策定等	30
第2 自主防災組織の育成	30
第3 事業者による自主防災体制の整備	32
第3節 企業防災の推進	34
第1 事業者	34
第2 重要施設及び災害応急対策にかかる機関	35
第3 市	35
第4節 ボランティアの活動環境の整備	36
第1 受入れ窓口の整備	36
第2 事前の登録	36
第3 人材の育成	36
第4 災害ボランティアセンターの整備	37
第5 ボランティア活動の普及・啓発	37
第6 情報共有会議の整備・強化	37
第2章 災害に強いまちづくり	38
第1節 都市防災機能の強化	38
第1 防災空間の整備	38
第2 都市基盤施設の防災機能の強化	39
第3 土木構造物の耐震対策等の推進	39
第4 ライフライン災害予防計画	40
第5 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	41
第2節 建築物の安全化	44
第1 建築物の耐震対策の促進	44
第2 建築物の安全性に関する指導等	45
第3 空き家等の対策	46
第4 文化財の保護	46
第3節 水害予防対策の推進	47
第1 洪水対策	47
第2 水害減災対策の推進	47
第3 水路の整備	49
第4 老朽ため池の総合的な防災・減災対策	50
第5 道路面の溢水防止対策	50
第6 湛水防除事業の推進	50
第7 下水道の整備	50
第8 調査点検	50

第4節 土砂災害予防対策の推進	51
第1 地すべり対策	51
第2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の防災対策	51
第3 宅地防災対策	52
第4 警戒避難体制等の整備	53
第5節 危険物等災害予防対策の推進	55
第1 危険物施設等の現況	55
第2 危険物災害予防対策	55
第3 火薬類・高圧ガス・液化石油ガス等災害予防対策	56
第4 毒物、劇物災害予防対策	56
第5 放射性同位元素災害予防対策	57
第6 管理化学物質災害予防対策	57
第7 複合災害への備え	58
第6節 火災予防対策の推進	59
第1 一般建築物	59
第2 高層建築物	60
第3章 防災体制の整備	61
第1節 職員動員体制の整備	61
第1 平常時における防災体制	61
第2 大阪狭山市災害警戒本部	61
第3 大阪狭山市災害対策本部	62
第4 大阪狭山市水防本部	62
第5 勤務時間外における動員体制	62
第2節 防災拠点機能の確保・充実	63
第1 防災拠点の定義	63
第2 防災拠点の種類及び拠点	63
第3 拠点施設の整備（防災拠点機能の確保・充実）	63
第4 備蓄品等の整備	64
第5 装備資機材等の備蓄	64
第6 調達・協力体制の確立	66
第7 自主防災組織等による資機材の整備	66
第8 データの保全	66
第3節 相互応援体制の整備	67
第1 相互応援協定の推進	67
第2 府、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん	67
第3 公共的団体等との協力体制の確立	67
第4 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備	67
第5 広域消防応援体制の整備	67
第6 給水応援体制の整備	68
第7 応援要請・受入れ体制の整備	68
第8 自治体被災による行政機能の低下等への対策の推進	68
第9 事業者、ボランティアとの連携	69
第4節 防災訓練	70
第1 総合防災訓練	70

第2	水防訓練.....	70
第3	消防訓練.....	71
第4	避難救助訓練	71
第5	通信連絡訓練	71
第6	非常参集訓練	71
第7	避難訓練.....	71
第8	自主防災組織、事業者等による訓練の実施	72
第5節	防災調査研究.....	73
第1	防災パトロールの実施	73
第2	被害想定規模の調査	73
第3	調査結果.....	73
第6節	情報収集伝達体制の整備.....	74
第1	災害情報収集伝達システムの整備	74
第2	府防災情報システムの充実.....	74
第3	無線通信施設の整備	75
第4	情報収集伝達体制の整備	75
第5	災害広報・広聴体制の整備.....	76
第6	気象等観測装置の活用	77
第7節	消火・救助・救急体制の整備.....	78
第1	消防力の充実.....	78
第2	救助・救急体制の整備.....	79
第3	広域消防応援体制の整備	80
第4	連携体制の整備	80
第8節	災害時医療体制の整備.....	81
第1	連絡体制の整備	81
第2	医療体制の整備	81
第3	後方医療体制の整備	82
第4	医薬品等の確保体制の整備	82
第5	患者等搬送体制の確立	83
第6	個別疾病対策	83
第7	関係機関協力体制の確立	83
第8	医療関係者に対する訓練等の実施	83
第9節	緊急輸送体制の整備.....	84
第1	陸上輸送体制の整備	84
第2	航空輸送体制の整備	85
第3	輸送手段の確保体制	85
第4	交通確保体制の整備	85
第10節	避難行動要支援者支援対策の推進	86
第1	避難行動要支援者名簿の作成・運用	86
第2	その他の要配慮者支援対策.....	89
第3	社会福祉施設等の安全対策	91
第4	福祉避難所の指定	91
第5	外国人に対する防災対策の充実	92
第11節	帰宅困難者支援体制の整備.....	93

第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	93
第2	駅周辺における滞留者の対策	93
第3	道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発	94
第4	代替輸送確保の仕組み	94
第5	徒歩帰宅者への支援	94
第12節	避難受入れ体制の推進	95
第1	避難場所・避難路の指定・周知	95
第2	避難場所、避難路の安全性の向上	96
第3	指定避難所の指定、整備	96
第4	指定避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策	97
第5	要配慮者に配慮した施設整備等	97
第6	指定避難所の管理運営体制の整備	98
第7	避難指示等の事前準備	98
第8	避難誘導体制の整備	100
第9	学校、病院等における避難誘導体制	101
第10	避難者の受入れ	101
第11	広域避難体制の整備	101
第12	市民による事前確認事項	102
第13節	二次災害防止対策の整備	103
第1	応急危険度判定体制の整備	103
第2	応急仮設住宅等の事前準備	103
第3	砂防ボランティア(斜面判定士等)制度の普及啓発	104
第4	罹災証明書の発行体制の整備	104
第14節	緊急物資確保体制の整備	105
第1	給水体制の整備	105
第2	食料・生活必需品の確保	105
第15節	ライフライン確保体制の整備	108
第1	上水道	108
第2	下水道	108
第3	電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)	109
第4	ガス(大阪ガス株式会社)	110
第5	電気通信(西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社等)	111
第6	放送(日本放送協会、民間放送事業者)	112
第7	市民への広報	112
第8	倒木等への対策	112
第16節	交通確保体制の整備	113
第1	鉄軌道施設(南海電気鉄道株式会社)	113
第2	道路施設(府・市)	113
第17節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	114

第3編 災害応急対策

第1章 初動期の活動	115
第1節 組織動員	115
第1 早期災害警戒活動体制	115
第2 防災活動体制	115
第3 動員計画.....	118
第2節 警戒期の情報伝達、警戒活動	121
第1 気象予警報等	121
第2 土砂災害警戒情報	125
第3 地震情報.....	126
第4 市民等への伝達・周知	127
第5 ため池水位の通報	127
第6 土砂災害警戒活動	127
第7 異常現象発見時の通報	128
第8 物資等の事前状況確認	129
第3節 発災直後の情報収集伝達.....	130
第1 実施責任者	130
第2 災害情報の収集伝達	131
第3 大阪府等への被害状況等の報告	132
第4 被害状況調査の報告基準	134
第5 通信手段の確保	134
第4節 災害広報	136
第1 実施責任者	136
第2 災害広報.....	136
第3 報道機関との連携	138
第4 広聴活動.....	138
第5 府による災害モード宣言	138
第5節 広域応援等の要請・受入れ・支援.....	140
第1 実施責任者	140
第2 応援要請.....	140
第3 職員の派遣要請	141
第4 緊急消防援助隊の派遣要請	142
第5 災害相互応援協定に基づく応援要請	142
第6 応援受入れ体制の確保	142
第7 労働力の確保.....	143
第8 要員の災害対策の確立	144
第9 被災市町村の支援	145
第10 関係機関の連絡調整	145
第6節 自衛隊の災害派遣	146
第1 実施責任者	146
第2 災害派遣要請基準	146
第3 災害派遣要請手続	146
第4 知事・自衛隊の判断による災害派遣の受入れ.....	147
第5 派遣部隊の受入れ体制	147

第6	派遣部隊の活動	148
第7	撤収要請.....	149
第7節	災害緊急事態	150
第8節	水防活動	151
第1	実施責任者	151
第2	市の水防組織.....	151
第3	市の水防体制.....	152
第4	重要水防.....	152
第5	出動準備及び出動等	153
第6	水位の通報.....	154
第7	水防用資材及び器具	154
第8	監視及び警戒	154
第9	避難のための立退き及び誘導	155
第10	水防信号	155
第11	決壊等の通報及び決壊後の処理	156
第12	応 援	156
第13	水防活動報告と水防記録.....	157
第14	費用負担及び公用負担	157
第15	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の警戒活動.....	158
第9節	消火・救助・救急活動.....	160
第1	市.....	160
第2	堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）	163
第3	消防団の出場計画及び出場基準	163
第4	地域住民、自主防災組織等による消火・救出活動.....	164
第5	市民による初期救出活動	164
第6	惨事ストレス対策.....	165
第10節	医療救護活動	166
第1	実施責任者	166
第2	医療情報の収集・提供活動.....	166
第3	現地医療体制の確保	166
第4	後方医療対策	168
第5	市災害医療センターでの受入れ.....	168
第6	医療器具、医薬品等の調達.....	168
第7	個別疾病対策	168
第11節	避難誘導	169
第1	実施責任者	169
第2	避難指示等の発令・伝達・周知	170
第3	避難の方法.....	172
第4	警戒区域の設定	172
第5	広域的な一時避難場所の設置	173
第6	指定避難所の開設及び運営等	174
第7	避難者の他地区への移送	177
第8	指定避難所の早期解消のための取組み等.....	178
第9	指定避難所の閉鎖	178

第10	市民による確認事項(地震時及び風水害時等)	178
第11	学校園、社会福祉施設等における避難対策	179
第12	地震時における学校園の避難対策	179
第13	土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地崩壊)における避難対策	180
第14	広域避難	180
第12節	二次災害の防止	182
第1	公共施設等の二次災害の防止	182
第2	危険物等(危険物施設、火薬類・高圧ガス・液化石油ガス施設、毒物劇物施設)	183
第3	放射性物質(放射性同位元素にかかる施設等)	183
第4	地下空間浸水災害の対策活動	183
第13節	交通規制・緊急輸送活動	184
第1	緊急輸送	184
第2	交通規制	186
第3	運転者のとるべき措置(地震時及び風水害時等)	188
第14節	ライフラインの緊急対応	189
第1	被害状況の報告	189
第2	下水道	189
第3	上水道(大阪広域水道企業団)	190
第4	電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)	190
第5	ガス(大阪ガス株式会社)	190
第6	電気通信(西日本電信電話株式会社等)	191
第15節	交通の安全確保	192
第1	交通の安全確保	192
第2	交通の機能確保	192
第2章	応急期の活動	194
第1節	災害救助法の適用	194
第1	実施責任者	194
第2	適用基準	194
第3	住家滅失世帯数の算定基準	195
第4	住家の滅失等の認定	195
第5	世帯及び住家の単位	195
第6	適用手続	196
第7	救助の内容	196
第8	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	196
第2節	給水活動	198
第1	実施責任者等の役割	198
第2	給水の実施	198
第3	供給対策	199
第4	水道施設の応急対策(大阪広域水道企業団)	199
第5	広報	199
第6	補給水源	200
第3節	食料・生活必需品等供給	201
第1	実施責任者	201
第2	食料等の確保	201

第3	食料の供給.....	202
第4	生活必需品等の調達方法	202
第5	生活必需品等の範囲	202
第6	救援物資の集積及び供給	203
第4節	福祉活動（避難行動要支援者への支援）.....	205
第1	避難行動要支援者の安否確認及び被災状況等の把握.....	205
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動.....	205
第5節	社会秩序の維持	207
第1	警戒活動の強化	207
第2	暴力団排除活動の徹底	207
第3	市民への呼びかけ	207
第4	物価の安定及び物資の安定供給	207
第6節	農作物等応急対策.....	209
第1	実施責任者	209
第2	農業用施設応急対策	209
第3	農作物応急対策	209
第7節	住宅の応急確保	210
第1	被災住宅の応急修理	210
第2	住居障害物の除去	210
第3	応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅）	211
第4	応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）	211
第5	応急仮設住宅の運営管理	212
第6	公共住宅への一時入居	212
第7	住宅に関する相談窓口の設置等	212
第8節	応急教育等対策	213
第1	実施責任者	213
第2	校園長の措置.....	213
第3	安全確保（地震時）	213
第4	安全確保（風水害時）	214
第5	応急教育の実施	214
第6	学校給食の応急措置	215
第7	就学援助等	215
第8	事前計画の策定が必要な検討事項	216
第9	状況別対応行動（地震時）	216
第10	応急保育の整備	219
第11	文化財の応急対策	219
第9節	保健衛生活動.....	220
第1	実施責任者	220
第2	防疫活動.....	220
第3	食品衛生監視活動	221
第4	被災者の健康維持活動	221
第5	動物保護等の実施	222
第10節	廃棄物等の処理.....	223
第1	実施責任者	223

第2	し尿処理	223
第3	生活ごみ処理	223
第4	災害廃棄物等処理	224
第5	死亡獣畜処理	225
第6	府等への応援要請.....	225
第11節	搜索活動と遺体対策	226
第1	実施責任者	226
第2	行方不明者等の搜索	226
第3	遺体の収容.....	226
第4	遺体洗浄消毒等の処置	226
第5	遺体安置所の設定	226
第6	遺体の火葬.....	227
第7	応援要請.....	227
第12節	自発的支援の受入れ.....	228
第1	ボランティアの受入れ	228
第2	義援金品の受付・配分.....	228
第3	海外からの支援の受入れ	229
第13節	危険物等災害応急対策.....	230
第1	危険物災害応急対策	230
第2	火薬類・高圧ガス・液化石油ガス災害応急対策	230
第3	毒物劇物災害応急対策	230
第4	放射性同位元素にかかる災害応急対策.....	231
第5	管理化学物質災害応急対策	231
第14節	鉄道災害応急対策.....	232
第1	情報収集伝達体制	232
第2	鉄道事業者の災害応急対策	232
第15節	原子力災害対策.....	234
第1	原子力災害応急対策の推進	234
第2	広域避難者の受入れ	235
第16節	その他災害応急対策	237

第4編 災害復旧・復興対策

第1節 復旧事業の推進	239
第1 被害の調査	239
第2 公共施設等の復旧	239
第3 激甚災害の指定	239
第4 激甚災害指定による財政援助	239
第2節 支援体制	241
第3節 市民等からの問い合わせ	242
第4節 被災者の生活再建等の支援	243
第1 災害弔慰金等の支給	243
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	243
第3 租税等の減免及び徴収猶予等	244
第4 住宅の確保等	244
第5 被災者生活再建支援金	245
第5節 罹災証明書の交付	247
第1 罹災証明書の交付	247
第2 住家等被害調査	249
第6節 中小企業の復興支援	250
第1 資金需要の把握・調査	250
第2 資金の融資	250
第3 中小企業者に対する資金融資制度等の周知	250
第7節 農業関係者の復興支援	251
第1 資金需要の把握・調査	251
第2 資金の融資	251
第3 農業関係者に対する資金融資制度等の周知	251
第8節 復興対策	252
第1 復興に向けた基本的な考え方	252
第2 原状復旧	252
第3 復興に向けた取組み	252

付編Ⅰ 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第Ⅰ節 総 則.....	253
第Ⅰ 目 的.....	253
第Ⅱ 基本方針.....	253
第Ⅱ節 東海地震注意情報が発表された時の措置	254
第Ⅰ 東海地震注意情報の伝達	254
第Ⅱ 警戒態勢の準備	254
第Ⅲ節 警戒宣言が発せられた時の対応措置	255
第Ⅰ 東海地震予知情報・警戒宣言の伝達	255
第Ⅱ 警戒態勢の確立	255
第Ⅲ 市民・事業者に対する広報.....	256

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則	259
第1 推進計画の目的	259
第2 推進計画の性格と役割	259
第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	259
第2節 災害対策本部の設置等	260
第1 災害対策本部の設置等	260
第2 本部等の組織及び運営	260
第3 災害応急対策要員の参集	260
第3節 地震発生時の応急対応策	261
第1 地震発生時の応急対策	261
第2 資機材、人員等の配備手配	262
第3 他機関に対する応援要請等	263
第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	264
第1 南海トラフ地震臨時情報について	264
第2 防災対応	264
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達	265
第5節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	266
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	267
第1 施設等の整備方針	267
第2 建築物、構造物等の耐震化・不燃化	267
第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	267
第7節 防災訓練計画	268
第1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施	268
第2 学校における防災訓練の実施	268
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	269
第1 地域防災力の向上	269
第2 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	270
第9節 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止	272
第1 南海トラフ地震等が時間差発生した場合への対応	272
第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応	272

第I編 總 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（法令番号は資料編 法令名と法令番号等一覧参照：以下同じ）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条（推進計画）の規定に基づき、本市の地域にかかる防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、本市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（本市域に係る公共的団体をいう。）が処理すべき事務または業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

第1 計画の構成と内容

この計画は、総則、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策、付編として、東海地震の警戒宣言に伴う対応、南海トラフ地震防災対策推進計画、資料編から構成されている。各編で対応する内容は、次のとおりとする。

構 成	内 容
第1編 総則	計画の目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める。
第2編 災害予防対策	被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める。
第3編 災害応急対策	災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める。
第4編 災害復旧・復興対策	災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策、中長期的な視点に立っての復興計画について定める。
付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応	東海地震関連情報に伴う社会混乱の防止に努め、本市及び市民、事業者等のとるべき適切な対応措置・警戒体制について定める。
付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画	平成25年（2013年）11月に制定された「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（従来の「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を改正）に基づき、平成26年（2014年）3月に内閣総理大臣によって、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。このことから、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定し、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。
資 料 編	各対策に関連する資料、様式、用語解説等を収録する。

第2 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第3 他の計画及び諸法令に基づく計画との関係

1 他の計画との関係

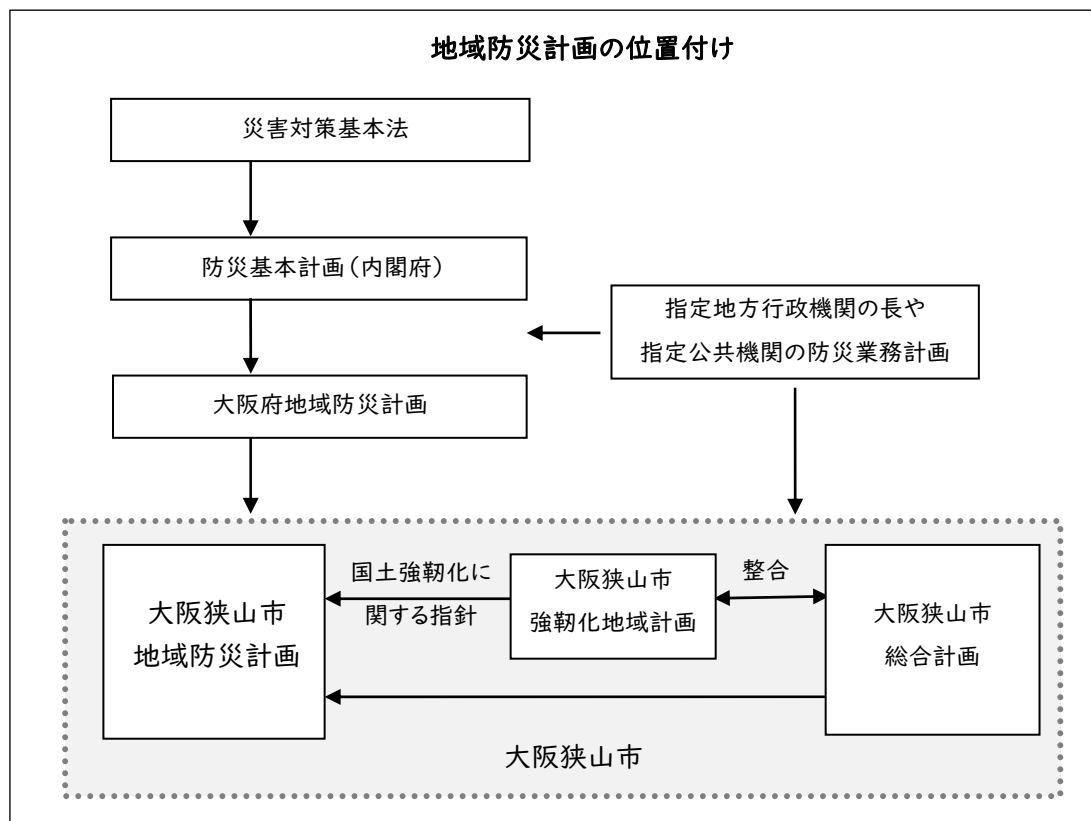
この計画は、大阪狭山市にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長または、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画との整合を図る。

また、この計画は、災害対策基本法及び災害救助法に基づき知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的な計画である。

そして、市総合計画（長期的な「まちづくり」の基本的な方向とめざすべき姿を明らかにした指針）に基づく諸施策と密接な関連性を有する。本市では、令和3年（2021年）度から12年（2030年）度までを計画期間とする「第五次大阪狭山市総合計画」を策定しており、これに基づいた実施計画により諸施策を展開している。防災面では、基本構想における5つのまちづくりの目標の一つに「安全で安心できるまちづくり」を位置づけるとともに、基本計画における第5章において、「施策17. 防災・防犯対策の強化」「施策18. 消防・救急体制の強化」などの施策を位置づけている。また、市地域防災計画における国土強靱化に関する指針となる市強靱化地域計画を令和3年（2021年）3月に策定している。

2 諸法令等に基づく計画との関係

この計画は、消防法、高圧ガス保安法、建築基準法、気象業務法、災害救助法等各般の諸法令・規定に、相互に整合性が保たれている。



第4 防災の基本方針

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪狭山市防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、甚大な被害をもたらすおそれがある上町断層帯地震や南海トラフ巨大地震に伴う被害想定結果を踏まえ市域の災害対策を進めてきた。しかし、平成28年（2016年）熊本地震における地震の連続発生や平成30年（2018年）に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を進めていくこととする。

さらに、令和2年（2020年）における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など、被災後の感染症対策の観点を取入れた防災対策を実施する。

資料1-1 大阪狭山市防災会議条例

資料1-2 大阪狭山市防災会議委員名簿

1 防災の基本理念

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。

2 計画の基本方針

この計画の基本方針を、「自分たちのまちは自分たちで守る」を原則に次のとおり定め、市民・行政・防災関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いに連携し、協働して災害対策を推進していく。

◆ 計画の基本方針 ◆

災害に強いまち・大阪狭山市をめざして

- ◆ 災害に強い人・まちをつくる
- ◆ いのちを守る・いのちをつなぐ減災対策の推進
- ◆ 自助、共助、公助による防災対策の推進

3 計画的な災害対策の実施

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、本市の国土強靱化に関する事項の指針となる大阪狭山市強靱化地域計画とも整合を図り絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応したマニュアル等の作成を進める。

- 災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。発生頻度が比較的高い自然災害に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロをめざす防災を実現する。さらに、極低頻度であるが発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震等に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災をめざす。
- 災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害が発生するおそれがある場合は、気象警報等など、情報伝達等による災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集し

第1節 目的

た情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

- 災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、継続的にPDCAサイクル※を適用して充実に努めるとともに、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって令和12年(2030年)までに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)の観点を踏まえながら、取り組んでいくこととする。

※PDCAサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じたものとするために、防災計画について毎年検討を行い、必要があると認めるときは市防災会議に諮り修正する。

また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、防災計画間の必要な調整、国や府からの本市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

なお、修正にあたっては原則として次の手順で行う。

- 1 市防災会議は防災関係機関や市民の意見等を聴き、防災計画修正案を作成する。
ただし、組織機構・資料の変更については、随時修正し、防災会議へ報告する。
- 2 市防災会議を開催し、防災計画修正案を審議・決定する。
- 3 市防災会議は、作成した防災計画の修正案について災害対策基本法第42条第5項の規定により、知事に報告する。
- 4 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。なお、公表の手段として、市ホームページ・広報誌に掲載する等により周知する。

資料1-1 大阪狭山市防災会議条例

資料1-2 大阪狭山市防災会議委員名簿

第6 計画の周知徹底

この計画は、市職員及び防災関係機関その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図る。

また、この計画の要旨を市ホームページ・広報等により公表し、地域住民に周知するとともに、災害予防対策に基づく訓練を十分に実施する。

第7 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、常に事務の進捗状況の把握に努める。

第8 用語の定義

この計画において使用する用語の定義は、次のとおりである。

用 語	定 義
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人、DV被害者など、特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。 なお、以前は「災害時要援護者」という表現が用いられていたが、平成25年（2013年）6月の災害対策基本法の一部改正以降、「避難行動要支援者」という表現に改められた。
ライフライン	上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
災害時	災害が発生し、または発生するおそれがある場合をいう。
指定緊急避難場所	災害対策基本法（第49条の4）に基づき、切迫した災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設・場所をいう。
指定避難所	災害対策基本法（第49条の7）に基づき、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市が指定した施設をいう。 なお、本市では、令和3年（2021年）度現在、14箇所の小中学校等を指定しており、いずれも指定緊急避難場所を兼用している。
福祉避難所	災害時に障がい者や高齢者等、一般の避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を対象に開設される避難所をいう。一般の指定避難所とは異なり、災害発生後に必要性が認められた場合に開設される。
避難情報	「高齢者等避難※1」、「避難指示※2」、「緊急安全確保※3」の3区分から成り、災害による危険が迫り、立退き避難等が必要と判断した場合に、切迫状況に応じて市長が発令するもの。 なお、従来設けられていた「避難勧告」は、令和3年（2021年）5月の災害対策基本法の一部改正により、「避難指示」に一本化されるとともに、その他の区分についても、名称変更が行われた。 ※1：災害対策基本法 第56条第2項 ※2：第60条第1項 ※3：第60条第3項
自衛隊	陸上、海上、航空自衛隊をいうが、陸上自衛隊第3師団が警備区域として大阪府を担当しており、災害派遣を行った場合は第3師団長が災害派遣実施部隊長となる。

第2節 市域の概況

第1 地理的条件

1 位置

本市は、大阪平野のほぼ東南に位置し、西、北は堺市に、南は河内長野市に、東は富田林市に接する。面積は11.92km²で府内(33市9町1村)39番目の広さである。(令和3年(2021年)10月1日時点)

市の位置・広ぼう・高度・面積

位 置	東経 北緯	135°33' 34°30'
広 ば う	東西 南北	2.4km 7.0km
高 度	最高 最低	162m 52m
面 積		11.92km ²



2 地勢

南から北へ傾斜し、南北に細長い地形になっており、北・東部の平野地と南・西部の丘陵地帯に二分され、平野地は東の羽曳野丘陵、北の大阪平野へ、丘陵地帯は南西の泉南丘陵へ連なっている。

また、ほぼ中央部の狭山池の南から西除川（天野川）、三津屋川が流入し、狭山池からは西除川、東除川が北流し大和川に注いでいる。

市内には、ため池が約120箇所分布しており、これらの周辺には良好な水田環境や、まとまりのある農地が形成されている。

第2 地質構造

1 地形

本市中央部の西除川沿いには谷底平野が細長く南北に連なり、中部から北部にかけて砂礫台地・中位段丘が広がる。南部には、山地・丘陵地が分布し、谷筋には谷底平野が分布する。また、一部には、人工改変地がみられる。

2 地質

本市における地質は、大阪層群、段丘層、沖積層からなり、大阪層群は半固結状で、砂礫層及び泥層を主体とする。段丘層・沖積層は未固結堆積物として区分されており、主として砂礫がちの堆積物である。

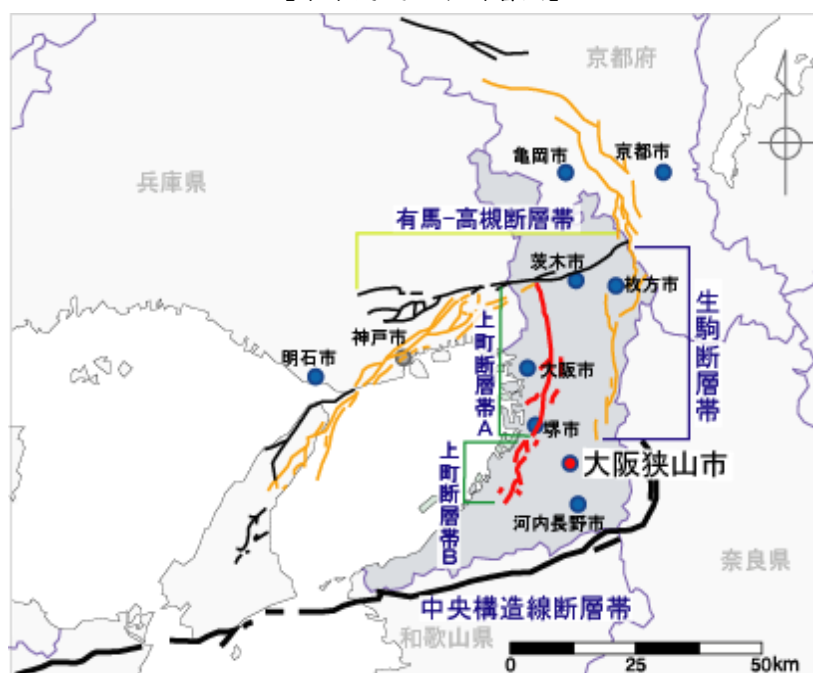
また、中・低位段丘層、高位段丘層、大阪層群、古大阪層群が分布する。谷部には沖積層（運積土）が分布し、軟弱な粘土・砂などの地層を形成している。

3 活断層

本市の直下には活断層は見あたらないが、活断層が地表から見えない場合や活断層地形がまったく確認できないところに、突然に地震が発生した例もあり、また、本市近辺に活断層であることが確実なものとされる活断層（生駒断層帯、上町断層帯、中央構造線断層帯、有馬一高槻断層帯）が走っている。

また、近年における建物の中高層化、交通の輻輳等の状況からみて、震度5弱・5強程度であっても地盤の性状や建物等の形状によっては、ある程度の被害の発生が予想され、社会的混乱の発生が懸念される。引き続き、なお一層の地震への備え、対応について対策を推進する。

【本市周辺の活断層図】



第3 気象

本市の気象概況は、令和2年（2020年）観測値（アメダス堺観測所）によると、年平均気温が17.3℃、年間降水量が1,394mmとなっており、瀬戸内式気候に代表される比較的温暖で雨量の少ない地域である。降雨時期については、4月下旬を中心とする春雨、6月下旬を中心とする梅雨、9月下旬を中心とする台風期を含む秋雨時に集中している。

第4 社会的条件

1 人口

昭和26年（1951年）4月1日の町制施行時9,000余人の人口であったが、昭和42年（1967年）から南西部の丘陵地帯における大規模な開発（狭山ニュータウン）により、昭和45年（1970年）から昭和50年（1975年）までの5年間には87.8%と府内随一の増加率を示した。

ニュータウンへの入居がほぼ完了したとみられる昭和55年以降この傾向は鈍化しているものの、昭和60年（1985年）の国勢調査では5万人を突破し、昭和62年（1987年）10月1日「大阪狭山市」として市制施行した。

令和2年（2020年）の国勢調査では、10月1日現在の人口は58,435人で、平成12年（2000年）以降、周辺都市の人口が減少する中、令和元年（2019年）8月末の人口が58,769人（住民基本台帳人口：住民票に記載されている人の数）と過去最高となるなど、微増の傾向を示している。

世帯数についても、増加傾向であるが、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化、特に世帯人員が1人の世帯（単独世帯）が増加している。

また、高齢化の進展については、本市も例外ではなく、高齢化のひとつの指標である老年人口比率（総人口に占める65歳以上の割合）は増加傾向にあり、令和2年（2020年）の国勢調査では28.6%と概ね全国平均値と同程度となっている。高齢化の進展に伴って、支援を要する高齢者も増加していくことが見込まれることから、要介護高齢者をはじめ障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者への対策の充実が必要となっている。

平成27年（2015年）の国勢調査では、市外からの通勤・通学者が1万2千人超（12,382人）、市外への通勤・通学者が約1万9千人（18,858人）となっており、帰宅困難者対策の推進、安否確認の充実が求められている。

人口及び世帯数等の推移

（各年10月1日現在）

年	人口 (人)	増 加		世帯数	一世帯あ たり人員 (人/世帯)	老 年 人 口			人口密度 (人/km ²)
		数 (人)	率 (%)			人 口 (人)	割 合 (%)	全 国 割 合 (%)	
昭和50年 (1975年)	36,045	—	—	9,954	3.62	1,679	4.7	7.9	2,991.3
昭和55年	46,508	10,463	29.0	13,716	3.39	2,543	5.5	9.1	3,859.6
昭和60年	50,246	3,738	8.0	15,346	3.27	3,336	6.6	10.3	4,169.8
平成2年	54,319	4,073	8.1	17,188	3.16	4,356	8.0	12.0	4,580.0
平成7年	57,647	3,328	6.1	19,189	3.00	5,927	10.3	14.3	4,860.6
平成12年	56,996	-651	-1.1	20,295	2.81	7,639	13.4	17.3	4,805.7

年	人口 (人)	増 加		世帯数	一世帯あたり人員 (人/世帯)	老 年 人 口			人口密度 (人/km ²)
		数 (人)	率 (%)			人 口 (人)	割 合 (%)	全 国 割 合 (%)	
平成17年	58,208	1,212	2.1	21,807	2.67	9,997	17.2	20.1	4,907.9
平成22年	58,227	19	0.03	22,563	2.58	12,915	22.2	23.0	4,909.5
平成27年	57,792	-435	-0.8	22,982	2.51	15,419	26.8	26.6	4,848.3
令和2年 (2020年)	58,435	643	1.1	24,216	2.41	16,429	28.6	28.7	4,902.3

(出典：国勢調査)

2 土地利用

土地利用現況調査によると、市街地が約5割と最も多く、次いで農地が約2割、水面は約1割となっており、山林はわずかにすぎず、農地の緑と水面がオープンスペースの役割を担っている。

市内には狭山池を中心に大小さまざまなため池が点在している。ため池は泉州地域を含めた大阪府南部の地域的な特徴であり、なかでも本市は市域面積に占める水面面積の比率が特に高いことが特徴となっている。

市域全域が都市計画区域であり、そのおよそ6割が市街化区域、4割が市街化調整区域となっている。市街化区域については、概ね既成市街地と市街化形成途上の市街地に二分される。既成市街地には、面整備済市街地とそれ以外の旧集落や小規模な開発が連担して形成された市街地が存在する。市街化形成途上の市街地では旧集落に加え、宅地化農地等空閑地での開発による市街地が形成されつつある。市街化調整区域では、東野・大野地区等において集落地、農地、ため池、樹林が一体となった田園的な環境が形成されているが、近年では農業経営環境の変化等に伴い、休耕地や放棄地が増加する傾向にある。

資料2-11 土地利用現況調査

資料2-12 市街化・市街化調整区域面積（都市計画決定による面積）

3 都市構造

本市の東端を南北に南海電気鉄道高野線が縦貫しており、通勤・通学の交通手段となっている。

道路は、国道310号と府道河内長野美原線が南北に走り、堺市や河内長野市等と結ばれ、また、府道森屋狭山線、堺狭山線と市道金剛泉北線、甘山高蔵寺線が東西に走り泉北ニュータウン等と結ばれている。

幹線道路は、近年の交通量の増大に伴い、朝夕のラッシュ時の交通渋滞が慢性化しており、渋滞を回避する車両が地域内道路に流入し、生活道路としての機能が低下しつつある。そのため、今後も市の骨格となる幹線道路の整備を促進していく必要がある。

住宅は、国道310号を境にして狭山ニュータウンが西側にあり、泉北ニュータウンと接している。一方、東側に旧市街地が密集し、市域の中央部、北部には田園地帯が残っており、住居は概ね一戸建てまたは5階建までの低層であるが、高層住宅も見受けられる。

このように木造家屋の密集、中高層建築物の増加等とあいまって都市型大規模災害の発生の危険を内包している。

第2節 市域の概況

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 災害応急対策

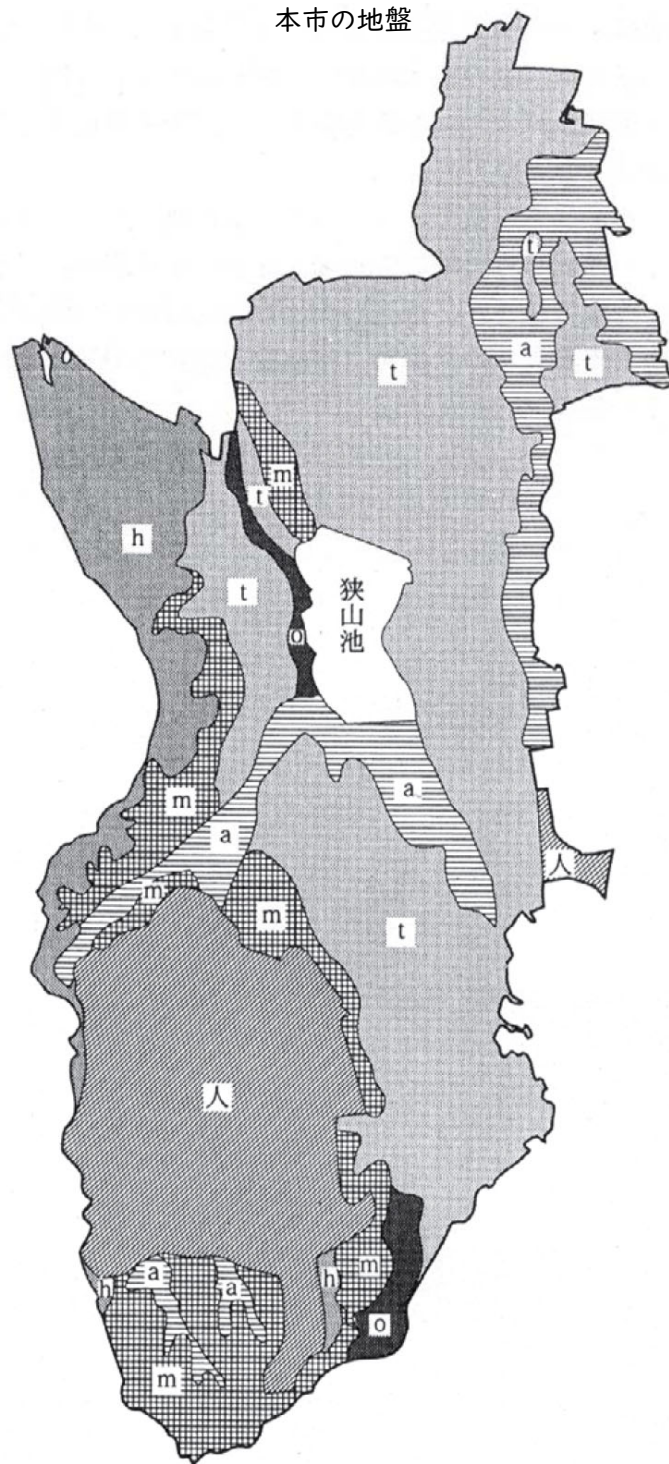
第4編 災害復旧・復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編

本市の地盤



記 号	地盤区分	地 質 区 分	層 相、岩 相	地 形
t	土砂地盤1	a 中・低位段丘層	礫が主体、一部海成粘土を含む。	段丘(台地)、段丘崖
h		b 高位段丘層、満池谷層、空港島累層、大阪層群(Ma6より上位)	風化礫、礫砂主体、連続しない植物質粘土層や海成粘土を含む。	高位段丘、丘陵、山麓地
m		c 大阪層群(Ma0~Ma6)	海成粘土と砂・礫の互層	丘陵
o		d 古大阪層群	礫・砂主体、淡水粘土を挟む。	丘陵
a	土砂地盤2	a 沖積層(運積土)	軟弱な粘土層と砂層	平野、谷底平地
人	人工地盤		土砂、岩屑、廃棄物、切土	造成地、埋立地、土取跡地

第3節 災害の想定

第1 想定災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地形、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、都市構造等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生のおそれのある災害を想定し、これを基礎とした。

この計画作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、これらの各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

1 台風等による災害

- (1) 大雨による河川の氾濫、浸水、ため池の破堤等による水害等
- (2) 強風及び竜巻による家屋の倒壊等

2 集中豪雨等異常降雨による災害

- (1) 河川の氾濫、浸水、ため池の破堤等による水害等
- (2) 周りより標高の低い場所等の排除不良による浸水等
- (3) 宅地造成地による崖くずれ等
- (4) 山地における地すべり等

3 大規模な火災による災害

- (1) 市街化区域等の家屋密集地における大規模火災
- (2) 山地における大規模山林火災

4 危険物による災害

- (1) 危険物の爆発による災害
- (2) 危険物の流出、噴出による災害
- (3) その他の大規模な事故による災害

5 地震による災害

6 鉄道災害

7 原子力災害

資料2-1 大阪狭山市防災マップ

資料2-2 内水ハザードマップ

資料2-3 ため池ハザードマップ

資料2-4 地震ハザードマップ

第2 地震被害想定

この計画の地震被害は、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による内陸直下型地震と、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）による被害を想定した。

1 想定地震

- 内陸直下型地震 ① 上町断層帯 A・B ② 生駒断層帯
- ③ 有馬高槻断層帯 ④ 中央構造線断層帯
- 海溝型地震 ⑤ 南海トラフ巨大地震

第3節 災害の想定

2 想定地震発生時の条件

- ・季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時
- ・気象条件 天候 晴れ、風速(過去10年間の超過確率1%風速)
(1%超過確率:年に3回程度は発生する可能性を指す。)

3 大阪府の被害想定に基づく本市における想定結果

想定地震		内陸直下型地震				
		①上町断層帯 (A)	①上町断層帯 (B)	②生駒断層帯	③有馬高槻 断層帯	④中央構造線 断層帯
地震の規模	マグニチュード(M)	7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1
	震度	4~7	4~7	4~7	3~7	3~7
建物全半壊棟数		全壊 584棟 半壊 1,149棟	全壊 2,580棟 半壊 2,986棟	全壊 41棟 半壊 129棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 183棟 半壊 472棟
出火件数 (炎上1日夕刻)		0件	2件	0件	0件	0件
死傷者数		死者 2人 負傷者 250人	死者 20人 負傷者 685人	死者 0人 負傷者 24人	死者 0人 負傷者 0人	死者 0人 負傷者 90人
罹災者数		4,966人	16,859人	483人	1人	1,865人
避難所生活者数		1,441人	4,890人	141人	1人	541人
ライフライン	停電	2,841軒 10.8%	7,936軒 30.2%	98軒 0.4%	0軒 0.0%	980軒 3.7%
	ガス 供給停止	0戸 0%	16,000戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
	水道 断水	48.2% 28,000人	70.7% 41,000人	38.5% 22,000人	0% 0人	42.8% 25,000人
	電話 不通	1,375回線 1.8%	10,314回線 13.5%	764回線 1.0%	0回線 0%	1,375回線 1.8%

(資料:平成19年(2007年)3月大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書)

想定地震(海溝型地震)		⑤南海トラフ巨大地震		
地震の規模		マグニチュード(M) 9.0~9.1 最大震度6弱		
建物全半壊棟数(揺れ、液状化による被害)		全壊130棟 半壊1,368棟		
出火件数(炎上出火冬18時)		1件		
死傷者数(冬18時、建物倒壊による被害)		死者4人 負傷者197人		
避難者数		1週間後2,817人(うち、避難所1,408人) 1ヶ月後2,616人(うち、避難所785人)		
ライフライン	停電	被災直後12,254軒 1日後525軒 7日後0軒		
	電話不通	固定電話 被災直後6,994件 1日後0件 携帯電話(基地局数118局) 停波基地局率 被災直後53.0% 1日後2.1% 7日後0%		
	水道断水	被災直後40,039人	1日後9,561人	7日後8,054人
	下水道機能支障	被災直後1,497人	1日後1,497人	7日後943人
帰宅困難者数		2,322人		

(資料:平成25年(2013年)10月30日、平成26年(2014年)1月24日南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会会議配布資料)

4 想定結果に基づく本市の取組み

本市に最も被害をもたらすと想定される地震は「①上町断層帯B」で、次いで「①上町断層帯A」、「④中央構造線断層帯」である。

「①上町断層帯B」による人的被害は死者20人、負傷者685人、罹災者16,859人、「①上町断層帯A」による人的被害は死者2人、負傷者250人、罹災者4,966人となっている。出火件数は、2件、0件と少ないが建物全半壊棟数は5,566棟、1,733棟と多く、被害のほとんどが建物倒壊によるものと推測されている。

また、避難所生活者は、4,890人、1,441人となっている。

したがって、本市においては被害想定結果をもとに防災対策を推進する上での対応策として、市民に対して住宅の耐震化の必要性を広報誌等を通して周知を図るほか、避難誘導體制及び避難所の充実を図る必要がある。

第3 南海トラフ地震防災対策推進地域

平成25年(2013年)11月に従来の「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正され、平成26年(2014年)3月に内閣総理大臣によって、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)に指定された。

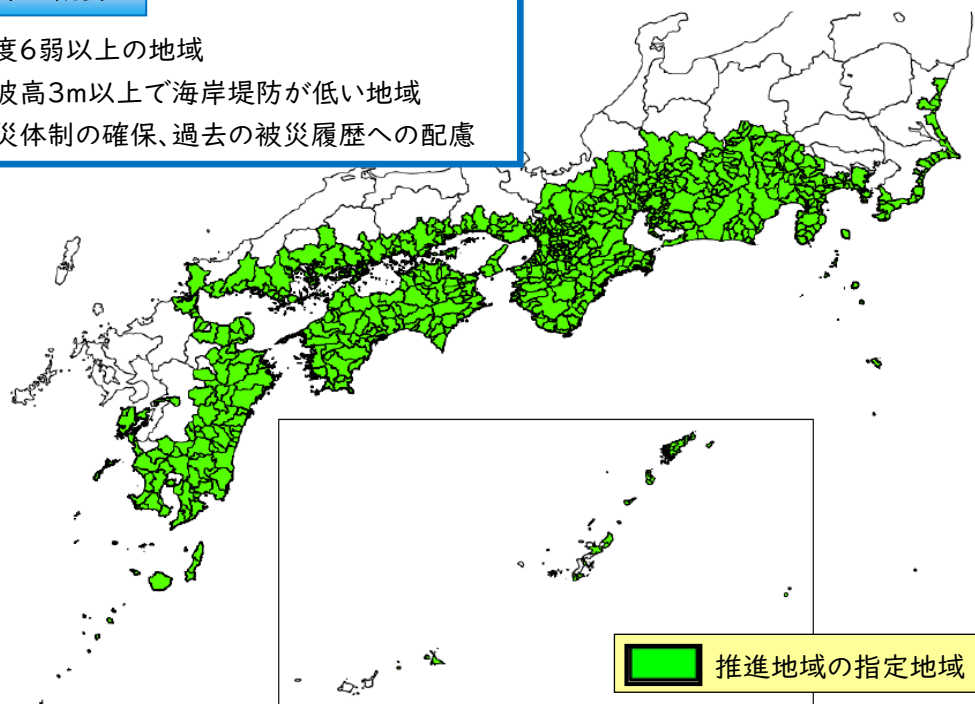
府では、本市を含む42市町村が推進地域に指定されている。

なお、推進地域の指定基準は、次のとおりであるが、本市は震度に関する基準に該当する。

南海トラフ地震防災対策推進地域図

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



第3節 災害の想定

(1) 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）

(2) 津波に関する基準

「大津波」（3m以上）が予想される地域のうち、この水位よりも高い海岸堤防がない地域

(3) 過去の地震による被害

- 過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。
- 「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。

(4) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・ 広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・ 周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

第4節 防災関係機関の基本的責務

本市をはじめ防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 大阪狭山市

本市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、市民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、本市の有するすべての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

第2 大阪府

府は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに府民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、府域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、府及び市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

第4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、府及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5節 防災関係機関の業務大綱

市をはじめ防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務及び業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 大阪狭山市

1 危機管理室（本部事務局）

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部・災害警戒本部の総合調整に関すること。
- (3) 地域防災計画に関すること。
- (4) 気象予警報等の収集伝達に関すること。
- (5) 防災行政無線の管理運用に関すること。
- (6) 被災者対策その他災害対策に関すること。

2 政策推進部（総括広報部）

- (1) 関係機関への連絡調整に関すること。
- (2) 本部における災害情報の総括に関すること。
- (3) 本部の庶務及び本部の特命事項に関すること。
- (4) 災害見舞いの応接及び現地視察に関すること。
- (5) 出動人員の把握に関すること。
- (6) 災害救助法に関すること。
- (7) 職員の給与給食に関すること。
- (8) 市民、自治会等の代表者への避難指示等の伝達に関すること。
- (9) 災害広報に関すること。
- (10) 報道機関への情報提供及び連絡に関すること。
- (11) 記録写真の作成に関すること。
- (12) 安否情報の収集及び広報に関すること。
- (13) 市民からの災害情報のとりまとめ及び情報提供に関すること。
- (14) 他部に属さない事柄に関すること。

3 総務部・市民生活部〔市民窓ロググループ、市民相談・人権啓発グループ〕・議会事務局（総務情報・調査部）

- (1) 庶務・情報に関すること。
- (2) 庁舎管理に関すること。
- (3) 本庁舎の応急復旧に関すること。
- (4) 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。
- (5) 職員、物資の搬送のための配車に関すること。
- (6) 災害財政措置に関すること。
- (7) 緊急救援物資の購入調達に関すること。
- (8) 契約に関すること。
- (9) 災害の記録及び掲示に関すること。
- (10) 災害市民相談に関すること。（電話受付・相談窓口設置）
- (11) 災害発生時における各施設等の被害状況調査及び報告に関すること。
- (12) 被害家屋の調査に関すること。

- (13) 罹災証明書の発行に関すること。
- (14) 本部指示による他部への応援に関すること。

4 健康福祉部・出納室(医療救護部)

- (1) 医療救護に関すること。
- (2) 救援物資に関すること。
- (3) 義援金に関すること。
- (4) ボランティアに関すること。
- (5) 避難行動要支援者の支援に関すること。
- (6) 日本赤十字社大阪府支部、災害拠点病院等との連絡調整に関すること。
- (7) 災害生業資金の貸付に関すること。
- (8) 福祉施設の応急復旧に関すること。
- (9) 避難者の健康管理に関すること。
- (10) 医療機器材の調達保管提供に関すること。
- (11) 関係機関への医療応援要請に関すること。
- (12) 感染症患者発生に対する措置に関すること。
- (13) 本部指示による他部への応援に関すること。

5 都市整備部・水資源部[下水道工務グループ、治水対策グループ](応急建設部)

- (1) 応急建設に関すること。
- (2) 道路関係施設の応急復旧に関すること。
- (3) 土木関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 市道の交通規制に関すること。
- (5) 交通関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 災害救助法による応急仮設住宅建設に関すること。
- (7) 公園施設及び街路樹の応急復旧に関すること。
- (8) 宅地の応急復旧の指導に関すること。
- (9) 被災建築物応急危険度判定士との連絡に関すること。
- (10) 宅地造成工事の被害調査に関すること。
- (11) 農業・水産施設の応急復旧に関すること。
- (12) ため池水防非常配備に関すること。
- (13) 浸水被害箇所等の応急復旧に関すること。
- (14) 下水道施設の応急復旧に関すること。
- (15) 排水路の清掃及び汚泥の搬出に関すること。
- (16) 下水道関係機関との連絡調整に関すること。
- (17) 本部指示による他部への応援に関すること。

6 市民生活部[生活環境グループ、産業振興・魅力創出グループ]・総合行政委員会事務局(衛生調整部)

- (1) 衛生に関すること。
- (2) ごみの応急処理に関すること。
- (3) し尿の応急処理に関すること。
- (4) 災害廃棄物等の応急処理に関すること。
- (5) 遺体の安置及び火葬に関すること。
- (6) 家畜感染症の予防及び防疫に関すること。

第5節 防災関係機関の業務大綱

- (7) 消毒に関すること。
- (8) 徘徊動物の捕獲及び処理に関すること。
- (9) 死獣の処理に関すること。
- (10) 災害発生に伴う公害防止及び環境保全に関すること。
- (11) 商工業施設の応急復旧に関すること。
- (12) 被災事業者に対する融資あっせん指導に関すること。
- (13) 本部指示による他部への応援に関すること。

7 教育部・こども政策部(避難・給食部)

- (1) 避難・給食に関すること。
- (2) 炊出しその他による食料の供給に関すること。
- (3) 避難所の開設及び管理に関すること。
- (4) 避難所における避難者の管理及び救援物資の配給指導に関すること。
- (5) 学校園への指令及び連絡調整に関すること。
- (6) 学校園施設の応急復旧に関すること。
- (7) 児童・生徒の安全誘導に関すること。
- (8) 校区の災害情報の連絡に関すること。
- (9) 学用品の給与に関すること。
- (10) 文化財に関すること。
- (11) 本部指示による他部への応援に関すること。

8 水資源部[経営総務グループ](給水部)

- (1) 大阪広域水道企業団への連絡調整に関すること。
- (2) 大阪府下水道室(南部流域下水道事務所)への連絡調整に関すること。
- (3) 本部指示による他部への応援に関すること。

9 危機管理室[消防担当](消防部)

- (1) 堺市消防局(堺市大阪狭山消防署)への連絡調整に関すること。
- (2) 消防団に関すること。
- (3) 本部指示による他部への応援に関すること。

第2 大阪府

1 富田林土木事務所

- (1) 災害予防、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 所管する公共土木施設の防災対策、水防活動並びに水防警報・情報等の伝達及び被災施設の復旧等に関すること。

2 富田林土木事務所松原建設事業所

- 所管する河川等の防災対策及び被災施設の復旧等に関すること。

3 富田林保健所

災害時における保健衛生活動・医療救護活動に関し、本市が処理する事務または業務の指導、指示等の連絡調整に関すること。

4 南河内農と緑の総合事務所

ため池防災対策、水防活動及び農地、農業用施設、農畜産物の被害情報収集、防疫復旧等に関すること。

5 大阪府下水道室（南部流域下水道事務所）

- (1) 下水道使用制限に関すること。
- (2) 下水道の被害情報に関すること。

第3 大阪府警察本部（大阪府黒山警察署）

- 1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- 2 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- 3 交通規制・管制に関すること。
- 4 広域応援等の要請・受入れに関すること。
- 5 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。
- 6 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
- 7 災害資機材の整備に関すること。

第4 堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）

- 1 災害情報の収集に関すること。
- 2 消防、水防その他の災害応急措置及び災害拡大の防止措置に関すること。
- 3 消火、救助、救急、救護活動に関すること。

第5 指定地方行政機関**1 大阪管区気象台**

- (1) 観測施設等の整備に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 災害にかかる気象・地象・水象等に関する情報、予報並びに警報（特別警報含む。）の発表及び伝達に関すること。
- (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- (5) 府や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

第5節 防災関係機関の業務大綱

2 近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品及び米穀の供給に関すること。

第6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- 1 地域防災計画にかかる訓練への参加協力に関すること。
- 2 災害派遣に関すること。
- 3 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関等

1 日本郵便株式会社（連絡窓口を大阪狭山郵便局とする。）

- （1）災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
- （2）災害時における郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- （3）災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。

2 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）

- （1）電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- （2）応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- （3）津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- （4）災害時における重要通信確保に関すること。
- （5）災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- （6）被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- （7）「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

3 大阪ガス株式会社

- （1）ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- （2）災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- （3）災害時におけるガスの供給確保に関すること。
- （4）被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

4 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- （1）電力施設の整備と防災管理に関すること。
- （2）災害時における電力による供給確保体制の整備に関すること。
- （3）災害時における電力の供給確保に関すること。
- （4）被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

5 南海電気鉄道株式会社、南海バス株式会社

- (1) 鉄道及びバス施設の防災管理に関すること。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

6 大阪広域水道企業団

- (1) 水道施設の耐震化等に関すること。
- (2) 水道の被害情報に関すること。
- (3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること。
- (4) 水道用水の供給確保に関すること。
- (5) 応急給水及び応急復旧に関すること。

7 日本赤十字社大阪府支部

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
- (3) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- (4) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (5) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- (6) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- (7) 援助物資の備蓄に関すること。

8 一般社団法人大阪狭山市医師会

- (1) 災害時における医療救護活動に関すること。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

9 一般社団法人狭山美原歯科医師会

- (1) 災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

10 一般社団法人大阪狭山市薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- (2) 医薬品等の確保及び供給に関すること。

11 狭山池土地改良区

- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) ため池の治水活用に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
- (4) 湛水防除活動に関すること。
- (5) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 大阪南農業協同組合

- (1) 防災営農の指導及び被害調査の協力に関すること。
- (2) 農業用施設等の災害復旧及び融資に関すること。

2 ため池管理者

ため池、水門、水路その他農業用施設の防災管理に関すること。

3 大阪狭山市地区長会、大阪狭山市自主防災組織

- (1) 市及び災害対策本部が実施する防災・減災対策及び災害応急対策に対する協力に関すること。
- (2) 各自治会等との連絡調整及び各種情報の伝達、その他応急措置の補助に関すること。
- (3) 災害時における安否確認、避難支援、避難者の世話、避難所の運営に関すること。

4 危険物関係の取扱い施設管理者

災害時における危険物の保安措置に関すること。

5 大阪狭山市赤十字奉仕団

災害時における医療助産等救護の協力及び避難所開設時における協力に関すること。

6 社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会

- (1) 避難行動要支援者の対策に関すること。
- (2) ボランティアの受入れ、人材の育成に関すること。
- (3) 災害ボランティアセンターの設置に関すること。

7 市施設指定管理者

災害時における市管理施設の管理業務の維持と災害対応支援に関すること。

第6節 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 市民の責務

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (4) 災害時における感染症対策等の確認

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

4 NPO・ボランティア等多様な機関との連携・協力

- (1) 防災訓練や防災講習等の実施による災害時の支援体制の構築や地域防災の担い手の確保
- (2) 避難行動要支援者の安否確認や自主的で円滑な避難所運営等に関する支援体制の充実

なお、ボランティア活動は、その自主性に基づくことから、市、府及び市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備に努める。

第2 事業者の責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策または災害復旧に必要な物資若しくは資材または役務の供給または提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

5 NPO・ボランティア等多様な機関との連携・協力

防災訓練や防災講習等の実施による災害時の事業継続体制の構築や担い手の確保

なお、ボランティア活動は、その自主性に基づくことから、市、府及び事業者、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備に努める。

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強い人づくり(地域防災力の強化)

第1節 防災意識の高揚

主な担当部等

危機管理室、総括広報部、総務情報・調査部、医療救護部、衛生調整部、応急建設部、給水部、避難・給食部、消防部、大阪狭山市社会福祉協議会

本市は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、感染症対策や要配慮者の多様なニーズに配慮するとともに、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する。また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるように努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提として、市民主体の取組みの重要性を周知し、その取組みを支援することにより、社会全体としての防災意識の高揚を図る。

第1 防災知識の普及啓発等

本市及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震災害、風水害、土砂災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の係わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人ひとりが確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知する。

また、防災(防災・減災への取組み実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るとともに、災害時においてもわいせつ行為や性的な暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう「わいせつ行為や暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ① 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあることなど、様々な災害の態様や危険性
- ② 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ③ 地域の地形、危険場所や防災マップ・ハザードマップの確認
- ④ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ⑤ 一時避難場所、指定緊急避難場所、広域的な一時避難場所、指定避難所、福祉避難所、地域一時避難場所等の役割
- ⑥ 男女共同参画等の視点を取入れた、多様な主体との連携・協働
- ⑦ 地域社会への貢献
- ⑧ 応急対応、復旧・復興に関する知識
- ⑨ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に関する知識

第1章 災害に強い人づくり(地域防災力の強化)

第1節 防災意識の高揚

(2) 災害への備え

- ① 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ、トイレトーパー等の生活物資の備蓄とローリングストック(日常的に備蓄物資を消費し買い足すという行為)の必要性
- ② 非常持ち出し品(貴重品、避難用具、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類、日常的に使用している薬(常用薬)やお薬手帳、応急医薬品、非常食、衛生用品、家族構成に合わせて紙おむつや粉ミルクなど)の準備
- ③ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ⑤ 落下物等による負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具の転倒防止対策や什器類の固定、家屋・施設・ブロック塀・擁壁等の予防・安全対策
- ⑥ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所(コンクリート屋内退避所を含む。)及び家族との連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認
- ⑦ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ⑧ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
- ⑨ 防災気象情報に関する知識
- ⑩ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- ⑪ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難といった避難情報や警戒レベルの意味と、発令時にとるべき行動
- ⑫ 大阪府が発信する災害モード宣言の主旨
- ⑬ 中高層集合住宅等における災害リスクと予防・安全対策
- ⑭ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ⑮ 安全な親戚・知人宅、ホテル等の多様な避難先の確認
- ⑯ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- ⑰ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑱ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ⑲ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、避難者や支援者がわいせつ行為や性的な暴力・DVの被害者にも加害者にもならないような「わいせつ行為や暴力は許されない」という意識の普及、徹底

(3) 災害時の行動

- ① 身の安全の確保方法
- ② 情報の入手方法
- ③ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル、災害モード宣言等に応じた具体的にとるべき行動
- ④ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- ⑤ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ⑥ 避難行動要支援者への支援(声かけ、手助けなど)
- ⑦ 初期消火、救出救護活動
- ⑧ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ⑨ 避難生活に関する知識
- ⑩ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録
- ⑪ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- ⑫ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

- ⑬ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

(1) 広報誌等による啓発

防災パンフレット、動画等を作成、活用するとともに、広報誌及びテレビ、ラジオなどマスメディア、ホームページ(インターネットやSNS)を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災をはじめ平成28年(2016年)熊本地震、平成30年(2018年)大阪北部地震、豪雨による各種災害等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、動画への字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

風水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間をはじめ、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(3) 防災教育啓発施設の活用

市民が防災意識を高め、また、対応力を向上することができるよう、防災資料館、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設を積極的に活用できるよう広報する。

第2 学校園における防災教育

市民の防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園(幼稚園・保育所・認定子ども園・小学校・中学校・高等学校等)における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校園は、園児・児童・生徒等の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、学校園の発達段階に応じた防災教育を実施する。

1 教育の内容

- (1) 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校園との連絡方法
- (2) 災害等についての知識
- (3) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (4) 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- (5) 防災情報の正しい知識
- (6) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- (7) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法

2 教育の方法

- (1) 学校園防災マニュアルの活用
- (2) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (3) 教育用防災副読本、動画の活用
- (4) 特別活動等を利用した教育の推進
- (5) 防災教育啓発施設の利用
- (6) 防災関係機関との連携
- (7) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (8) 自主防災組織や消防団及び地域防災推進リーダー(防災士、安全安心推進リーダー)、ボランティア

第1章 災害に強い人づくり(地域防災力の強化)

第1節 防災意識の高揚

等との連携

3 教職員等の研修

教育委員会は、地震・水害、土砂災害等に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

4 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

5 校園内防災体制の確立

学校園は、園児・児童・生徒等の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を見直すとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル)等の見直しを行い、校園内防災体制の確立に努める。

6 災害時の備蓄品

学校園は、園児・児童・生徒等が在校(在園)中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校園の実情に合わせて食料や飲料水等の備蓄品を整備する。

第3 職員に対する防災教育(人材の育成・活用)

市、府をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防団員の専門教育を強化する。

また、防災士等を取得した市職員の活用を図るため、地域防災計画やタイムライン(事前防災行動計画)をはじめとする防災関連計画の検討、地域総合防災訓練、避難所運営訓練などの企画・運営に参画する機会の拡充に努める。

1 教育の内容

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 気象、水象、地象、その他災害発生原因並びに放射性物質・放射線についての知識及び災害の種別ごとの特性
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 防災知識と技術(環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療等に関することを含む。)
- (6) 防災関係法令の適用
- (7) 図上訓練の実施
- (8) その他必要な事項

2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施及び参加
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知
- (4) 防災士等の各種資格の紹介と資格取得の支援

第4 南海トラフ地震防災対策における相談窓口の設置

市は、南海トラフ地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備に努める。

第5 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 自主防災体制の整備

主な担当部等	危機管理室、消防部、市民・事業者
--------	------------------

市は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団や地域防災推進リーダー(防災士、安全安心推進リーダー)、ボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画等の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、市は、地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加のもと、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定または変更をすることを提案することができる。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合には、初期における対応が重要であるが、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、市をはじめ防災関係機関の防災活動が十分に即応できない事態が予想される。被害の防止または軽減を図るには、地域住民等による組織的な防災活動が必要である。

このため、市は、住民組織の防災活動の取組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成に努め、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、地域防災推進リーダー(防災士、安全安心推進リーダー)、ボランティア団体等との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施などによる地域防災推進リーダー(防災士、安全安心推進リーダー)の育成、高齢者や障がい者、女性、中高生等といった多様な主体が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織活

動を促進する。

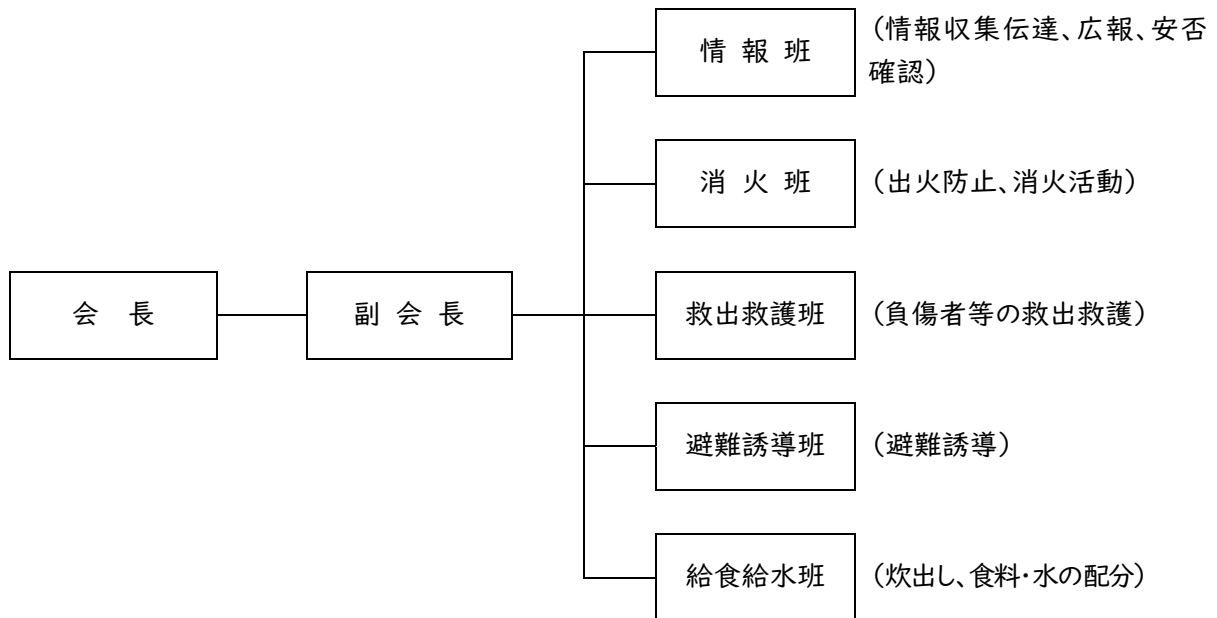
資料1-10 大阪狭山市の自主防災組織の結成状況

1 組織編成及び活動内容

(1) 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ平常時の活動と災害時の活動内容を定める。

自主防災組織の編成例



(2) 活動内容

平常時の活動	災害時の活動
① 防災に対する心構えの普及啓発活動(会報発行、講習会の開催など)	① 避難誘導(安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など)
② 災害発生の未然防止(家庭内における家具の転倒防止・固定、建物・ブロック塀等の安全確認の実施、住宅火災警報器・消火器などの防災用品の頒布あっせんなど)	② 救出・救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)
③ 災害発生への備え(避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理等)	③ 出火防止及び初期消火(消火器や可搬ポンプ・消火栓による消火など)
④ 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急措置、安否確認、指定避難所運営・炊出し訓練など)	④ 情報伝達(地域内での被害情報や避難状況の市への伝達及び救護情報などの市民への周知、広報活動)
⑤ 地域における消防水利・危険箇所の把握	⑤ 物資分配(物資の運搬、給食、分配)
⑥ 防災資機材や備蓄品の整備・管理	⑥ 指定避難所の共同運営
⑦ 防災訓練・講習会等の実施	⑦ 自主的な早期避難の受入れなどを円滑に実施できるように、地域が主体となって開設・運営を行う地域一時避難場所の共同運営
⑧ 復旧・復興に関する知識の習得	⑧ その他防災関係機関が行う応急対策活動の協力

2 育成方法

災害時に迅速、的確な防災行動力を発揮するため、自主防災組織の一人ひとりが、平素から初期消火、

第1章 災害に強い人づくり(地域防災力の強化)

第2節 自主防災体制の整備

救出・救護等の発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておく必要がある。

このため、市は、防災関係機関と連携を図り、地域の実情に応じ、以下に示すような活動により自主防災組織について、なお一層の育成に努める。

- (1) 市ホームページ・広報誌等による自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供(講演会、研修会の実施)
- (3) 防災指導書等の配布
- (4) 地域防災推進リーダー(防災士、安全安心推進リーダー)の育成(安全安心スクール等の開催や防災士の資格取得支援など)
- (5) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (6) 防災資機材または防災活動助成及び支援
- (7) 初期消火防災訓練、応急手当訓練等の実施
- (8) 自主防災組織連絡協議会等の活動を通じて、自主防災組織未結成の自治会等への結成啓発

3 各種組織の活用

地域住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、自治会等の既存のコミュニティ組織を活用し、自主防災組織を育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを推進する。

また、消防団、女性防火クラブなど防火・防災に関する組織のほか、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

4 救助活動の支援

市は、自主防災組織が自発的に行う人命救助活動の救助・救急用資機材の整備を支援する。

第3 事業者による自主防災体制の整備

市は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域のコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
① 事業継続計画(BCP)の作成・運用 ② 防災に対する心構えの普及啓発(社内報など) ③ 災害発生の未然防止(社屋内外の安全化の推進、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など) ④ 災害発生への備え(飲料水、食料、その他物資、資機材の備蓄、非常持出し品の準備、避難方法等の確認など) ⑤ 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など) ⑥ 地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織や地域防災推進リーダー(防災士、安全安心推進リーダー)との協力)	① 従業員・利用者の生命の安全確保(安否確認(従業員の家族含む。)、避難誘導、避難行動要支援者への援助など) ② 救出・救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救助・救出など) ③ 出火防止及び初期消火(消火器や屋外消火栓等、可搬ポンプによる消火など) ④ 情報伝達(地域内での被害情報の収集・伝達及び広報活動、救援情報など) ⑤ 地域活動への貢献(地域活動、防災関係機関の行う応急対策への協力) ⑥ 帰宅困難者対策のための施設の開放

2 啓発の方法

市は、商工会や経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報誌等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成(養成講習会等の開催)
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

第3節 企業防災の推進

主な担当部等	危機管理室、衛生調整部、事業者
--------	-----------------

事業者は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

第1 事業者

1 事業継続計画(BCP)の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、運用するよう努める。

2 事業継続マネジメント(BCM※)の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、企業防災活動の推進に努める。

- (1) 防災体制の整備
- (2) 従業員の安否確認体制の整備
- (3) 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- (4) 防災訓練
- (5) 事業所の耐震化・耐災化
- (6) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- (7) 予想被害からの復旧計画の策定
- (8) 各計画の点検・見直し
- (9) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (10) 取引先とのサプライチェーンの確保

※ 事業継続マネジメント(BCM)

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

3 その他

- (1) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等にかかる業務に従事する企業は、市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (2) 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (3) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業な

ど不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- (4) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、施設ごとの規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害ごとの規定(水防法等)により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

第2 重要施設及び災害応急対策にかかる機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第3 市

市は、こうした事業者の事業継続計画(BCP)の策定、事業継続マネジメント(BCM)の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第4節 ボランティアの活動環境の整備

主な担当部等	大阪狭山市社会福祉協議会、医療救護部、危機管理室
--------	--------------------------

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、避難者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は、これらのボランティア活動に対する支援を行う。

さらに、市、府、大阪狭山市社会福祉協議会、府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが避難者のニーズに応じて円滑に活動できるよう必要な環境整備を図り、災害時には大阪狭山市社会福祉協議会は、平成23年(2011年)8月に市と締結した「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターを設置する。

また、大阪狭山市社会福祉協議会は、平常時から災害ボランティアセンターの設置に必要な環境整備を図るとともに、連携協働団体である大阪狭山市災害ボランティアネット^{注)}を運営する。

注)「大阪狭山市災害ボランティアネット」の構成団体

地区長会、自主防災組織連絡協議会、まちづくり円卓会議、民生委員・児童委員協議会、ボランティアグループ連絡会、地区福祉委員会委員長連絡会、商工会、医師会、市民活動支援センター、大阪狭山市、大阪狭山市社会福祉協議会、大阪いずみ市民生活協同組合、社会福祉施設連絡会、地域包括支援センター、婦人会

第1 受入れ窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口となる災害ボランティアセンターを運営する大阪狭山市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動の支援を危機管理室、医療救護部が行う。

第2 事前の登録

市は、大阪狭山市社会福祉協議会と連携して、災害時の支援活動が円滑に行えるよう、事前に登録できる体制整備に努める。

第3 人材の育成

市及び大阪狭山市社会福祉協議会は、大阪狭山市災害ボランティアネットと連携し、全国社会福祉協議会及び府社会福祉協議会を通じて、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

第4 災害ボランティアセンターの整備

災害時におけるボランティアの受入れ及び活動が円滑に行えるよう、平常時から災害ボランティアセンターを運営する大阪狭山市社会福祉協議会と連携し、活動拠点(市役所南館:大阪狭山市狭山一丁目862-5)の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX等の通信機器の整備を進める。

第5 ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、大阪狭山市災害ボランティアネットと協力して、市民、事業者等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

第6 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、防災ボランティアの活動環境として、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備の推進、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保のための意見交換を行う大阪狭山市災害ボランティアネットや情報共有会議の整備・強化を推進する。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 都市防災機能の強化

主な担当部等	危機管理室、応急建設部、給水部、衛生調整部、ライフライン事業者
--------	---------------------------------

市は、防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府建築都市部）を活用する。

市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組みの推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び市民への公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 防災空間の整備

市は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備及び充実に努める。

また、市は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 準防火地域の現状

本市には、防火地域に指定されている地域はないが、第1種低層住居専用地域、準工業地域及び市街化調整区域を除く全地域の518.3ha（令和2年（2020年）3月31日現在）が準防火地域に指定されている。

2 都市公園等の整備・充実

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備・充実を推進する。なお、都市公園の整備・充実に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

3 道路・緑道の整備

災害時において道路は、火災の延焼遮断効果、市民の避難路及び緊急物資の輸送ルートとなるなど防災関係機関の応急活動にとって重要な役割を果たす機能を有している。また、道路の新設及び拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を遮断するなど災害に強いまちづくりに貢

献するところが大きい。

市は、市内交通の円滑化と各拠点ゾーンを一体的に結び付けるため、幹線道路をはじめとする道路の整備を促進し、また、新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大、緑道の整備等を行い、道路の避難路、延焼遮断空間としての機能の強化に努める。

4 市街地緑化の推進

緑地や並木は、火災の延焼遮断機能を有しており、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図るとともに住宅地域においては、植樹等の措置を推進する。また、石塀等の生け垣化あるいは生け垣の設置など市民主体の地域緑化を促進し、市民の緑化意識の高揚に努める。

5 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市は、公園、道路、河川、ため池、下水道等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備やため池の耐震診断を進める。また、市は府と連携を図り、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備や想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう「大阪府ため池防災・減災アクションプラン（平成31年（2019年）3月）」に基づいた耐震対策を行うとともに、ため池管理者等関係機関とも連携して、その機能の保全に努める。

第3 土木構造物の耐震対策等の推進

道路及び橋梁は、根幹的な都市施設として、物資の輸送、交通等の都市機能及び市民の日常生活の面で重要な役割を担っていると同時に、上水道、下水道、ガス、電気、通信等の諸施設を収容する貴重な施設空間であり、都市の骨格としての役割をますます高めている。

土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を進める。

1 基本的考え方

（1）施設構造物の補強にあたっては

- ① 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
- ② 発生確率は低いが直下型地震または海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。

（2）施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

（3）防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体としての機能確保に努める。

（4）既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

（5）埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮し適切な整備に努める。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 都市防災機能の強化

2 道路の整備

道路交通網の軸となる都市計画道路は、令和3年(2021年)3月現在、13路線18.37kmが計画され、7.71kmが既に整備されている。今後も、都市計画道路の整備を推進する。

道路の整備状況は、国道は舗装率、改良率とも100%で、府道は舗装率99.7%、改良率は95.2%となっており、府に府道の整備の促進を引き続き要請する。市道は舗装率92.06%、改良率91.95%と年々整備が進んでいるが生活道路は幅員が狭い所が多く、災害時における迅速な消防活動等に支障がでないよう引き続き都市計画道路を始めとする道路の拡幅整備を計画的に推進する。

なお、市は防災拠点(災害対策本部・指定避難所・ヘリポート等)と国道・府道とを結ぶ市道を優先的に補強対策を実施する。

3 橋梁の整備

震災時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、本市で管理している橋梁の橋梁長寿命化修繕計画に基づき適正管理を図る。

第4 ライフライン災害予防計画

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、系統多重化、拠点分散、代替え施設整備を進めるとともに、平常時から施設・設備の強化と保全に努める。

1 上水道(大阪広域水道企業団)

災害による断水、減水を防止するため、施設・設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については、水道施設の被害を最小限にとどめるため「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(公益社団法人日本水道協会)等に基づき、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。

資料3-21 上水道施設の現状

2 下水道(府、市)

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため下水道施設・設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設・設備の新設・改築更新については、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度)の高いものから進める。
- (3) 管きよ、ポンプ施設等の排水機能の確保に努める。
- (4) ポンプ施設等の非常電源を整備する。
- (5) 下水道施設の機能保全のため、計画的な維持管理に努める。

3 電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設・設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設・設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス(大阪ガス株式会社)

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設・設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設(供給所等)について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設・設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設(管路)の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信(西日本電信電話株式会社等)

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその他付帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化(防災設計)
 - ① 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水扉の更改を実施する。
 - ② 暴風のおそれがある地域の電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ③ 地震・火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ① 主要な伝送路を多ルート構成またはループ構造とする。
 - ② 主要な中継交換機を分散設置するとともに、安全な設置場所を確保する。
 - ③ 電気通信設備等について、非常用電源を整備する。
 - ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備等の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝等の整備を計画的に進める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
 - ① 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - ② 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。
- (2) 特に、共同溝については、市域内及び近隣市とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第5 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理（府、南河内環境事業組合、市）

- (1) 南河内環境事業組合は、災害によるし尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮してし尿処理施設・設備の保全に努める。
- (2) 南河内環境事業組合は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 南河内環境事業組合は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 市及び府は、災害発生に備え、仮設トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレの必要数の確保に努める。
- (7) 府は、広域的な処理体制を確保するよう相互協力体制整備を促進する。

2 ごみ処理（府、南河内環境事業組合、市）

- (1) 南河内環境事業組合は、災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮してごみ処理施設・設備の保全に努める。
- (2) 南河内環境事業組合は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 南河内環境事業組合は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

3 災害廃棄物等（堆積物を含む。）処理（府、市）

- (1) 市は、復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。
- (2) 災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の選定条件や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (3) 府は、災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (4) 府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。
- (5) 市及び府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (6) 市及び府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取り組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

- (7) 市及び府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等にかかる連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等にかかる広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第2節 建築物の安全化

主な担当部等	応急建設部、避難・給食部、総務情報・調査部、衛生調整部、給水部 消防部等各施設所管グループ
--------	--

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

第1 建築物の耐震対策の促進

市及び防災関係機関は、「住宅建築物耐震10ヶ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」（令和3年（2021年）3月改訂）及び「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」（平成30年（2018年）度改訂）に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び必要な耐震改修の促進、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組みを進める。

市は、耐震化の進捗状況や社会経済情勢の変化、関連計画等をふまえて、耐震促進計画の見直しの必要性について検討するとともに、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

また、市、府及び建築関係団体は、連携を一層強化し、耐震対策の推進を図るとともに、市は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内建築物の耐震診断及び改修を促進することにより耐震性に対する安全性の向上に努める。

1 公共建築物の耐震化

市有建築物等の耐震診断及び耐震改修の年次計画を定めて計画的に実施するとともに公共建築物の整備に際しては、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

また、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るとともに、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じる。

2 民間建築物の耐震化

（1）市内の建築物の耐震性を高めるために、市は、府と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取組む「まちまるごと耐震化支援事業」など公民連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。

また、所有者の負担軽減のため、「大阪狭山市既存民間建築物耐震診断補助制度、木造住宅耐震改修補助制度」の利用促進に努めるとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消または軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

なお、補助の対象となる民間の既存建築物は、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。

- ① 大阪狭山市内に存する民間建築物であって、原則として、昭和56年（1981年）5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。
- ② 住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含み、現に居住しているものに限る。）または建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（現に使用しているものに限る。）であること。

- (2) 広域緊急交通路が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化にかかる費用を補助するとともに、対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

また、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

- (3) 施設管理者は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

第2 建築物の安全性に関する指導等

市は、府と連携し建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について市ホームページ・広報等を活用して啓発を図るとともに、市内の通学路、避難路及び指定避難所等を重点にブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

また、ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう啓発を行い、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励するとともに、ブロック塀を新設または改築しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守について指導する。

2 ガラス、看板等の落下防止

多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止の安全対策や看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

3 家具等転倒防止

市は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒または棚上の物の落下による事故を防止するため、広報誌、パンフレット等の配布を通じて、市民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

4 指定避難所・避難路対策

指定避難所・避難路の整備にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、避難行動要支援者を考慮し、車椅子でも通行できる段差解消などに努めるほか、指定避難所内での行動に支障のないよう配慮する。

5 地下空間の浸水防止

地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

6 屋根瓦の脱落等の防止

市は、建築物の所有者等に、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策の重要性について啓発を行う。

第3 空き家等の対策

市は、災害による建物倒壊や火災等による二次被害を防止するため、「大阪狭山市空き家等対策計画」に基づき、平常時から空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

空き家が放置され老朽化し、危険な状態とならないよう、空き家バンク制度や既存民間建築物除却補助制度を活用し、空き家の減少に努める。

第4 文化財の保護

- 1 市は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、市民に対し講演会・特別展の開催等により文化財保護について啓発活動を行う。
- 2 所有者、管理責任者は、文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置する。また、常に文化財の現状を把握し、弛緩、損傷、摩耗等を発見したときは、必要な措置を講じるよう努める。
- 3 火災に備えて、自動火災報知設備、消火栓等の消防用設備等の整備を推進するとともに、消火器を要所に備え付ける。

資料3-24 市内指定(登録)文化財一覧表

第3節 水害予防対策の推進

主な担当部署	応急建設部、消防部、危機管理室
--------	-----------------

市域における西除川、東除川及び三津屋川の河川、水路及び多数のため池等における災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 洪水対策

本市域における河川の実態を常に把握し、河川の決壊または氾濫防止に万全を期する。

資料2-7 西除川河川改修事業の概要

第2 水害減災対策の推進

洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、府は、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示を行うとともに、市では、避難体制の整備を行う。

1 水位到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある西除川（狭山池余水吐～大和川合流）を水位周知河川として指定しており、避難判断水位（市長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合は、水防管理者等にその到達情報を通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

西除川の水位基準（野田）

水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	氾濫危険水位 （危険水位）
0.700m	1.000m	1.400m	1.600m

また、府は、その他の河川についても、市役所等の所在地にかかる河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するように努めるとともに、洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

2 水防警報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある西除川を水防警報河川として指定しており、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行い、直ちに水防管理者に通知する。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、またはその他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動させ、または出動準備をさせる。

3 水位情報の公表

府は、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

4 洪水浸水想定区域の指定・公表

府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

本市域内では、府が水防法第14条第1項の規定により、令和元年（2019年）11月に大和川水系西除川ブロック（西除川、三津屋川、東除川他）にかかる洪水浸水想定区域が指定された。

府は、その他の河川についても、市役所等の所在地にかかる河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ浸水想定情報を提供しよう努める。

5 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

（1）市は、指定された洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、市民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水にかかる避難訓練に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ 洪水浸水想定区域内の主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地

④ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

（2）上記（1）により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

（3）市長は、上記（2）に関する報告を受けたときは、必要に応じて要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、浸水等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言または勧告を行う。

（4）市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

資料5-1 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等に位置する要配慮者利用施設等

6 洪水リスクの開示

（1）洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域並びにその区域が浸水した場合に想定される危険度及び水深を公表する。

市長は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受け、必要に応じ、洪水リスクを公表する。

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

市及び府は、公表された洪水リスクをわかりやすく市民等に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

市は、防災マップ・ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。また、防災マップ・ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

資料2-1 大阪狭山市防災マップ

7 防災訓練の実施・指導

市及び府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、市民等の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努める。訓練の実施にあたっては、防災マップ・ハザードマップを活用しつつ行う。

8 水防と河川管理等の連携

市は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「南河内地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

また、市は、河川管理者等が緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流を実施する場合があることに留意し調整を図る。

9 水防団の強化

市及び府は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、事業者、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第3 水路の整備

市内密集地及び宅地内における浸水は、水路等に投棄されたゴミ等に起因することが多いことから地域住民に対し意識高揚の啓発活動を実施するとともに、市は水路の整備に努める。また、土地改良区、水利組合等の協力を得て危険箇所の把握を行う。

第4 老朽ため池の総合的な防災・減災対策

豪雨等により堤防の決壊等を未然に防止するため、定期的にため池の調査を行い、老朽ため池の実態把握に努める。また、ため池管理者に対し適正な維持・管理について啓発指導にあたり、危険なため池及び防災上重要なため池を中心に改修補強工事を実施する。

また、ため池ハザードマップの作成、下流域への情報伝達・連絡体制整備等、防災意識の高揚を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

資料2-3 ため池ハザードマップ

資料2-5 ため池防災関係水防区域

第5 道路面の溢水防止対策

豪雨または溢水による道路面の流水を防止して交通の確保を図るため、低地帯の道路については、統計的な冠水の程度に応じて補修時にかさ上げをするほか、雨水の一時貯留や浸透性舗装の採用など流出量を抑制する施策を講じ、順次冠水道路の解消に努める。

第6 湛水防除事業の推進

農地内の湛水による被害を防止軽減するため、ポンプその他の整備、排水施設の改良・新設を推進する。

第7 下水道の整備

市街地の浸水被害の解消を図るため、大阪府及び近隣市と連携し、下水道の整備により雨水対策を図る。

第8 調査点検

地域内の水害危険区域を調査し、実情を把握するため防災関係機関と協力し、科学的な立場から実態調査を行い、防災の万全を期する。

第4節 土砂災害予防対策の推進

主な担当部等 応急建設部、危機管理室、市民・事業者

市は、土砂災害を未然に防止するため、防災関係機関と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、地域住民への周知徹底に努める。

また、災害発生時において円滑に避難活動等を実施できるよう、あらかじめその体制を整備しておくとともに、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第1 地すべり対策

1 地すべり危険箇所の把握

本市には、地すべりの危険があるとされる箇所が3箇所ある。そのうち1箇所は、地すべり等防止法第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域である。

地すべり防止区域

(平成21年(2009年)3月末現在)

地域名	所在地	面積(ha)	指定年月日	保全人家	備考
西除川	池之原一丁目	12.00	昭和34年10月23日	30戸	昭和25年地すべり発生

資料2-9 地すべり危険箇所

2 対策事業の実施

市は、府及び防災関係機関と連絡を密にして、地すべり防止区域・地すべり危険箇所での地すべり対策事業の実施を推進する。

第2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の防災対策

1 土砂災害(特別)警戒区域の把握

市内において、急傾斜地崩壊または地すべりの危険があるとして、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条及び第9条に基づき、知事が指定した土砂災害(特別)警戒区域は、次の表のとおりである。

資料2-10 土砂災害警戒区域の定義

土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地崩壊・地すべり)

(令和3年(2021年)9月現在)

箇所名	避難対象世帯数	告示年月日・番号
茱萸木四丁目(1)	16世帯	平成25年1月9日第19号
西野(1)	0	平成27年2月24日第233・236号
池尻自由丘一丁目(1)	5世帯	平成25年1月9日第19号
池尻自由丘一丁目(2)	68世帯	平成18年3月24日第680・681号
池之原一丁目	3世帯	平成25年1月9日第19号

第2章 災害に強いまちづくり

第4節 土砂災害予防対策の推進

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 災害応急対策

第4編 災害復興・復興

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編

箇所名	避難対象世帯数	告示年月日・番号
今熊四丁目(5)	20世帯	平成25年1月9日第19号
茱萸木四丁目(1)	2世帯	平成25年1月9日第19号
茱萸木八丁目(1)	16世帯	平成25年1月9日第19号
茱萸木八丁目(2)	9世帯	平成25年1月9日第19号
大野西	15世帯	平成25年1月9日第19号
大野西(1)	3世帯	平成25年1月9日第19号
大野中(1)	0	平成25年1月9日第19号
大野中(2)	1世帯	平成25年1月9日第19号
大野中(3)	1世帯	平成25年1月9日第19号
西山台六丁目(1)	9世帯	平成25年1月9日第19号
今熊四丁目(1)	0	平成18年12月26日第2508・2509号
今熊四丁目(2)	0	平成18年12月26日第2508・2509号
今熊五丁目(2)	0	平成25年1月9日第19号
大野西(2)	0	平成18年12月26日第2508・2509号
大野西(4)	0	平成25年1月9日第19号
大野東(2)	0	平成25年1月9日第19号
西山台六丁目(2)	1世帯	平成25年1月9日第19号
半田一丁目(2)	1世帯	平成25年1月9日第19号
西除川※	0	平成28年9月6日第1468号

※西除川のみ「地すべり」の危険箇所、それ以外は「急傾斜地崩壊」の危険箇所

土砂災害特別警戒区域においては、以下の規制等を行う。

(1) 指定区域内での開発規制

住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

(2) 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。

(3) 建築物の移転等の勧告

土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

なお、移転等の対象となった建築物については、土砂災害特別警戒区域内の住宅移転補助制度及び住宅補強補助制度の活用を所有者等に周知する。

2 対策事業の実施

市は、府及び防災関係機関と連絡を密にし、土砂災害（特別）警戒区域内の土地所有者に対し崩壊防止工事の実施を促すなど、防災対策を推進する。

第3 宅地防災対策

1 市及び府は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地または市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。

2 市及び府は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に

適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。

- 3 市及び府は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。なお、本市で指定されている宅地造成工事規制区域は、512ha（令和3年（2021年）4月1日現在）である。
- 4 市及び府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民等へ周知を図るとともに防災意識を高め、また、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。また、液状化発生の危険性を示した「液状化ハザードマップ」を公表し、市民等への周知に努める。

第4 警戒避難体制等の整備

市は、市民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

1 危険区域（危険箇所）の周知

- (1) 土砂災害にかかる危険箇所について、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ・ハザードマップ・パンフレット等の作成、配布等により当該地域住民に周知する。防災マップ・ハザードマップの配布等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- (2) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。
- (3) 警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定める。
- (4) 土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。
- (5) 市長は、上記（4）に関する報告を受けたときは、必要に応じて要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用しての円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言または勧告を行う。
- (6) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

資料5-1 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等に位置する要配慮者利用施設等

2 自主防災組織の育成

市民が自ら災害に備え、災害発生時に十分な防災活動が行われるよう地域の実情に応じた自発的な自主防災組織の育成に努める。

3 危険区域(箇所)の防災パトロール及び点検の実施

市は、防災関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域(箇所)の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には随時パトロールを実施し、当該危険区域についての状況を的確に把握する。

4 情報収集及び伝達体制の整備

市は、気象予警報等の情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線等の整備等、情報伝達手段の確保を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。

なお、危険箇所における避難行動要支援者等の自主避難が困難な者に対する情報伝達にも十分配慮する。

【現況】

情報の収集伝達体制

(1) 気象情報・災害情報の収集

- ① 府防災情報システム(O-DIS)
- ② 府危機管理室(無線及びファクシミリ)
- ③ NTT西日本(有線)
- ④ 土砂災害110番(ファクシミリ及び音声録音機能、インターネット(市ホームページ))

(2) 水防に関する情報

① 常時監視体制

常時巡視員が巡視し、水防管理者に報告する。府管理河川については、水防管理者は、富田林土木事務所に連絡し、必要な措置を求める。

② 非常警戒

水防管理者は、既往被害箇所、その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常があれば、富田林土木事務所、南河内地域防災監、南河内農と緑の総合事務所に報告する。

(3) 避難指示等の伝達

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達(いずれも警戒レベルを併用して伝達)は、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線等による。

5 避難路等の整備

(1) 市は、危険区域(箇所)ごとの範囲、人口、世帯数(社会福祉施設等の有無、避難行動要支援者の人数)等について、あらかじめ実態を把握し、関係住民が安全に避難できるよう避難路、避難場所を選定するとともに、関係住民に周知する。

(2) 避難路、避難場所の選定にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 崖くずれ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと。
- ② 洪水氾濫等の水害を受けるおそれのないこと。
- ③ 危険区域の人家からできるだけ近距離にあること。

6 防災知識の普及

市及び防災関係機関は、関係住民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期(梅雨期、台風期)に先駆け、防災行事や防災訓練の実施に努める。

資料2-8 地すべり防止区域、地すべり危険箇所、土砂災害(特別)警戒区域、宅地造成等規制区域、応急仮設住宅建設候補地の位置図

第5節 危険物等災害予防対策の推進

主な担当部等	消防部、衛生調整部、危機管理室、堺市消防局、市民・事業者
--------	------------------------------

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、府と連携し自主保安体制の強化並びに関係法規に基づく適切な保安確保措置を講ずるよう、保安教育、訓練の徹底及び自衛消防組織等の育成・充実、防災思想の普及啓発の徹底を図る。

第1 危険物施設等の現況

本市には、危険物の貯蔵や取扱いに関する事業者をはじめ、高圧ガスや液化石油ガス及び毒物劇物の製造、販売等に関する事業者がみられる。

資料4-2 危険物施設の現況

資料4-3 高圧ガス関係許可事業所の現況

資料4-4 毒物劇物関係業態

第2 危険物災害予防対策

1 堺市消防局

堺市消防局は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 保安教育の実施

危険物取扱い事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会などの保安教育並びに消火、通報及び避難などの訓練を実施する。

(2) 危険物施設の災害防止対策の推進

- ① 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。
- ② 危険物施設の所有者は、危険物の貯蔵、取扱いの実態等に応じた消防資機材の整備充実を図るとともに、新たな危険物の出現等に対応した消火薬剤等の化学消防資機材の充実を図る。

(3) 保安確保等の充実

消防法をはじめ関係法令に基づき、堺市消防局と市は連携して立入り検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- ① 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理及び施設の老朽化対策に関すること。
- ② 危険物の貯蔵、取扱い等の安全管理に関すること。
- ③ 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員の業務遂行に関すること。

(4) 危険物等の輸送災害の予防対策

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備付けなど種々の規制を遵守させる。

(5) 自衛消防組織等の充実

- ① 自衛消防隊の組織化を推進し、危険物災害の予防と災害発生時の防御活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。
- ② 危険物施設の所有者は、隣接する事業所間の相互応援体制を確立し、効率的な自衛消防力を確保する。

第2章 災害に強いまちづくり

第5節 危険物等災害予防対策の推進

(6) 防災思想の普及啓発

危険物安全月間等、各種行事及び危険物査察等を通じ防災思想の普及啓発に努める。

2 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の洪水浸水想定区域並びに土砂災害警戒区域等の該当性及び被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第3 火薬類・高圧ガス・液化石油ガス等災害予防対策

市、堺市消防局及び府は、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制・指導

高圧ガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法（以下「保安三法」という。）をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、関係機関との連携のもとに、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

また、火薬類・高圧ガス・液化石油ガスを業務として製造、貯蔵または取扱おうとする者に許可及び認可の申請等をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。

2 施設の耐震化の促進

事業所の管理者は、消防法、保安三法に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努めるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

火薬類・高圧ガス・液化石油ガスの取扱い者等に対し、自主的な防災組織による自主保安活動を充実するよう指導する。

4 啓発

火薬類・高圧ガス・液化石油ガスの取扱い者等に対し、保安管理の向上を図るため、危険物安全月間及び火薬類危害予防週間を中心に、研修会、講演会、訓練等を実施し、各種啓発事業を推進する。

第4 毒物、劇物災害予防対策

1 規制・指導

毒物、劇物による危害を防止するため、毒物及び劇物取締法をはじめ関係法令の周知徹底を行うとともに、製造、貯蔵または取扱う施設者に対し、関係機関と連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

また、毒物、劇物を業務として製造、貯蔵または取扱おうとする者に届出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。

2 施設の耐震化の促進

事業所の管理者は、関連法令等に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、液状化発生の危険性など設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努めるよう指導する。

3 啓発

毒物、劇物に関する知識の普及など、関係者の危害防止意識の高揚を図る。

第5 放射性同位元素災害予防対策

放射性同位元素取扱い事業者（放射性同位元素等の規制に関する法律第3条並びに第4条及び第4条の2に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者、及び廃棄事業者をいう。）等は、施設及び設備を常に法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規程等の整備、保安組織の確立、従業者等の教育・訓練の励行等、放射線障害の防止に万全を期する。また、施設の倒壊などにより放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに防災関係機関や市民に周知するとともに、避難対策を実施する。

また、防災関係機関は、放射性同位元素を業務として貯蔵または取扱おうとする者に対し、災害発生時の防災活動の障害とならないよう指導する。

第6 管理化学物質災害予防対策

市及び府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入り検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により市民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を府へ通報するよう指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱い事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導体制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針にかかる説明会、化学物質管理の事例紹介等にかかるセミナーを開催するとともに、立入り検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第7 複合災害への備え

複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が起こりうることを想定し、被害を軽減する対策を講じる。

- 1 複合災害が発生した場合において、災害にあたる要員、資機材等について、不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- 2 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。
- 3 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努め、連携方策をあらかじめ定めておく。

第6節 火災予防対策の推進

主な担当部等	消防部、堺市消防局、市民・事業者
--------	------------------

日常生活においてガス・石油、化学製品が多用されるなど、火災の危険性や火災時の被害を拡大させる要因が増大するとともに、火災の様相も複雑・多様化の傾向にある。

火災や地震などの災害から市民の生命と財産を守ることは、まちづくりの基本であり、防災体制の整備、消防・救急救助体制の強化をはじめとして、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1 一般建築物

市及び堺市消防局は、一般建築物等における火災の発生を防止するとともに、初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。

1 立入り検査の充実

堺市消防局は、消防法第4条及び第16条の5に基づき、立入り検査等を実施し、防火対象物及び危険物施設の実態把握に努め、施設・設備の維持管理指導及び防火指導を行い、火災危険の排除及び火災時の対応に関する指導を行う。

2 防火・防災管理者の育成の推進

堺市消防局は、学校、病院、工場、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条、第36条の規定による防火・防災管理者の養成を行い、防火・防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導育成する。

統括防火・防災管理者の選任が必要な防火対象物においては、適正に選任させるとともに当該防火対象物全体についての消防計画の届出を指導し、適切な防火・防災管理業務を推進するよう、各管理権原者、統括防火・防災管理者、各防火・防災管理者に対し、指導・育成を行う。

3 防火対象物定期検査報告制度の推進

堺市消防局は、消防法に基づき、一定の防火対象物に対して防火対象物・防災管理定期点検を適正に実施させ、特に厳格な施設管理、人的管理により火災の予防及び火災時、震災時等の被害軽減を図るよう指導する。

4 住宅防火対策の推進

市及び堺市消防局は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

5 市民、事業者に対する指導、啓発

市及び堺市消防局は、市民、事業者に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具等の取扱い、安全装置付ストーブ等の普及の徹底及び風呂水の汲み置き等初期消火準備の徹底を図るとともに、化学薬品類を保管している学校、事業者等に対し、転倒防止措置及び在庫管理の徹底など化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるよう指導する。また、広報活動や防火図画の募集・展示等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

第2章 災害に強いまちづくり

第6節 火災予防対策の推進

6 定期報告制度の活用

市は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

第2 高層建築物

市及び堺市消防局は、高層建築物（高さ31mを超える建築物または地階を除く階数が11以上の建築物）については、前項第1に示す事項の徹底のほか、所有者等に対し、出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等に関する事項を定めた高層建築物の防災指導指針（堺市）に基づく指導を推進する。

第3章 防災体制の整備

第1節 職員動員体制の整備

主な担当部等	危機管理室
--------	-------

市域における総合的な防災対策を推進するため、防災にかかる中枢的な組織体制の整備・充実に努めるとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の動員体制及び参集体制の整備をはじめ、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備を図る。

なお、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者や地域防災推進リーダー（防災士、安全安心推進リーダー）をはじめとする防災・減災に関する資格取得者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材の確保に努める。

第1 平常時における防災体制

本市の平常時における防災対策は、全庁体制をもって推進する。

市及び防災関係機関は、平常時から自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第2 大阪狭山市災害警戒本部

大阪狭山市災害警戒本部は、気象警報等が発表されたとき、震度4を観測する地震が発生したとき、小規模の災害が発生し、応急対策が必要なとき、またはそのおそれがあるとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

1 組織

本 部 長：担当副市長

副 本 部 長：その他の副市長

本 部 員：危機管理室長、健康福祉部長、都市整備部長、水資源部長、教育部長、こども政策部長
本部参画団体：堺市消防局（堺市大阪狭山消防署長が指名した者）

2 職員の配備基準

副市長は、必要に応じ、警戒配備を指令する。

配備人員は、「災害警戒本部動員計画」に定めるところによる。

警戒配備：・市域において気象警報等が発表されたとき。

・市域において震度4を観測する地震が発生したとき。

・市域において応急対策が必要な小規模の災害が発生したとき、または発生のおそれがあるとき。

資料1-6 災害警戒本部組織動員計画等一覧

第3 大阪狭山市災害対策本部

大阪狭山市災害対策本部は、大規模な災害が予想され、または突発的な災害が発生したとき、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき、災害救助法の適用を要する災害が発生したとき、その他、市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するため設置する。

1 組織

本 部 長：市長
副 本 部 長：副市長、教育長
本 部 員：危機管理室長、政策推進部長、総務部長、健康福祉部長、都市整備部長、市民生活部長、出納室長、総合行政委員会事務局長、議会事務局長、教育部長、こども政策部長、水資源部長

本 部 参 画 団 体：堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）

オブザーバー参加団体：大阪広域水道企業団（大阪狭山水道センター）

2 職員の配備基準

市長は、必要に応じ、各号配備を指令する。

配備人員は、「災害対策本部員動員計画」に定めるところによる。

・A号配備：市域において小規模の災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。

・B号配備：市域において中規模の災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。

・C号配備：市域において大規模の災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。

・D号配備：市域において特に大規模の災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。

市域において震度5弱以上を観測する地震が発生したとき。

災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。

資料1-4 災害対策本部組織及び事務分担

資料1-5 災害対策本部動員一覧

第4 大阪狭山市水防本部

大阪狭山市水防本部は、水防を総括するために設置する。

水防管理者は、市長とする。

1 組織

大阪狭山市災害警戒本部に準ずる。

2 職員の配備基準

水防本部長は、必要に応じ水防のための警戒配備を発令する。

配備人員は「災害警戒本部員動員計画」に定めるところによる。

体制不十分と判断した場合は、災害対策本部組織体制へ移行する。

第5 勤務時間外における動員体制

あらかじめ定められた配備指令伝達系統により対策要員に連絡する。

なお、市域において震度5弱以上を観測する地震が発生した場合は、自主参集する。

第2節 防災拠点機能の確保・充実

主な担当部等	危機管理室、総務情報・調査部、医療救護部、衛生調整部、応急建設部、避難・給食部、給水部、消防部等各施設所管グループ、ライフライン事業者
--------	---

第1 防災拠点の定義

防災拠点とは、災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「災害対策活動拠点（災害対策本部）」「物資の備蓄及び集積・輸送拠点」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護活動を行う拠点」等をいう。

第2 防災拠点の種類及び拠点

市内における防災拠点の種類及び拠点は、次のとおりとする。

- 1 災害対策活動拠点 ⇒ 市役所庁舎2階防災対策室
※被災等により、市役所庁舎2階に設置できない場合は、設置可能な場所に置く。また、庁舎内に設置できない場合は、敷地内に置く。
- 2 物資備蓄拠点 ⇒ 市役所倉庫・さやか公園及び東大池公園の防災備蓄倉庫・市内6箇所の防災倉庫・指定避難所設置の防災倉庫（分散備蓄）
- 3 物資集積・輸送拠点 ⇒ 救援物資集積場所（SAYAKAホール地下・市立コミュニティセンター地下・ふれあいスポーツ広場）、ヘリポート
- 4 応援部隊、ライフライン関係の受入れ拠点 ⇒ 第三青少年運動広場
- 5 医療救護活動拠点 ⇒ 市内医療機関
- 6 避難拠点 ⇒ 各指定避難所

第3 拠点施設の整備（防災拠点機能の確保・充実）

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、また、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、防災上重要な役割を担う防災拠点施設を計画的に整備し、防災拠点機能の確保・充実を図る。

1 災害対策活動拠点の整備

- (1) 計画的に災害対策活動拠点に耐震性貯水槽の整備を図る。
- (2) 災害対策活動拠点については、施設（非構造部材を含む。）の耐震化を推進するほか、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備や非常用電源の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。自家発電設備等の整備にあたっては、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。
- (3) 災害時における防災関係機関との連絡体制の強化を図るため、防災行政無線・IP 無線の適正配置を図る。
- (4) 各防災拠点を結ぶ道路、特にヘリポートまでのアクセスを確保するため、道路の拡幅等の整備を推進する。

2 地域防災拠点の整備

- (1) 市は、当該市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、物資備蓄拠点、物資集積・輸送拠点、避難拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

また、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用を図る。

- (2) 計画的に地域防災拠点に耐震性貯水槽の整備を図る。

資料3-1 市防災拠点、緊急交通路の位置図

資料7-1 地方公共団体等協定一覧

資料7-3 各機関の通信窓口

第4 備蓄品等の整備

1 市庁舎への備蓄

- (1) 市は、災害への円滑な対応を図るため、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努めるとともに、災害対策本部用の飲料水・食料の備蓄を順次行う。

- (2) 備蓄は、原則として調達体制が整う発災後約3日分とする。

2 学校等への備蓄

- (1) 大規模な災害が発生し、学校等に指定避難所を開設する場合に必要な食料、発電機、仮設トイレ等の分散備蓄を図る。

- (2) 備蓄は、さやか公園・東大池公園防災備蓄倉庫及び防災倉庫において行い、被災者への備蓄品の給与や平常時の備蓄品の交換等の作業は、市の職員が主体になって行う。

- (3) 食料の備蓄は、原則として調達、援助体制が整う発災後約3日分とする。

なお、備蓄品目は、関係機関と調整しながら、順次整備を図っていく。ただし、高齢者等の要配慮者に配慮した内容のもの（高齢者・アレルギー食、災害用洋式トイレ等）を重点整備していく。

第5 装備資機材等の備蓄

防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 資機材等の整備・備蓄及び技術者等の把握

燃料・発電機・建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により、資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定を締結しており、災害時においても円滑な供給が図られるよう、協定を締結し、災害時に円滑な供給を図る。

また、速やかな災害応急対策ができるよう、契約方法の事前検討をはじめ、建設業団体等との災害協定の締結を推進するなど、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取組むものとする。

- (1) 防災資機材の整備

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に備えて、防災資機材等を整備充実し、その機能を

第3章 防災体制の整備

第2節 防災拠点機能の確保・充実

十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう、点検整備を推進する。

また、資機材等の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、協力体制の整備を推進しておく。

(2) 資機材の現況

防災資機材は、市役所倉庫、市内の6箇所ある防災倉庫及びさやか公園・東大池公園防災備蓄倉庫に備蓄している。

防 災 用 倉 庫 一 覧

名 称	設 置 場 所
市役所倉庫	狭山一丁目2384-1
さやか公園防災備蓄倉庫	狭山二丁目974-6
東大池公園防災備蓄倉庫	大野台四丁目1-37
第1号 防災倉庫	大野台一丁目1000-29
第2号 防災倉庫	半田三丁目1741-5先
第3号 防災倉庫	池尻中三丁目32-11
第4号 防災倉庫	東野中二丁目999
第5号 防災倉庫	池之原四丁目680-4
第6号 防災倉庫	大野西615-3

資料3-2 生活用備蓄資材一覧

資料3-3 救護用備蓄資材一覧

資料3-5 水防用備蓄資材一覧

2 資機材の点検整備

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

(1) 水防等の備蓄資機材

災害時に有効適切に使用できるよう常に水防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、適時点検を行い保管に万全を期する。

資料3-4 水防管理団体(<大阪狭山市>)・水防資機材整備基準量

(2) 医療・助産及び防疫用備蓄資器材

医療消毒用等資器材については、災害に備えて常に点検、整備をし、特に薬剤については、直接、人命に関係するので効用年数等に十分留意する。

(3) 備蓄食料・衣料及び生活必需品等

被災想定人口に応じて、市が備蓄の推進を図るとともに、「自らの安全は自らが守る」という防災の基本に則り、各家庭に対しても災害に備え、備蓄を図るよう啓発する。

(4) 給水資機材

災害時において、被災者1人あたり1日30以上の飲料水を確保できるよう、給水タンク・携行缶・非常用飲料水袋等の応急給水用資機材等について整備増強を図る。

第3章 防災体制の整備

第2節 防災拠点機能の確保・充実

第6 調達・協力体制の確立

市は、災害時に応急活動が円滑に実施できるように防災関係機関、民間団体、事業者等が所有する救助用機械器具等や技術者の実態を把握しておくとともに、災害発生時にはこれらの機械器具の借上げ及び出動要請が迅速にできるよう協定の締結など協力体制を確立しておく。

また、医薬品、防疫用資器材、食料等についても、不足する事態に備え、関係機関、事業者等との協定の締結など調達体制を確立しておく。

第7 自主防災組織等による資機材の整備

市は、自主防災組織等の市民団体が自主的に災害時の応急活動を円滑に実施できるように、今後地区ごとへの防災資機材の整備及び堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）や消防団、地域防災推進リーダー（防災士、安全安心推進リーダー）等との連携による資機材の使用方法的指導等により防災活動を支援する。

第8 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第3節 相互応援体制の整備

主な担当部等	消防部、給水部、危機管理室、堺市消防局、ライフライン事業者
--------	-------------------------------

市は、府をはじめ防災関連機関と連携して、平常時から、大規模災害を視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

なお、市及び府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

第1 相互応援協定の推進

大規模災害時には、市だけですべての対策を行うことは困難であり、また、近隣の市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。

市は、既に府内の市町村等と広域的な災害応援協定を締結しているが、本市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき府外の市町村との応援協定締結の推進を図る。

資料7-1 地方公共団体等協定一覧

第2 府、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時に府、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

第3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内または所掌事務に係る公共的団体に対して、災害時における応急対策等について積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

第4 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

市は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、「緊急消防援助隊」との連携及び受入れ体制の整備を図る。

第5 広域消防応援体制の整備

市は、災害時における消防活動の万全を期するため、自治体相互の応援協定の締結に努める。

資料7-1 地方公共団体等協定一覧

第6 給水応援体制の整備

震災時に迅速かつ適切な応急給水活動を実施するため、大阪広域水道企業団は、市と相互に協力し体制を整備する。

第7 応援要請・受入れ体制の整備

市は、災害時において、他市町村・団体等への応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、応援要請後、他市町村・団体等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

なお、平常時から協定を締結した他市町村・団体等との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

第8 自治体被災による行政機能の低下等への対策の推進

大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、次の必要な体制整備に努める。

1 被災者支援システムの活用

被災者支援システムの活用に努める。

2 業務継続の体制整備

市は、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策等を定めているBCP（業務継続計画、平成30年（2018年）1月策定）の適切な運用に努め、自らの業務継続のための体制整備を行う。なお、BCPについては、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保状況を踏まえ計画の改訂などを行うものとする。

3 応援・受援体制の整備

市は、府と連携して、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

なお、計画策定にあたっては、必要に応じ、府の支援を求める。

(2) 計画に定める主な内容

- ① 組織体制の整備
- ② 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ

- ③ 人的応援にかかる担当部局との調整
- ④ 災害ボランティアの受入れ
- ⑤ 人的支援等の提供の調整
- ⑥ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- ⑦ 人的・物的資源の管理及び活用

第9 事業者、ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策にかかる業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。なお、協定を締結している事業者が複数ある場合、事業者間での公平性を確保するため、応援要請を依頼（発注）する場合の事業者選定ルールを明確にするとともに、当該事業者に周知する。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

資料7-2 民間団体等協定一覧

第4節 防災訓練

主な担当部等	危機管理室、避難・給食部、消防部、堺市消防局、ライフライン事業者、市民・事業者
--------	---

市、府をはじめ消防団等の防災関係機関は、災害対策基本法第48条に基づき、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の高揚及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を自主防災組織や地域防災推進リーダー（防災士、安全安心推進リーダー）等と連携しながら継続的に実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地域の災害リスクに基づき各種災害に関する被害想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

なお、実施にあたっては、応援協定を締結している地方公共団体との間で、必要な物資、資機材等を相互に提供、受入れ等のため、必要に応じ交通規制を行うなど、広域応援訓練も取入れ、防災訓練の充実を図る。また、訓練実施後は訓練成果を取りまとめ、課題の抽出・評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図るとともに、次回の訓練及び防災計画、各種マニュアルに反映させるように努める。

第1 総合防災訓練

防災計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図るため、市は、防災関係機関、市民の協力及び参加を得て、組織動員、避難、通信、消防・救急救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練、基本的な防災資機材の操作訓練などの防災訓練を実施する。その際、市民の参加とともに、自主防災組織等の役割を踏まえた実践的な訓練を想定し、市、消防団等の防災関連組織が連携した地域防災力の向上を図る訓練とする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した総合的な防災訓練を実施する。

1 実施時期

10月の第4週の日曜日に実施する。

2 実施場所

災害のおそれのある地域または訓練効果のある適当な場所において実施する。

3 実施方法

府、大阪府黒山警察署、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等と一体となって、あらかじめ作成された災害想定により予想される事態に即応した防災訓練を実施する。

第2 水防訓練

市は、円滑な水防活動を遂行するために、出水期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水災事例を考慮し、実情に即した訓練、特に水防工法訓練を重点に実施する。

第3 消防訓練

消防団等(市)は堺市消防局(堺市大阪狭山消防署)と連携し、現有消防力の合理的運用及び的確な防
御活動に万全を期するため、消防技術の練成及び習熟を目的として定期的に火災警報伝達訓練、出動訓
練、火災防御訓練、救急救助技術訓練など必要な訓練を行う。また、必要に応じ他の関連した訓練と併合し
て行う。

第4 避難救助訓練

市は、訓練計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の防災訓練と合わせ、ま
たは単独で避難の指示、伝達方法、避難の誘導、指定避難所の防疫、給水、炊出し等を織り込んだ訓練を実
施する。さらに自力避難不可能な場合を想定し、独居高齢者、負傷者等の救助、救出等に重点を置いた訓
練を実施する。

第5 通信連絡訓練

災害時における通信の円滑化を図るため、府及び防災関係機関等の協力を得て、情報の収集・伝達、報
告等についての訓練を実施する。特に、市民に対する警報等の伝達並びに徹底についての訓練及び正常通
信から災害通信への迅速かつ円滑な切り替え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達及び受報
等について十分効果が発揮できるよう訓練を実施する。

第6 非常参集訓練

休日、夜間等勤務時間外の災害(南海トラフ巨大地震等)発生を想定し、必要な職員並びに人員の動員
配備及び情報の伝達、連絡など非常参集訓練を実施する。

なお、訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するととも
に、これらを中心とした訓練記録を記載しておく。

- 1 伝達方法、内容の確認点検
- 2 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- 3 集合人員の確認点検
- 4 その他必要事項の確認点検

第7 避難訓練

1 市

大阪府黒山警察署等防災関係機関の協力を得て、災害時に安全に避難できるよう、避難方法、避難指
示等の伝達及び避難誘導等の訓練を行う。訓練の際には市民等の協力を得て実施するが、特に高齢者等
の避難行動要支援者の積極的な参加の呼び掛けや在宅避難者、テント泊、車中泊、ペット同行避難者へ
の対応など、より現実的に即した訓練を行う。

また、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、防災関係機関と連携して、実践型の防災

第3章 防災体制の整備

第4節 防災訓練

訓練を実施するように努める。

2 防災管理者が実施するもの

消防法第36条に定める防火対象物の防災管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を実施する。

3 園児・児童・生徒等の避難訓練等

園児・児童・生徒等については、その身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種災害の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に際し臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

4 避難所開設・運営に関する訓練

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

また、性被害やDV被害、虐待等が発生しにくい避難所設営となるよう配慮しながら訓練を実施する。

第8 自主防災組織、事業者等による訓練の実施

自主防災組織や事業者等は、初期消火、初期救出の重要性を認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。訓練の際は、防災士を取得している市職員等を活用し指導にあたる。

非常時に有効な訓練例
消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱い訓練
倒壊家屋等からの救出訓練
負傷者の手当及び救命訓練
飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
炊出し訓練
避難行動要支援者の参加による避難訓練
指定避難所の開設・運営訓練

第5節 防災調査研究

主な担当部等	応急建設部、消防部、危機管理室
--------	-----------------

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ、総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

第1 防災パトロールの実施

災害時に市民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関の協力を得るとともに、関係グループと調整し、防災パトロールを積極的に実施し、市内の危険予想箇所を把握する。

第2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防及び復旧の諸対策を推進する。

第3 調査結果

調査結果を整理し、それに基づき防災体制の見直し、または強化を行う。また、災害上危険な箇所について市ホームページや広報誌に掲載する等により関係機関及び市民に対して周知徹底を図るとともに、防災関係機関と協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

第6節 情報収集伝達体制の整備

主な担当部等	総務情報・調査部、消防部、危機管理室、堺市消防局
--------	--------------------------

市は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測装置の活用を図る。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市防災行政無線（同報系）の接続や災害・緊急情報配信システムなど、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを活用する。

第1 災害情報収集伝達システムの整備

無線通信網の多重化対策、施設・設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系の更新等を検討するとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

第2 府防災情報システムの充実

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう情報システムの機能強化を図るとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、府は、市とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して次の機能の充実を図る。

- 1 インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）
- 2 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- 3 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- 4 Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- 5 ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

本市には既に情報の入力・検索・表示機能を備えた府防災情報システムのデータ端末装置が設置されており、府防災行政無線の通信回線を利用してオンライン・ネットワーク化し、各種情報をリアルタイムで送受信することができる。また、他市町村との情報連絡を強化するための多重無線化や地上無線のバックアップとしての衛星通信を導入した府防災行政無線を整備する。

第3 無線通信施設の整備

市は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性にかんがみ、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

1 市防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実

(1) 現況

市防災行政無線の整備状況は、次のとおりである。

- ① 移動系 基地局 2局
移動局（携帯） 67局（共通波25局、相互波4局、デジタル38局）
// （可搬） 4局（共通波2局、相互波1局、デジタル1局）
- ② 同報系 屋外拡声子局 35局

(2) 整備計画

① 移動系

災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、現場及び避難場所等の応急対策を円滑に実施するため、携帯無線機の整備増強を図る。

② 同報系

地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、屋外拡声子局（戸別受信機を含む）等の充実を図る。

2 消防デジタル無線の整備

消防団の消防無線の整備状況は、次のとおりである。

デジタル簡易無線機16台…消防団員の活動を円滑にするため

3 衛星電話、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した市民への情報伝達体制の整備

災害時における情報収集や災害対策本部との迅速な連絡調整を行い、災害応急の初動体制を早期に確立するため、また、被災者への情報提供等のため、衛星電話、緊急速報メール、災害・緊急情報配信システム、地域FM等の整備、充実を図る。

第4 情報収集伝達体制の整備

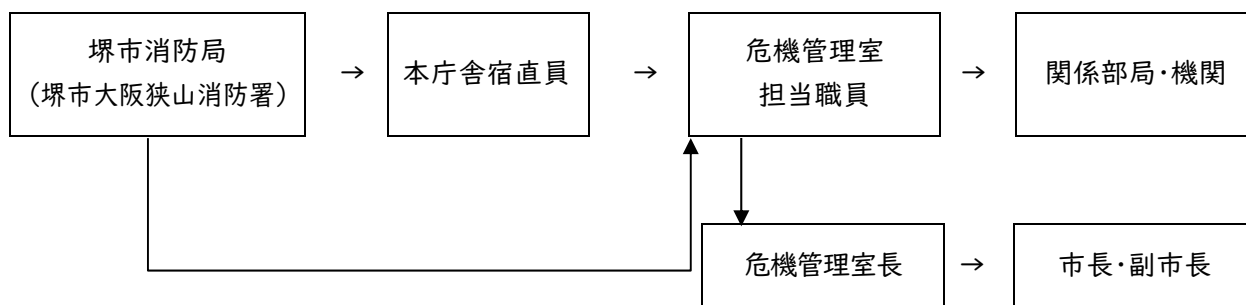
市は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

1 情報収集伝達体制の整備

職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

特に、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）との連携を密にし、市防災体制が整うまでの間、情報収集や応急活動を行うなど突発的な災害発生に備え、24時間連絡、伝達可能な体制とし、万全を期する。

勤務時間外の体制は、次のとおりである。



2 伝達手段の多様化

様々な環境下にある市民や職員に対し、災害情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多様化を図る。

- (1) 防災行政無線
- (2) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)
- (3) テレビ
- (4) ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)
- (5) Lアラート(災害情報共有システム)
- (6) ポータルサイト(おおさか防災ネット)のウェブページやメール
- (7) ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)
- (8) 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)
- (9) ワンセグ、フルセグ
- (10) 災害・緊急情報配信システム(事前登録したメール・固定電話・FAXへの配信)
- (11) 広報誌(災害臨時号)の発行
- (12) 広報車の巡回等

第5 災害広報・広聴体制の整備

市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

また、府等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ① 地震情報(震度、震源、地震活動等)・気象・水位等の状況
- ② 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ③ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ④ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保 災害臨時号の発行

2 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、あらかじめ専用電話や専用FAXの設置、相談窓口などの体制を整備する。

4 停電時の市民への情報提供

市は、電気事業者と適宜連携し、停電時にインターネット等を使用できない避難者に対する被害情報等の伝達にかかる体制の整備に努める。

5 居住地以外の市町村に避難する市民への情報提供

市は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第6 気象等観測装置の活用

近年、集中豪雨等の予期しない災害により、思わぬ被害を受けることがあるので、既に整備済の気象等観測装置の気象情報等を効果的に活用し実施するため、整備や伝達体制の確立を図る。

1 気象等観測装置設置施設

市立コミュニティセンター	大野台二丁目1-5
旧狭山・美原医療保健センター	東野東一丁目500-1
堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）	狭山一丁目2384-1

2 河川水位観測所

市域内の水位観測は、第3編第1章第8節「水防活動」に掲載のとおりである。

3 計測震度計

正確かつ詳細な震度情報を迅速に収集・解析するため市役所内に計測震度計が設置されている。

常に地震等の観測が正確に行われるよう、観測者の技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備に努める。

第7節 消火・救助・救急体制の整備

主な担当部等	消防部、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、市民・事業者
--------	-----------------------------

市、府及び堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

市及び府は、国と連携し、大規模災害または特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力を努める。

なお、市及び府は、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等にかかる行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 消防力の充実

本市には、常備消防として消防業務の委託先である堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）が配置されており、また非常備消防として消防団（10の消防分団と1の女性分団）を配置している。

各種災害に対応するため、「消防力の整備指針」（平成31年（2019年）3月改正）及び本市の実情に応じて施設・設備の強化を図るとともに、消防施設強化促進法に基づいて、消防力の充実に努める。

資料4-8 大阪狭山市消防団の災害活動に関する計画

1 消防資機材の充実

市街地の拡大、道路交通状況など本市の実態に対応した消防資機材の充実を図り、消防力を増強する。

資料4-1 消防機械・消防資機材配置及び備蓄状況

2 消防水利の確保

市は、「消防水利の基準」に基づき、消火栓等の消防水利の整備充実に努める。特に、耐震性貯水槽など耐震火災対策施設の整備を図るとともに、池やプール等の自然水利と人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進するとともに、遠距離大量送水システム等の消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の整備に努める。

資料4-5 消防水利の現況

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

4 消防団の活性化

市は、地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

社会環境の変化やコミュニティ意識の希薄化等に伴い、消防団員となる担い手の減少、高齢化等が進んでいることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防協力事業所（堺市消防局）表示制度の活用などの促進などにより、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防車両・小型動力ポンプ等の防災資機材の充実強化を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度な知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

5 地域の初期消火力の向上

市民自ら身を守るという市民の防火意識を高揚し、消火器等の消火資機材を備えるとともに、消火訓練を実施し、防火用水の確保、風呂水の汲み置き、感震ブレーカーの設置等を地域ぐるみで推進する。

工場、事業所等においても、自主防災体制の強化、消防協力事業所（堺市消防局）表示制度の導入検討及び社員等への周知などを行うとともに、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）や女性防火クラブ等の民間防災組織等と連携強化を図り、地域ぐるみでの防火組織体制の整備を推進する。

また、住宅火災による死亡の防止対策である住宅火災警報器の設置・管理を推進する。

第2 救助・救急体制の整備

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救助・救急活動を行うとともに、負傷者等に対し必要な医療活動を行うことは、市民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。

市は、市民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

1 救助体制の整備

(1) 市は、自治会、自主防災組織及び各種団体等の協力を得て地域内の高齢者、障がい者、外国人など要配慮者の状況の把握に努める。

(2) 市は、自治会、自主防災組織及び各種団体等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

(3) 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、あらかじめ民間団体と協力関係を結び、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

2 救急体制の整備

市は、市民に対して防災訓練、研修会等を通じて、心肺蘇生法、止血法、AED使用法などの救急手当に関する知識・技能の普及を促進する。

第3章 防災体制の整備

第7節 消火・救助・救急体制の整備

第3 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

第4 連携体制の整備

市は、府等防災関係機関と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制の充実や消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第8節 災害時医療体制の整備

主な担当部等	医療救護部
--------	-------

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、府及び医療関係機関と連携しながら災害時医療体制を整備する。

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

第1 連絡体制の整備

府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信するため、市町村及び医療関係機関に対して大阪府広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

市は、あらかじめ医療関係機関及び医療救護班、市民・事業者との情報連絡方法など連絡体制の整備を図る。また、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

なお、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、大阪府広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

第2 医療体制の整備

1 医療救護班の編成

災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行われるよう、市災害医療センター（医療法人正雅会辻本病院、医療法人榎本会榎本病院）は、医師1名、看護師2名、事務員1名により医療救護班を2班編成し、また、大阪狭山市医師会、市内医療機関の協力を得て、医師1名、看護師2名、保健師2名により医療救護班を適宜編成する。なお、いずれの医療救護班も、市災害対策本部または救護所に参集するよう周知しておく。

2 医療救護班の受入れ窓口等

医療救護班の受入れ窓口を医療救護部に設置し、あらかじめ救護所への配置調整を行う体制の整備をしておく。

第3章 防災体制の整備

第8節 災害時医療体制の整備

3 救護所の整備

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

① 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所で、主に搬送前の応急処置やトリアージ（トリアージ・タッグにより傷病程度を分類し、収容医療機関への搬送等）等を行う。

② 医療救護所での臨時診断活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所で、主に軽傷患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

なお、大阪狭山市域で被害が集中した場合に堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）が設置する応急救護所において、医療救護班派遣の求めがあれば、医療救護班を派遣し、救急隊員が行う応急措置やトリアージへの協力を行う。

(2) 救護所の指定

市は、市内医療機関の中からあらかじめ救護所を指定し、当該開設所と運営方法等につき協議しておく。

(3) 資機材の整備

災害現場付近に設置する応急救護所、また指定避難所等に併設される医療救護所の設置に備え、 TENT、救護用医療機器、担架、発電機等を整備推進する。

第3 後方医療体制の整備

1 災害医療機関の指定

救護所では対応できない患者に対し、被災を免れたすべての医療機関で医療活動を実施する。このため、市の医療救護活動の拠点となる医療機関として、医療法人正雅会辻本病院及び医療法人榎本会榎本病院を市災害医療センターに指定する。

なお、府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関（災害拠点病院、災害医療協力病院等）」を設定している。

資料3-14 府指定災害医療機関

資料3-15 市指定災害医療機関（災害医療センター）

2 病院災害対策マニュアルの作成

市は、すべての医療機関に防災体制や災害発生時の応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立するよう働きかける。

第4 医薬品等の確保体制の整備

市は、府、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

(1) 災害拠点病院等での病院備蓄

(2) 卸業者による流通備蓄

(3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター(会営薬局)による流通備蓄

第5 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保及び重症度、緊急度にあった適切な搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市、府及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第6 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

第7 関係機関協力体制の確立

地域医療の連携を図るため、市及び府は、南河内保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策や被災者のメンタルヘルスケア対策の検討、各種訓練の実施などにより、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第8 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施するとともに、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

なお、市は防災関係機関や地域住民の参加による防災訓練を行うにあたり、医療機関の参加を呼びかける。

資料4-6 医療救護活動の流れ、トリアージ・タッグ

第9節 緊急輸送体制の整備

主な担当部等	応急建設部、危機管理室
--------	-------------

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

(1) 広域緊急交通路の選定

府は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、府県間を連絡する主要道路、府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点などを連絡する主要道路、各市町村の輸送拠点並びに災害拠点病院を連絡する主要道路及び接続道路を広域緊急交通路（市内：国道310号、府道富田林泉大津線と市道金剛泉北線、市道狭山河内長野線）として選定している。

(2) 地域緊急交通路の選定

市は、府選定の広域緊急交通路と、災害対策本部、指定避難所、臨時ヘリポート、救援物資集積場所など防災重要拠点とを結ぶ道路を市の緊急交通路に選定する。

資料3-1 市防災拠点、緊急交通路の位置図

資料3-16 市の緊急交通路

2 緊急交通路の整備

市は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、市の緊急交通路に選定した市道の拡幅、耐震強化及び効率的な整備を推進する。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から広報誌等を活用し、市民へ緊急交通路の周知に努める。

5 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

6 府による輸送基地の確保

府は、緊急物資を受け付けし、配送する陸上・海上・航空輸送基地を確保する。なお、災害時に輸送基地から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な輸送基地を選定するよう努める。

第2 航空輸送体制の整備

市は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに自衛隊等の応援の受入れを迅速に行うため、災害時用臨時ヘリポートを既に選定しているが、臨時ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、整備を推進する。

なお、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、ヘリサインの他、施設名の対空表示に努める。

資料3-6 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

資料3-7 ヘリポート予定地

資料3-8 ヘリポート周辺図

第3 輸送手段の確保体制

市は、平常時より庁用車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、災害応急対策に使用する計画のある車両について「緊急通行車両等事前届出」を行う。

また、災害時に緊急通行車両等の不足に備え、民間事業者等から調達する必要がある場合は、平素より関係団体との輸送協定締結等を検討するとともに、必要に応じ、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、運送事業者等の施設の活用などの協力体制整備を図る。また、非常用電源や非常用通信設備の設置にかかる支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備も併せて推進する。

第4 交通確保体制の整備

市は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、富田林土木事務所及び市内建設業者と連絡体制及び協力体制の整備を図る。また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

第10節 避難行動要支援者支援対策の推進

主な担当部等	医療救護部、危機管理室、大阪狭山市社会福祉協議会、市民・事業者
--------	---------------------------------

市は、高齢化や国際化の進展を踏まえ、高齢者、障がい者、妊婦、児童、乳幼児、傷病者、外国人等の要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の避難対策や啓発などのきめ細やかな要配慮者対策を積極的に推進する。

特に、要配慮者のうち、自ら避難することが困難である避難行動要支援者については、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、その避難支援体制整備を図る。

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するとともに、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

第1 避難行動要支援者名簿の作成・運用

市では、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年（2013年）8月策定）」及び府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年（2015年）2月改訂）」をふまえ、大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を策定している（令和3年（2021年）4月最終改訂）。

避難行動要支援者支援体制の整備は、この計画を基本として推進することとする。

1 個別避難計画の策定及び提供、管理等

(1) 個別避難計画の策定、管理

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、大阪狭山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報にかかる避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、避難行動要支援者の状況の変化、防災マップ・ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 個別避難計画の提供、漏洩防止管理

堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署、民生委員・児童委員、大阪狭山市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例等の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るとともに、個別避難計画情報の漏洩の防止等に必要な措置を講じる。

(3) その他の避難行動要支援者への配慮

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備などに努める。

2 避難行動要支援者の情報把握

市の関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握（居所、家族構成、緊急連絡先、障がいの程度、日常生活自立度、かかりつけ医等）に一層努める。

なお、情報を把握する際は、該当者及びその家族のプライバシーに十分に配慮する。

3 支援体制の整備

市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、平常時から自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の連携・協力により、必要な支援体制の整備に努める。

4 福祉避難所における体制整備

市は、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の相談や介護・医療的ケアなどの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

資料3-13 福祉避難所一覧

5 福祉サービスの継続と関係機関の連携強化

災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、府と密接に連携し、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

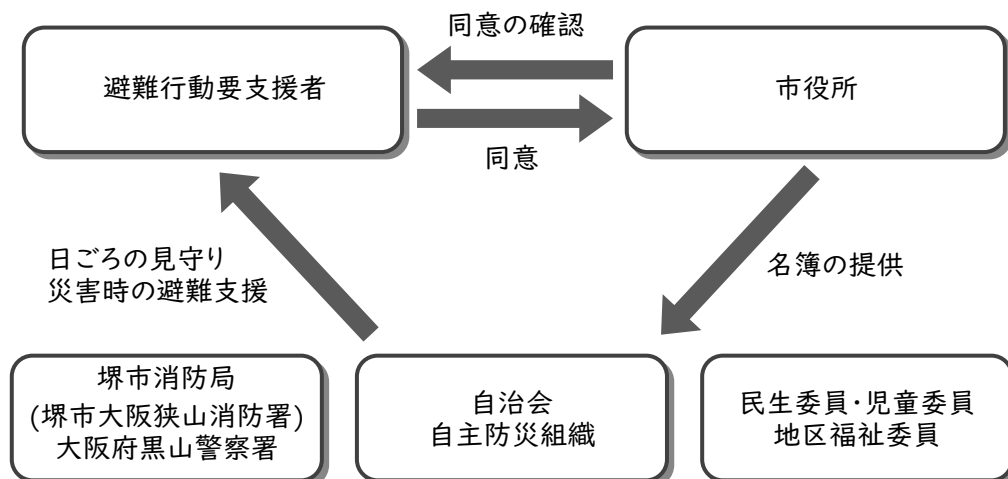
6 訓練の実施

避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所生活での支援、情報漏洩の防止などについて、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

7 避難支援等関係者の決定

地域の実情に応じた実効性のある避難支援を計画し、避難支援等関係者の決定については、民生委員・児童委員、大阪狭山市社会福祉協議会、自治会、福祉事業者、自主防災組織に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から決定し、より多くの避難支援等関係者を確保できるよう年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要がある。

以下に、市における避難支援等関係者の枠組みを示す。



8 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。（災害対策基本法第49条の10第1項）

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（居所、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）

(2) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報については、府その他の関係機関に対して、関連情報の提供を求める。

(3) 避難行動要支援者の範囲

市は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を下記に設定する。

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めることができる。
- ② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めることができる。

自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）

- | |
|--|
| <p>(ア) 要介護認定3から5を受けている者</p> <p>(イ) 身体障害者手帳1、2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）</p> <p>(ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者</p> <p>(エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>(オ) 市の生活支援を受けている難病患者</p> <p>(カ) 上記以外で市長が必要と認めた者</p> |
|--|

9 名簿の管理

(1) 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき遵守を徹底する。

また、災害規模等によっては庁舎の被災等の事態が生じるなど、市の機能が著しく低下することを考え、府との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、災害による停電

等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(2) 名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図る。

10 名簿情報の提供及び漏えい防止

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。ただし、名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明したうえで、意思確認を行う。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の適切な措置を講ずる。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- (2) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないようにすること
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- (4) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- (7) 名簿情報の取扱い状況を報告させること
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いや情報漏洩の防止に関する研修を開催すること

第2 その他の要配慮者支援対策

1 避難のための情報伝達

(1) 避難情報等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の判断基準を適時適切に発令し、防災関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達する。

また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知または警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、次の配慮を行う。

- ① 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
 - ② 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
 - ③ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝えること
- (2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、市防災行政無線（同報系）、災害・緊急情報配信システム及び広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用する

第3章 防災体制の整備

第10節 避難行動要支援者支援対策の推進

など、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市等は、避難支援等関係者等が避難行動要支援者に対して、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することとする。

2 情報連絡手段の整備

情報入手が困難な聴覚障がい者などに対し、適切な情報伝達手段による支援に努める。

(1) 緊急通報システム等の整備

市は、災害時における独居高齢者等の安全確保を図るため、ペンダント式等の緊急通報システムを導入しているが、なお一層の整備・拡充の促進を図る。

(2) FAXによる緊急情報の提供

市は、聴覚障がいのある市民に対し、災害の際にFAXを利用し、緊急情報を提供する。

(3) 災害・緊急情報配信システムによる緊急情報の提供

3 安全機器の普及促進

介護支援を必要とする在宅の避難行動要支援者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等の防災機器の普及を促進する。

4 防災についての啓発

市ホームページ・広報等により避難行動要支援者をはじめとして、家族、地域住民に対して、次の啓発を行う。

(1) 避難行動要支援者及びその家族

- ① 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- ② 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

(2) 地域住民

- ① 自治会、自主防災組織等において、地域住民の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- ② 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ③ 地域防災訓練等に避難行動要支援者及びその家族が参加するよう働きかける。

5 ボランティアの育成等

平素より高齢者や障がい者等が災害時に安心して避難生活を過ごせるように支援するボランティアを育成する。

6 救出・救護体制の整備

災害の同時多発等により大阪府黒山警察署、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）等の防災関係機関による救出・救護活動の困難が予想されるため、独居高齢者などの避難行動要支援者に対し、地域住民や自主防災組織等を中心とした市民相互の連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出・救護体制を確立する必要がある。

このため、市は、より一層の防災知識の普及、啓発に努め、市民全体で災害に取り組む土壌の育成を推進

するとともに、自治会等を中心とした自主防災組織のなお一層の育成に努める。

第3 社会福祉施設等の安全対策

1 防災組織体制の整備

各施設等管理者は、所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

2 緊急応援連絡体制の整備

各施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、自主防災組織、ボランティア組織等との連携等、施設入所者等の安全確保についての協力体制の整備を推進する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について協力する。

3 施設等の整備

(1) 施設利用者等の安全確保を図るため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行う。

なお、社会福祉施設等の新・改築にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー等の生活環境づくりを推進する。

(2) 消防法等により整備を必要とする消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）や非常用自家発電機など防災資機材の整備を図る。

(3) 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食及び飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

4 防災教育、防災訓練の実施

(1) 各施設等管理者は、各施設の職員や入所者が災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解が得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 各施設の構造や入所者の判断能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施する。また、市の行う防災訓練に参加する。

第4 福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。具体的には、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を福祉避難所（二次的な避難施設）として指定するとともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう個別避難計画等の作成に努める。

資料3-12 指定避難所一覧、指定緊急避難場所一覧

資料3-13 福祉避難所一覧

第5 外国人に対する防災対策の充実

1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平素から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 情報発信等による支援

市は、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国語による防災に関するマップやパンフレットを作成・配布し、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

また、指定避難所や避難路の表示など災害に関する案内板について、外国語の併記表示を推進するなど、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

外国人観光客に対する支援として、府と連携して、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用した多言語での情報発信の充実に努める。

3 避難所における支援

市は、指定避難所に外国人が避難することを想定し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

主な担当部等	応急建設部、危機管理室、市民・事業者
--------	--------------------

大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、府や関西広域連合等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる物資の備蓄などを促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設などの受入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。また、市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、防災関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組を行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等にかかる計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避けること。
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資を確保すること。
- 4 従業員等に対して情報入手、伝達方法を周知すること。
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段を確認（家族間であらかじめ決定）すること。
- 6 これらを確認するための訓練を実施すること。

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、鉄道事業者などと近隣の指定避難所や災害時帰宅支援ステーション等に関する情報共有など平常時から連携を図る。

第3章 防災体制の整備

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

府及び関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立し、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第4 代替輸送確保の仕組み

鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

第5 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱い所における帰宅困難者への支援

地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱い所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所における飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報及びラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所における水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報及びラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第12節 避難受入れ体制の推進

主な担当部等	危機管理室、総務情報・調査部、医療救護部、衛生調整部、応急建設部、避難・給食部、給水部、消防部等各施設所管グループ、市民・事業者
--------	--

災害から市民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知するとともに、総合的、計画的な避難対策を推進し、市民の安全を確保する。また、感染症のおそれがある場合は、その対策として通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所等の開設を図る。

第1 避難場所・避難路の指定・周知

1 災害時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所・指定緊急避難場所

災害発生時に市民が緊急かつ一時的に避難できる避難場所として、市内11箇所の学校のグラウンドを一時避難場所として指定している。なお、本市においては、これらの一時避難場所に3施設（東野幼稚園、総合体育館、池尻体育館）を加えた14箇所を、災害対策基本法（第49条の4）に基づく指定緊急避難場所（いずれも指定避難所を兼用）に指定している（令和4年（2022年）1月現在）。

資料3-9 一時避難場所一覧

資料3-12 指定避難所一覧、指定緊急避難場所一覧

(2) 広域的な一時避難場所等

様々な災害ケースを想定し、大規模火災による輻射熱及び熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域的な一時避難場所として指定する。現在、市内で4箇所（東大池公園、南青少年運動広場、野球場、さやか公園）を指定している。

- ① 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地であること。ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合。
- ② 避難者1人あたり概ね1㎡以上を確保できる安全な場所（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）。
- ③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（①または②に該当するものを除く。）。
- ④ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。

また、上記に加え、狭山水みらいセンター（せせらぎの丘・かがやき広場）が、協定に基づく一時避難場所として指定している。

資料3-10 広域的な一時避難場所一覧

資料3-11 協定による一時避難場所

(3) 避難路

指定避難所、一時避難場所等への避難が安全に行われるよう、避難路を指定する。

なお、避難路は、指定避難所等へのアクセスとして、市緊急交通路を指定し、避難者の安全確保及び緊急輸送活動に配慮する。

- ① 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）または10m以上の緑道。

第3章 防災体制の整備

第12節 避難受入れ体制の推進

- ② 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。
- ③ 水利の確保が比較的容易なこと。

資料3-17 避難路一覧

2 避難場所及び避難路の明示・周知

避難場所・避難路の指定にあたり、市は、日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にかかると「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方を含め、防災マップ・ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、次のとおり避難行動要支援者にも配慮して避難場所及び避難路の安全性の向上を図る。

1 一時避難場所・指定緊急避難場所

- (1) 避難場所標識等による市民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の確保

2 広域的な一時避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置

第3 指定避難所の指定、整備

市は、既に指定避難所を指定しているが、あらかじめ指定避難所の所在場所や受入れ人数等を広報誌等により市民に周知徹底するとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。また、他の公共施設の追加指定などを検討する。

指定避難所に指定されている小・中学校等については、収容施設の非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保を図るほか、避難の実施に必要な食料の備蓄や設備・機器等の整備を図り、要配慮者に配慮して整備するなど、避難所機能の強化を図る。なお、指定避難所等について、老朽化の兆候が

認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進め、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、Wi-Fi環境等の通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

第4 指定避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所内の過密抑制対策や指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応について、平常時から庁内関係部局が連携して必要な措置を講じるとともに、必要な場合には、市外のホテル等の他、空家・空室などの避難所としての活用等を含めて検討するよう努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、市は、平常時から保健所と連携して、防災マップ・ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

資料3-12 指定避難所一覧、指定緊急避難場所一覧

第5 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- 1 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保することなど、様々な対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- 2 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- 3 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- 4 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

第6 指定避難所の管理運営体制の整備

市では、災害発生後の避難所の開設・運営を迅速かつ適切に実践することを目的として、「大阪狭山市避難所運営マニュアル」を作成している（令和2年（2020年）7月修正）。

指定避難所の管理運営体制の確立・強化を図るため、このマニュアルや防災訓練（避難所内での感染症対策や熱中症の予防や対処法を想定した訓練を含む。）等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。知識等の普及にあたっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- 1 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- 2 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- 3 災害対策本部との連絡体制
- 4 自主防災組織、施設管理者との協力体制

第7 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、市民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市では、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年（2021年）5月公表）に基づき、「大阪狭山市避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成している（令和3年（2021年）5月改訂）。

避難指示等の発令判断にあたっては、このマニュアルを適切に運用するとともに、タイムライン等（事前防災行動計画）の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するものとする。

2 市民等への周知・意識啓発

市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難を基本とするものの、防災マップ・ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」、「垂直避難（上階等移動）」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことを市民へ平常時から周知しておく。

また、市は、土砂災害については、市民等と連携した危険箇所等の定期点検の実施や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

避難情報等と市民等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	市民等がとるべき行動	行動を市民等に促す情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（気象庁が発表）	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 防災マップ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認、注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報（気象庁が発表）	- 氾濫注意情報 - 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） - 土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 - 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者並びに障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 - 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難（市長が発令）	- 氾濫警戒情報 - 洪水警報 - 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） - 大雨警報（土砂災害） - 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）を行う。	避難指示（市長が発令）	- 氾濫危険情報 - 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） - 土砂災害警戒情報 - 土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）【※1】
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 - 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保（市長が発令）	- 氾濫発生情報 （大雨特別警報（浸水害））【※2】 （大雨特別警報（土砂災害））【※2】

注1 市長は、市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとり

第3章 防災体制の整備

第12節 避難受入れ体制の推進

やすい時間帯の発令に努める。

注2 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 【※1】土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和3年（2021年）災害対策基本法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和3年（2021年）出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル4相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、土砂キキクルの「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

注5 緊急安全確保は、令和3年（2021年）災害対策基本法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、【※2】の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注6 「顕著な大雨に関する情報」は、警戒レベル相当情報を補足する情報で警戒レベル4相当以上の状況で発表される場合がある。この情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説される。

第8 避難誘導体制の整備

災害が発生または発生するおそれがある場合に避難者を安全な場所に迅速かつ適切に避難させるため、発災時の避難誘導にかかる計画をあらかじめ作成する。また、平素から特に次の事項に留意して、避難誘導体制の確立を図る。

- 1 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を市民等に対し周知徹底を図るための措置を講じる。周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 2 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。
- 3 特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。
- 4 避難行動要支援者の避難行動をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、市は、府の指針等を踏まえ大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）等を活用し、それに基づいた避難行動要支援者の情報把握、防災部局・福祉部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するよう努める。

第9 学校、病院等における避難誘導體制

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

1 学校

- (1) 災害発生時、児童・生徒が自らの判断で避難ができるように防災教育を充実させるとともに、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法・避難路を周知徹底する。また、災害発生時における教職員等の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、指定避難所の運営にかかる体制などについて具体的に作成し、教職員等個人の役割分担を明確にしておく。また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておく。
- (2) 学校等は保護者との間で、あらかじめ災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを定めておく。
- (3) 市は、小学校就学前の子どもの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 病院及び福祉施設等

- (1) 医療機関及び福祉施設等においては、患者や入所者を他の医療機関等または安全な場所へ集団的に避難させる場合において収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定めるよう努める。
- (2) 施設内に防災組織を整え、災害時の連絡体制、職員の動員体制、避難誘導體制の整備に努めるとともに、他の福祉施設との相互応援協定や地域の自主防災組織、ボランティア団体等との協力体制の整備・充実に努める。

第10 避難者の受入れ

市は、指定避難所（指定緊急避難場所）に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう大阪狭山市避難所運営マニュアルの見直し等に努める。

市は、避難指示等が発せられていない状況において、自宅での待機に不安を持つ市民の方から自主避難に関する要望がある場合に、一時的に避難を受入れるための施設を適切に開設できるよう施設管理者等と協議を行うものとする。

また、市は、自治会や自主防災組織、地域防災推進リーダー（防災士、安全安心推進リーダー）などと連携し、高齢化の進行や地域の災害リスクなどの地域特性を踏まえ、地域住民の自主的な早期避難の受入れなどを円滑に実施できるよう、地域が主体となって開設・運営を行う地域一時避難場所の開設方策等について検討する。

第11 広域避難体制の整備

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、国や他の自治体との既存の枠組みを活用することにより協力体制を構築するとともに広域一時滞在にかかる応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生または発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第3章 防災体制の整備

第12節 避難受入れ体制の推進

第12 市民による事前確認事項

地震による災害の態様は同一ではなく、地域によって、また地震の規模によっても様々である。
したがって、市民は災害に備え、あらかじめ次の事項を心掛ける。

- 1 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を確認しておく。
- 2 避難路上の危険物（ブロック塀等）を把握しておく。
- 3 非常持出品（貴重品、食料、水、医薬品、ラジオ等）を準備しておく。
- 4 避難行動要支援者の避難を地域住民の協力で行えるよう、避難の際の協力者を決めておく。
- 5 家族で災害発生時の役割分担、避難や連絡方法など行動予定を話し合っておく。

資料2-4 地震ハザードマップ

第13節 二次災害防止対策の整備

主な担当部等	総務情報・調査部、危機管理室、応急建設部
--------	----------------------

建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から市民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

また、災害時に罹災証明書の交付が、遅滞なく行われるよう、業務の実施体制の整備に努める。

第1 応急危険度判定体制の整備

市は、市民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、府が行う被災建築物応急危険度判定士の養成、登録に協力する。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、府が行う被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

(2) 実施主体の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災宅地危険度判定士の派遣に対する受入れ体制を整備するなど、実施体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定体制の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第2 応急仮設住宅等の事前準備

市は、あらかじめ各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定しておく。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居（借上型応急仮設住宅等）として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備、災害協定の締結に努める。

資料2-8 地すべり防止区域、地すべり危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域、宅地造成等規制区域、

応急仮設住宅建設候補地の位置図

資料3-18 応急仮設住宅建設候補地一覧

第3 砂防ボランティア(斜面判定士等)制度の普及啓発

市は、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と協力し、市民に対して土砂災害の危険箇所の危険度判定を行う砂防ボランティア(斜面判定士等)制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第4 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、市における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第14節 緊急物資確保体制の整備

主な担当部等	応急建設部、給水部、危機管理室、大阪広域水道企業団
--------	---------------------------

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効果的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

なお、この場合に、女性やこども、高齢者などの視点に立った生活物資の備蓄・供給（生理用品など）に配慮する。

第1 給水体制の整備

1 給水体制の整備

市及び府は、大阪広域水道企業団並びにその他の府内水道事業体と相互に協力して、発災後3日間は1日1人あたり30の飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。また、府は、迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

市は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- (1) ボトル水等の備蓄（共同備蓄や相互融通含む。）
- (2) 応急給水マニュアルの整備
- (3) 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うため、大阪広域水道震災対策中央本部と連携、連絡体制の整備に努める。

2 井戸水による生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

市は、府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努めるとともに、分散備蓄化を進める。

食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者、女性、こどもの特性に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

1 食料・生活必需品の備蓄

(1) 重要物資の備蓄

市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、市と府で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

第3章 防災体制の整備

第14節 緊急物資確保体制の整備

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 災害応急対策

第4編 災害復旧・復興

戒付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

震付編 2 南海トラフ地震

資料編

品 目	算 出 式
食料	避難所避難者数×3食×1.2(注) (注)1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
乳児用粉ミルク または乳児用液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g/人/日 (南海トラフ想定の場合は3日を経る) 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1リットル/人/日 (南海トラフ想定の場合は3日を経る)
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市は、必要数分(100%)、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市はBOX型(マンホールトイレ等含む。)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	(直下型地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
トイレトペーパー	(直下型地震による)避難所避難者数×7.5m/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
マスク	(直下型地震による)避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

※大阪府「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

(2) その他の物資の確保

以下の物資の確保体制を整備する。

- ① 精米、即席麺などの主食
- ② ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ③ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- ④ 被服(肌着等)
- ⑤ 炊事道具・食器類(鍋、炊事用具、手指消毒液、衛生手袋、タワシ等)
- ⑥ 光熱用品(LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- ⑦ 日用品(石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等)
- ⑧ 医薬品等(常備薬、救急セット、マスク、手指消毒液、器具等消毒薬品、体温計、うがい薬、助産に必要な物品等)
- ⑨ ブルーシート、土のう袋
- ⑩ 仮設風呂・仮設シャワー

- ⑪ 簡易ベッド、間仕切り等
- ⑫ 要配慮高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車イス、車いす対応トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
- ⑬ 救助・救出用資材（バール、ジャッキ等）
- ⑭ 棺桶、遺体袋
など

2 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

市は、災害の規模等にかんがみ、市自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも避難者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、府への協力要請及び調達・輸送体制を構築する。

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

また、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- (1) 市は、既にさやか公園及び東大池公園の防災備蓄倉庫での備蓄に加え、発災時のリスクや迅速な対応を図るため指定避難所またはその周辺での分散備蓄を進めており、備蓄物資等の管理に努める。
- (2) 定期的に備蓄物資の点検及び更新を行う。
- (3) 定期的に流通在庫量を調査しておくとともに、手持ち備蓄物資が不足する場合に備えて、あらかじめ契約等の締結を推進し、食品業者、LPガス協会等から調達体制を確立する。
- (4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- (5) 市物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給に関する体制やマニュアルの整備に努める。

資料3-2 生活用備蓄資材一覧

資料3-3 救護用備蓄資材一覧

資料7-2 民間団体等協定一覧

3 市民等による備蓄体制の整備

- (1) 市は、市民に対し、それぞれの家族構成・事情に応じた非常食、日用品、医薬品等の備蓄を推奨する。
- (2) 市は、病院や入所者のいる社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた非常食、日用品の備蓄を推奨する。

第15節 ライフライン確保体制の整備

主な担当部等	応急建設部、給水部、危機管理室、市民・事業者、ライフライン事業者
--------	----------------------------------

第1 上水道

市は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、大阪広域水道企業団と日頃から連携に努め、防災体制の整備を促進する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）を整備する。
- (2) 関係機関との協力体制を整備する。
- (3) 応急復旧マニュアル等を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び防災関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

上水道においては、大阪府災害調整本部、大阪市水道局及び公益社団法人日本水道協会との連絡・協力体制を確立する。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、下水道機能の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、応急復旧マニュアル（下水道BCP）を整備する。
- (2) 管きよ、ポンプ施設等の排水機能の確保に努める。
- (3) ポンプ施設等について、非常用電源を整備する。
- (4) 大阪府下水道室（南部流域下水道事務所）と緊急時の連携体制を整備する。
- (5) 下水道台帳を整備し、複数個所に保管する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

被災時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
また、資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防

防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

施設の点検、被害状況等の把握調査を行うため、府及び他市町村間との協力応援体制を整備する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についても定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平常時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平常時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策用車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能の維持を図るために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力需給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス(大阪ガス株式会社)

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム(地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム)の活用による被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ① 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - ② 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備、分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ① 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - ② 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料(圧縮天然ガス、カセットコンロ等)の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社等）

災害時における電気通信設備等または回線の故障に対して、迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において被害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援体制を編成し応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保または災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等について、常にその数量を把握し必要な整備点検を行う。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信疎通確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

また、グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止し、災害時の放送が確保されるよう平常時から施設・設備の強化と保全に努める。

- 1 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
- 2 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

第7 市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について、各事業者のホームページ等の多様な伝達手段を活用して広報活動を実施し、利用者の意識の高揚を図る。

- 1 大阪広域水道企業団は、節水及び飲料水等の備蓄の重要性について、平素より広報する。
- 2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第8 倒木等への対策

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

なお、市は、必要に応じて、事業者が行う事前伐採等に協力する。

第16節 交通確保体制の整備

主な担当部等	応急建設部、鉄道事業者
--------	-------------

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

第1 鉄軌道施設（南海電気鉄道株式会社）

鉄道事業者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第2 道路施設（府・市）

道路管理者は、道路障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等体制の整備に努める。

第17節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画により、地震防災整備事業の推進を図る。

■ 計画対象事業

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、または漁港施設
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- 8 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- 9 公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- 10 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- 11 7～10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- 12 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 13 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 14 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設または設備
- 15 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設または設備
- 16 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 17 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材
- 18 老朽住宅密集市街地にかかる地震防災対策
- 19 1～18に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第3編 災害応急対策

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員

主な担当部等 危機管理室

市をはじめ防災関係機関は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保及び健康管理（マスク着用等による感染症対策を含む。）に十分留意し、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施する。

第1 早期災害警戒活動体制

危機管理室は、市域において台風や前線による風水害等の発生が懸念されるなか、市域に影響をおよぼす時間、規模、期間等の予測が困難な場合に、本市に関する防災気象情報や府が発表する「災害モード宣言」をはじめ、市民等の自主避難に関する要望、公共交通機関の運行状況、学校園（幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・高等学校等）の臨時休校の実施状況等に関する各種情報の収集・分析を行うとともに、大阪狭山市災害警戒本部の設置や市民等の自主避難を受入れるための避難所の開設などに関する事項を検討し、対応方針を決定する。

第2 防災活動体制

本市域内の災害応急対策を実施するため、大阪狭山市災害対策本部条例の定めるところにより、市災害対策本部を設置し、防災の推進を図る。また、本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策の方針を決定する。ただし、突発的な災害等の場合には、登庁している構成員で本部会議を開催することができる。

なお、災害の規模等により、市災害対策本部を設置するに至らない場合は、市災害警戒本部を設置し、災害応急対策など事態の処理にあたる。

	市災害警戒本部	市災害対策本部
(1) 設置基準	① 市域において震度4を観測する地震が発生したとき。 ② 市域において気象警報等が発表されたとき。 ③ 市域において応急対策が必要な小規模の災害が発生したとき、または発生のおそれがあるとき。 ④ その他、本部長が必要と認めたとき。	① 市域において震度5弱以上を観測する地震が発生したとき。 ② 市域において小・中規模または大規模な災害が発生したとき。 ③ 大規模な災害の発生が予想され、または突発的な災害が発生した場合その対策が必要と認められるとき。 ④ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。（第2章第1節「災害救助法の適用」参照） ⑤ その他、本部長が必要と認めたとき。

	市災害警戒本部	市災害対策本部
(2) 設置場所等	① 本部は、市役所内庁舎2階防災対策室に設置する。ただし、執務状況等により設置できない場合は、設置可能な場所に置く。	① 本部は、市役所内庁舎2階防災対策室に設置する。ただし、被災等により、市役所庁舎2階に設置できない場合は、庁舎内の設置可能な場所に置く。 ② 庁舎内に設置できない場合は、敷地内に置く（大型仮設テントの設置等）。その際、速やかにその旨を防災関係機関に連絡する。 ③ 市災害対策本部が設置された場合は、市役所本庁舎正面玄関に「大阪狭山市災害対策本部」の看板を掲示する。
(3) 廃止基準	① 災害発生のおそれが消滅したとき。 ② 災害応急対策が概ね完了したとき。 ③ 災害対策本部が設置されたとき。 ④ その他、本部長が適当と認めたとき。	① 災害発生のおそれが消滅したとき。 ② 災害応急対策が概ね完了したとき。 ③ その他、本部長が適当と認めたとき。
(4) 所属職員及び防災関係機関との連絡	① 本部を設置若しくは廃止したとき、または、本部会議の決定事項のうち必要と認める事項について、各部長は、その通知を受けたときは、速やかに所属職員に対し周知徹底させなければならない。	① 本部を設置若しくは廃止したときは、速やかに別表3-1-1に掲げる者のうち必要と認める者にその旨を通知する。また、本部会議の決定事項のうち必要と認める事項についても同様とする。 ② 各部長は、前記①の通知を受けたときは、速やかに所属職員に対し周知徹底させなければならない。 ③ 市役所等に府の現地災害対策本部が設置されたときは、この組織と連携して応急対策を推進する。
(5) 所掌事務及び決定すべき事項	所掌事務 ① 情報収集、伝達に関すること。 ② 職員の配備体制に関すること。 ③ 災害対策本部における他部への応援要請に関すること。 ④ 災害対策本部設置の必要性の検討に関すること。 ⑤ その他、緊急に実施を要する災害応急対策に関すること。	決定すべき事項 ① 災害予防、災害応急対策、災害復旧の推進に関すること。 ② 配備体制の決定に関すること。 ③ 自衛隊の派遣要請に関すること。 ④ 災害救助法の適用に関すること。 ⑤ その他、災害に関する重要な事項の決定に関すること。

	市災害警戒本部	市災害対策本部
(6) 決定事項の周知	① 本部員は、本部会議の決定事項を職員に周知させるとともに、各部の連絡調整を図る。 ② 特に必要と認めるときは、庁内放送やメールにより周知を図る。	① 本部員は、本部会議の決定事項を職員に周知するとともに、各部の連絡調整を図る。 ② 特に必要と認めるときは、庁内放送やメールにより周知を図る。 ③ 本部会議の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度各防災関係機関に通知する。
(7) 本部の組織及び事務分担等	本部の組織、職員の配備体制等は、資料編に掲載のとおりとする。	本部の組織、職員の配備体制等は、資料編に掲載のとおりとする。

資料1-3 大阪狭山市災害対策本部条例

資料1-4 災害対策本部組織及び事務分担

資料1-5 災害対策本部動員一覧

資料1-6 災害警戒本部組織動員計画等一覧

資料6-4 気象庁震度階級関連解説表

別表3-1-1 本部会議の決定事項の通知または公表先等

通知または公表先	連絡担当部課	通知または公表方法
庁内各部・グループ	危機管理室	庁内放送、電話、口頭その他迅速な方法
出先機関	各主管部担当グループ	電話、FAX、口頭その他迅速な方法
府知事	危機管理室	府防災行政無線、府防災情報システム、電話、FAX、文書その他迅速な方法
堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署	〃	電話、FAX、文書その他迅速な方法
指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関	〃	〃
隣接市町村	〃	府防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
市民	総括広報部	広報車、市ホームページ、電話・FAX・SNS・メール、同報系防災行政無線
報道機関	総括広報部	電話、FAX、文書、口頭

資料7-3 各機関の通信窓口

1 市防災会議

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施するうえで必要がある場合は、市防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施することで、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

資料1-1 大阪狭山市防災会議条例

資料1-2 大阪狭山市防災会議委員名簿

2 現地災害対策本部

市災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として災害地近接の公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員

(1) 設置基準

- ① 災害応急対策を局地的または重点的に推進する必要があるとき。
- ② その他本部長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

本部長が認めたとき。

(3) 所掌事務

- ① 被害状況等の把握に関すること。
- ② 市の実施する災害応急対策の現地調整と推進に関すること。
- ③ 現地における防災関係機関との連絡に関すること。
- ④ その他必要な事項

3 市災害対策本部長の職務代理者の決定

市長が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

第1順位 担当副市長

第2順位 その他の副市長

第3順位 教育長

第3 動員計画

1 職員の動員・配備

- (1) 配備指令は、配備区分に従い、本部長が行う。ただし、本部長は、本部会議の決議（決定）を経て、災害の種類、規模、状況等に応じ、各配備の範囲内において組織編成を行うことができる。
- (2) 各部の責任者は、配備指令に直ちに應じられるよう、各部の職員についてあらかじめ出動職員を定め、各職員に徹底しておく。
- (3) 各部の責任者は、各部の職員の動員を円滑に行うため連絡順序を定めておく。
- (4) 各部の事務局員は、部責任者を補佐するとともに、所属部と災害対策本部との連絡調整を行う。
- (5) 職員は、所属長の指揮に従い、防災活動に従事しなければならない。
- (6) 職員は、勤務時間外においても配備指令が出たときは、配備区分に従い、速やかに登庁しなければならない。
- (7) 職員は、勤務時間外に強い地震を感じた場合は、テレビ、ラジオ等を視聴し、状況把握に努めるほか、電話等により速やかに上司の指示を求める。電話により指示が得られない場合及び震度5弱以上を観測する地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、自主的に登庁する。（非常参集）

なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩等により迅速に登庁する。各部の責任者（または責任者が指名した者）は、安否確認システムなどを活用するなど、登庁状況に合わせ職員動員数を集約し、事務局に逐次報告する。

2 参集場所

参集は、市役所本庁舎に集合することを基本とするが、道路・橋梁の決壊など交通途絶等により、市役所への集合が不可能なときは、所属長に連絡し、最寄りの出先機関あるいは避難所等で災害応急活動に従事する。

3 配備区分

配備は、次の基準により行う。

体制	配備区分	配 備 時 期	活 動 内 容
災害警戒本部	警戒配備	1 市域において震度4を観測する地震が発生したとき(自動配備)。 2 市域において気象警報等が発表されたとき。 3 市域において応急対策が必要な小規模の災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。 4 その他本部長が当該配備を指令するとき。	1 災害情報の収集 2 被害情報の把握 3 被害情報の府への報告 4 必要に応じて防災関係機関等への通報 5 必要に応じて各部長への連絡 6 災害情報に関する広報 7 軽微な災害応急対策を実施 8 必要に応じて災害対策本部の設置に関すること
災害対策本部	A号配備	1 市域において小規模の災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。 2 その他本部長が当該配備を指令するとき。	1～6 同上 7 局地的な応急災害対策を実施 8 事態の推移に従い、速やかにB号配備へ移行できる体制の確保
	B号配備	1 市域において中規模の災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。 2 その他本部長が当該配備を指令するとき。	1～6 同上 7 市域数箇所での応急災害対策を実施 8 事態の推移に従い、速やかにC号配備へ移行できる体制の確保
	C号配備	1 市域において大規模の災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。 2 その他本部長が当該配備を指令するとき。	1～6 同上 7 市域の広範囲での応急災害対策を実施 8 事態の推移に従い、速やかにD号配備へ移行できる体制の確保
	D号配備	1 市域において震度5弱以上を観測する地震が発生したとき(自動配備)。 2 市域において特に大規模の災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。 3 その他本部長が当該配備を指令するとき。	1～6 同上 7 市域全域での応急災害対策を実施 8 市の全力を挙げて全職員が災害応急対策を実施できる体制の確保

資料1-5 災害対策本部動員一覧

資料1-6 災害警戒本部組織動員計画等一覧

4 非常参集

勤務時間外の非常参集は、市役所本庁舎に集合することを基本とするが、交通途絶等で不可能のときは、本部からの指示に従って災害応急活動に従事する。

非常参集した職員は、次の要領により本部組織編成を行い初動体制をとる。

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 災害応急対策

第4編 復興・復興

災害復興・復興

戒付編 1 東海地震の警戒

震付編 2 南海トラフ地震

資料編

時系列的事項	実施内容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2 人命救助	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの出先機関あるいは避難所等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長(または次席者)は、被害状況を集約し災害対策本部長に報告する。
6 緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

5 大阪狭山市水防本部

水防本部長は、設置基準に該当する場合には、市域における水防を統括するため、水防本部を設置し、水防活動を実施する。

なお、市災害警戒本部が設置された場合は、同本部と連携し、市災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

(1) 設置基準

洪水等による水災のおそれがあるとき。

(2) 廃止基準

水防本部長が認めたとき。

(3) 所掌事務

- ① 水防情報の収集と伝達に関すること。
- ② 本部員の招集、水防配備の指令に関すること。
- ③ 被災状況、水こう門・鉄扉等の操作状況の把握に関すること。
- ④ 水防管理団体への指導及び水防資機材提供に関すること。
- ⑤ 関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑥ 報道及び広報に関すること。

第2節 警戒期の情報伝達、警戒活動

主な担当部等 総括広報部、総務情報・調査部、応急建設部、消防部、危機管理室

市をはじめ防災関係機関は、気象予警報等その他災害に関する情報等を関係機関及び市民等に迅速かつ的確に伝達、周知徹底を図るなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるとともに警戒活動を行う。

第1 気象予警報等

1 気象予警報等の種類及び発表基準

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示すなど、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

注意報、警報の種類及び基準は、次のとおりである。

(1) 注意報

気象現象等により被害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村ごとに発表する。

資料6-1 気象注意の種類と発表基準

(2) 警報及び記録的短時間大雨情報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために、市町村ごとに発表する。

資料6-2 気象警報等の種類と発表基準

また、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等は、以下のように公表される。

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生のおそれの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備え防災マップ・ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ※ 「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生のおそれの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

第1章 初動期の活動

第2節 警戒期の情報伝達、警戒活動

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 災害応急対策

種 類	概 要
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備え防災マップ・ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

第4編 災害復旧・復興

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、市民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村ごとに発表する。

現象の種類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける。）

注 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は、気象庁ホームページで公表される。

(4) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

(5) 台風予報、台風情報

① 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経100度～東経180度、赤道～北緯60度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について、実況及び24時間先までの予報を3時間ごとに発表し、さらに、5日（120時間）先までの予報を6時間ごとに発表する。台風が日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1時間後の中心位置や強さ等を推定して1時間ごとに発表するとともに、24時間先までの詳細な予報（3時間刻みの中心位置や強さ等）を3時間ごとに発表する。

② 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速15m/s以上の強い風が吹いている範囲）を3段階、強さ（最大風速）を4段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の 強風域の半径	分 類
500km未満	—
500km以上800km未満	大型（大きい）
800km以上	超大型 （非常に大きい）

台風の強さの分類

最大風速	分 類
17m/s以上33m/s未満	—
33m/s以上44m/s未満	強い
44m/s以上54m/s未満	非常に強い
54m/s以上	猛烈な

(6) 顕著な大雨に関する情報

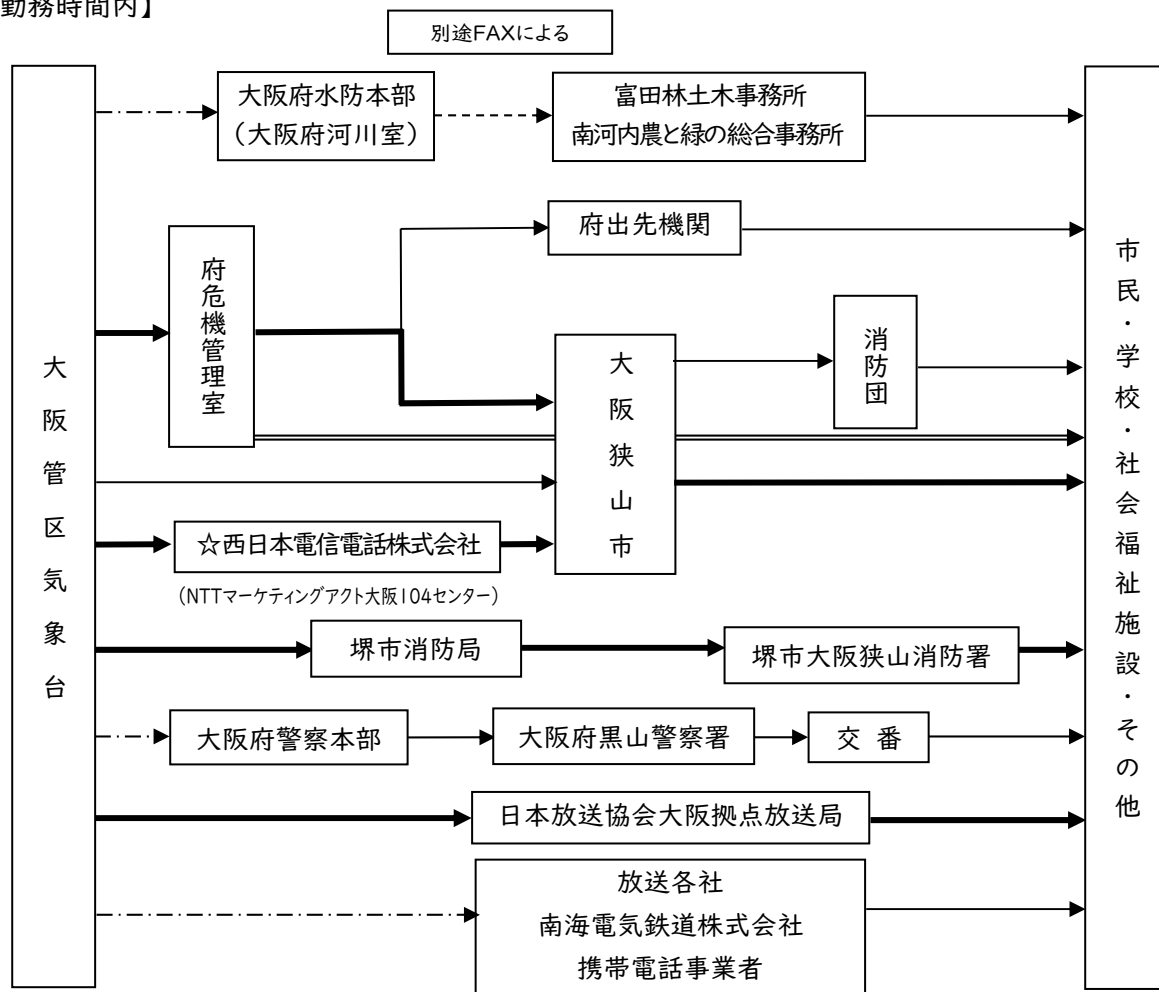
警戒レベル相当情報を補足する情報で警戒レベル4相当以上の状況で発表される場合がある。この情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説される。

(7) その他気象情報

気象等の予報に関係のある、突風、及びその他の異常気象等についての情報を市民及び関係機関に対して発表する。

2 注意報、警報等の伝達系統図

【勤務時間内】



注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

注2 ☆印は、警報のみ。

注3 二重線は、特別警報が発表された際に通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注4 一点鎖線は、補助系統（受信する情報を各々が設定）

注5 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪または暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

3 特別警戒水位到達情報

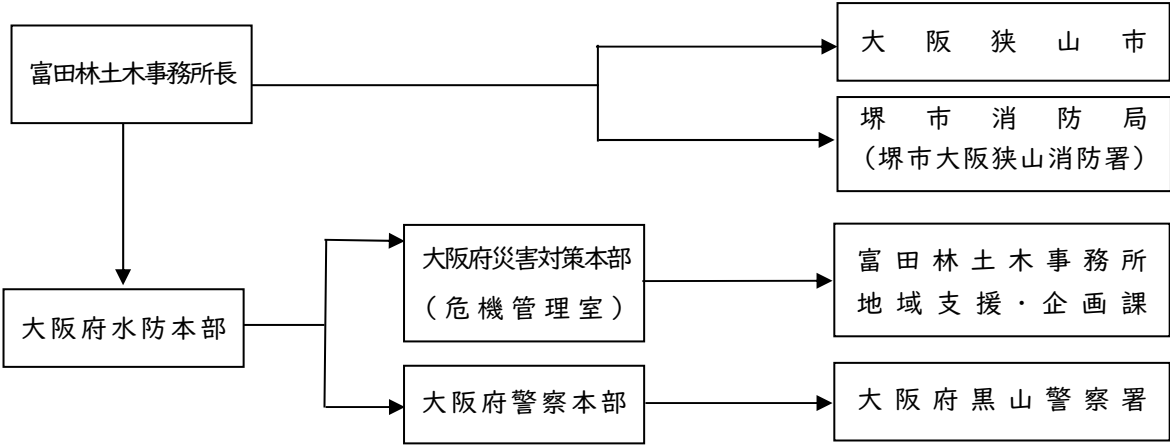
府は、知事の指定する西除川において、避難判断水位（市長の高齢者等避難の目安となる水位）及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を本市に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

発表者	河川名	基準水位 観測所名	氾濫注意 水位	避難判断 水位	特別警戒 水位	受報者	受報 担当者
富田林土木 事務所長	西除川	野田	1.00m	1.40m	1.60m	大阪狭山市 水防管理者	危機管理 室長

4 水防警報

知事の指定する西除川において、洪水のおそれがあると認めるときは、現地指導班長が適宜水防警報を発令し、直ちに警報事項を通知する。

警報発表者	河 川 名		区 域	区域延長	警報受報者	受報担当者
富田林土木事務所長	西除川	左岸	狭山池下流より大和川合流点まで	12.7 km	大阪狭山市水防管理者	危機管理室長
		右岸	同 上			



5 火災気象警報

市は、防災行政無線、広報車等を利用し、または状況に応じて自主防災組織等の地域住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第2 土砂災害警戒情報

1 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示等の発令や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条及び15条の2）

2 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大

第4 市民等への伝達・周知

市長は、気象予警報等、土砂災害警戒情報、地震情報を受けたとき、または自ら火災警報を発令したときは、消防団、ため池管理者、学校園、市民等に対し、同報系防災行政無線、サイレン、広報車等で迅速確実に伝達・周知する。

なお、周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

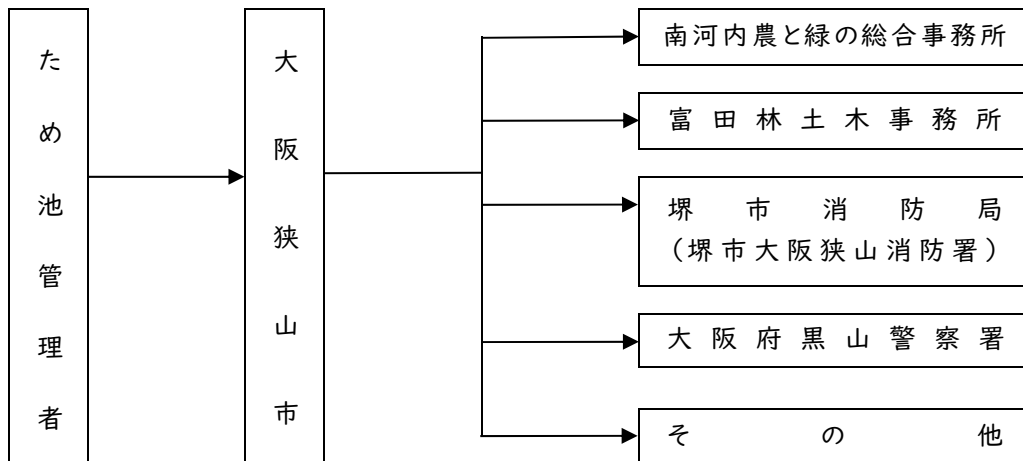
また、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び气象台と情報共有・連携を密にし、市民等に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行う。

第5 ため池水位の通報

- ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、または降雨等の状況により出水のおそれがあると認めたときは、直ちに市長に通報しなければならない。
- 市長は、前項の通報を受けたときは、直ちに南河内農と緑の総合事務所に通報するとともに、市民等に対して周知徹底を図る。なお、必要に応じ富田林土木事務所、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署に通報する。

3 通報系統



第6 土砂災害警戒活動

市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

第1章 初動期の活動

第2節 警戒期の情報伝達、警戒活動

1 警戒活動の基準

(1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

① 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○ 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

【警戒活動】

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・市民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

○ 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報を発表時

【警戒活動】

- ・市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示等を発令する。

② 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

①を参考に警戒活動を開始する。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、大阪管区气象台の短時間降雨予測に基づき、府の土砂災害発生基準雨量及び气象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

※ 土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

2 斜面判定制度の活用

市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

3 情報交換の徹底

市及び府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第7 異常現象発見時の通報

1 災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに市長または堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署等に通報する。

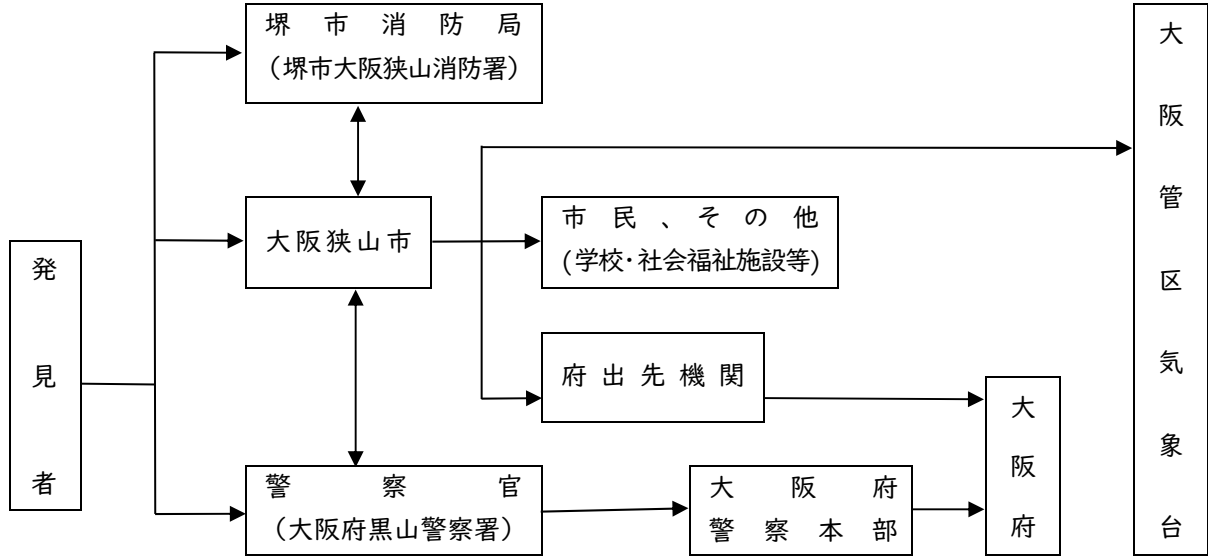
2 異常現象を発見し、あるいは通報を受けた堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署等は、危機管理室へ連絡する。

3 通報を受けた市長は、直ちに大阪管区气象台・富田林土木事務所に通報するとともに、市民等に対して周知徹底を図る。

4 異常現象の特徴

地震		○ 堤防からの漏水 ○ 地割れ ○ わき水の出現 ○ 井戸水位の急激な変動 など
水害 (河川、ため池)		○ 堤防の亀裂または欠け・崩れ ○ 堤防からの溢水 ○ 堤防の天端の亀裂または沈下 など
土砂災害	① 土石流	○ 山鳴り ○ 降雨時の川の水位の低下 ○ 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	② 地すべり	○ 地面のひび割れ ○ 沢や井戸水の濁り ○ 斜面からの水の吹き出し など
	③ 崖くずれ	○ わき水の濁り ○ 崖の亀裂 ○ 小石の落下 など
	④ 山地災害	○ わき水の量の変化(増加または枯渇) ○ 山の斜面を水が走る など

5 通報伝達系統



第8 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、市及び府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

市は、災害発生後、または災害発生のおそれがある場合、府及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の正確さや必要とする内容の相違を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

災害情報の収集・伝達については、危機管理室、総務情報・調査部の責任者が、災害情報の収集・総括・報告にあたる。



第2 災害情報の収集伝達

災害発生後、直ちに府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、防災関係機関等から情報を収集し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の把握

防災関係機関等から次に掲げる情報を収集し、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

なお、突発的な災害が発生した際には、市の防災体制が整うまでの間は、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）と連携を密にし、情報収集等を行う。

- (1) 府防災情報システムによる被害予測
- (2) 庁舎周辺の被害状況
- (3) 堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）への通報状況
- (4) 大阪府黒山警察署からの情報（通報状況等）
- (5) 防災関係機関からの情報
- (6) 自主防災組織、市民等からの情報
- (7) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (8) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (9) その他

【地震時】

- (10) 震度計ネットワークの観測情報からの被害予測

資料7-3 各機関の通信窓口

2 災害情報の収集伝達

大阪府黒山警察署をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 市民の生命財産の安否状況及び市民等の避難状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、河川、砂防、農地、ため池、山林等の被害状況
- (5) 上水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防、医療救護等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) その他

3 収集報告を行う被害状況等の種類

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被害状況
- (5) 災害に対して既にとった措置
- (6) 災害に対して今後とろうとする措置

第1章 初動期の活動

第3節 発災直後の情報収集伝達

- (7) 災害対策に要した費用の概算額
- (8) その他必要な事項

4 調査収集報告の注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 被害状況等収集にあたっては、状況が明瞭にわかるよう写真撮影を行い、写真には、撮影年月日、場所、時刻、被害者氏名等を記入しておく。
- (3) 各部において収集した被害状況等は、逐次、総務情報・調査部へ口頭等により速報し、調査が完了次第、文書により報告する。

5 市民等からの通報について

市民等からの被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ各部または関係機関に連絡する。

項目	担当部	留意事項
指定避難所収容状況	避難・給食部	指定避難所別収容人員、要長期収容人員
救援物資等給与状況	医療救護部	要救護人員（食料・生活必需品の種類及び数量）、仕分け・配送人員
医療救護状況	医療救護部	医療救護班の編成、救護所の設置、診察人員、収容医療機関の死傷者数等
給水活動状況	給水部	給水拠点、給水人員、給水車、給水資機材等
物資調達状況	総務情報・調査部	救助物資等調達状況
その他の措置項目	各関係部	土木復旧、施設復旧、配車、労務供給、遺体処理等の状況

第3 大阪府等への被害状況等の報告

1 被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムにより行い、システムが使用できない場合には、電話及びFAX等の手段で行う。また、応急措置が完了した後に、速やかに府に災害確定報告を行う。

様式1 災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報にあたっては、区分に応じた様式に記載しFAX等により報告する。

また、市及び堺市消防局等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。

また、地すべり、崖くずれ等土砂災害が発生した場合は、富田林土木事務所へ報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があるもの
- (3) 災害に対し、国の財政的援助を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合あるいは2市町村以上にまた

がするような広域的な災害で、本市が軽微な被害であっても全体的に大規模な同一災害の場合

- (5) 市災害対策本部を設置した場合
- (6) その他特に報告の指示があった場合

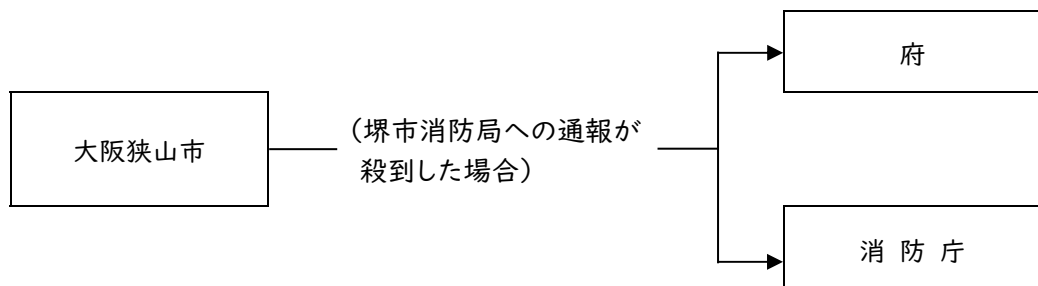
【地震時】

- (7) 市域で震度4以上の地震が発生した場合
- (8) 地震が発生し、震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告する。

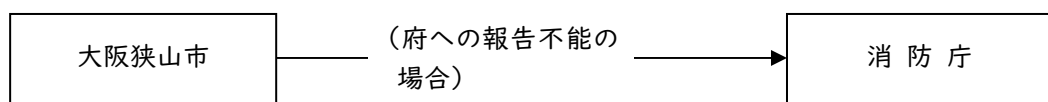
報告項目	報告主管部	報告先 (大阪府)	報告項目	報告主管部	報告先 (大阪府)
人的・住家被害 関 係 ※	総務情報・調査部	政策企画部	道路・橋梁関係	応急建設部	都市整備部
危険物等施設 関 係	堺市消防局 消 防 部	政策企画部・ 危機管理室	河 川 関 係	//	//
社会福祉関係	医療救護部	福 祉 部	砂防・崖くずれ 関 係	//	//
医 療 関 係	医療救護部	健康医療部	下 水 道 関 係	//	//
ごみ処理施設 等 関 係	衛生調整部	環境農林水産部	公 園 関 係	//	//
農地・ため池関係	応急建設部	環境農林水産部	公共住宅・宅地 造成地・災害危険 区 域 関 係	総務情報・調査部 応急建設部	住宅まちづくり部
			教育・文化財関係	避難・給食部	教 育 庁

※ 人的被害の数(死者・行方不明者数)については、府が一元的に集約・調整を行う。府が関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、消防庁へ報告する。

- 2 堺市消防局への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国(消防庁)に通報する。



- 3 府への報告が通信の途絶等により、できない場合は、直接、国(消防庁)に報告する。



- 4 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県(外国人のうち、旅行者等の住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

第4 被害状況調査の報告基準

被害状況調査の報告基準は、資料編に掲載の基準による。

様式2 被害状況調査報告基準

第5 通信手段の確保

1 通信機能の点検

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。
また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

2 災害時優先電話の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うが、災害時には加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

市は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめ登録してある災害時優先電話により通信を確保する。

災害時優先電話番号	072-366-0014 072-366-0015
-----------	------------------------------

資料7-3 各機関の通信窓口

3 大阪府防災行政無線の利用

通信時や有線途絶時にかかわらず、大阪府防災行政無線を有効に活用し、府、府内市町村及び防災関係機関との通信の確保を図る。

4 非常通信の利用

災害のため優先通信系が不通となった場合、または状況によりこれを利用することが著しく困難な場合には、電波法第52条第4号及び第74条に基づき、災害発生のお知らせ、人命救助、被災者の救援及び応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署等まで伝文を送信して、伝達してもらう。

なお、大阪地区非常無線通信協議会に基づく通信経路等は、次のとおりである。

(1) 大阪府非常通信経路計画に基づく通信経路

有線電話が途絶した場合、若しくは本市の無線電話が不通となった場合、大阪府非常通信経路計画に定められた通信経路は、次のとおりである。

発信 (市町村)	 : 使送区間 ---- : 無線区間 ~~~~ : 有線区間	非常通信経路(中継)	着信 (大阪府)	総合 信頼度
大阪狭山市 (危機管理室)	----	堺市消防局 消防 ---- 大阪市消防局 (指令情報センター) 府防 ----	大阪府	A
	3.8K	大阪府黒山警察署(総務課) 警察 ---- 大阪府警察本部 (通信指令室) 府防 ----		B
	1.3K	南海金剛駅 ~~~~ 南海難波駅 (駅長室) 4.2K		B
	----	堺市消防局 (地域衛星通信ネットワーク) 地星 (防T):9-200-220-8921 ---- (防F):9-200-220-8821		A
		(地域衛星通信ネットワーク) 地星 (防T):9-200-220-8921 ---- (防F):9-200-220-8821		A

(2) NTT衛星通信による通信(西日本電信電話株式会社関西支店)

5 市防災行政無線の利用

本部内での命令の指示、伝達及び災害状況の収集等については、有線電話で行うほか、市防災行政無線、IP無線を利用する。

(基地局) (移動局)
市災害対策本部 (IP 無線)

6 アマチュア無線

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、協定を締結しているアマチュア無線クラブに連絡し、情報の収集及び伝達等を行う。

また、個人のアマチュア無線局については、ボランティア登録などにより事前に把握し、災害時に活動できる体制整備に努める。

7 災害対策用移動通信機器の借受

市は、災害発生時における通信手段を確保するため、必要に応じて一時的に通信手段を補完することで、通信の輻輳及び途絶の回避を図るため、総務省近畿総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器の無償借受を要請することができる。

(「総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」第3条第8項)

(1) 借受できる災害対策用移動通信機器

衛星携帯電話、業務用無線機(MCA端末)、簡易無線機

(2) 借受要請連絡先

機 関 名	電話番号	FAX番号
総務省近畿総合通信局防災対策推進室	06-6942-8504	06-6942-1849

主な担当部等	総括広報部、総務情報・調査部、危機管理室
--------	----------------------

市をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対して、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

第1 実施責任者

情報総括責任者は市長とし、その広報活動は総括広報部が行う。各部において広報を必要とする事項は、本部を通じて総括広報部に連絡する。

第2 災害広報

市は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示、災害時広報誌（災害時臨時号）の発行、災害・緊急情報配信システムの活用など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 広報の内容

【地震時】

- ① 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象の状況
- ② 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ③ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- ④ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起等

【風水害時】

- ⑤ 気象等の状況
- ⑥ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- ⑦ 土砂災害（二次的災害）の危険性等

【台風接近時】

- ⑧ 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- ⑨ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ

【災害の状況に応じ】

- ⑩ 避難指示等及び避難上の注意事項
- ⑪ 災害時における市民の心構え
- ⑫ 地域住民がとるべき措置
- ⑬ 指定避難所開設の状況
- ⑭ その他必要事項



- ① 二次災害の危険性
- ② 被災状況とその後の見通し
- ③ 被災者のために講じている施策
- ④ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- ⑤ 被災者の安否情報
- ⑥ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ⑦ 災害用食料、生活必需品等の供給状況
- ⑧ 交通規制及び交通機関の運行状況
- ⑨ 義援物資等の取扱い
- ⑩ その他必要事項

2 広報の方法

同報系防災行政無線、携帯メール、広報車、電話、大阪狭山市災害・緊急情報配信システム等を通じて

迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報誌（災害時臨時号等）やチラシの配布、掲示板への掲示、消防団の積載車などを通じて広く周知する。

対 象 機 関 等	方 法
報 道 機 関	インターネット、電話、FAX、文書、口頭
各 関 係 機 関	インターネット、電話、FAX、広報車、連絡員の派遣
市 民 、 被 災 者	インターネット、電話、FAX、広報車、広報誌、サイレン、口頭、同報系防災行政無線、携帯メール、緊急速報メール、SNS、大阪狭山市災害・緊急情報配信システム、災害時臨時FM局の開設
庁 内 各 課	庁内LAN、庁内放送、庁内電話、口頭
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

3 市民等に対する広報

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。また、広報車を利用する際は、各地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、ガス、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

4 要配慮者に配慮した広報

ラジオ、テレビ等が行う障がい者（手話通訳・字幕入放送・文字放送）や外国人（外国語放送）に対する放送を視聴するよう広報を行うとともに、聴覚障がい者に対しFAXにより災害情報を提供する。また、必要により民生委員・児童委員の協力や自治会等の代表者を通じ災害情報を伝達する。

このほか、在宅での避難行動要支援者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

災害時に有効な伝達手段及びその特色

伝達手段	種 別	特 色
同報系防災行政無線 災害・緊急情報配信システム 広 報 車 SNS、メール	㊦ ㊧	発災直後からさまざまな情報の伝達、注意の喚起に利用
掲 示 板	㊧ ㊨	各避難所や防災拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情 報 紙	㊧ ㊨	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	㊧ ㊨	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット	㊦ ㊧ ㊨	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

㊦ 被害状況 ㊧ 生活情報 ㊨ 安否情報

5 広報資料の収集など

(1) 各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における現地取材を行う。

(2) 災害写真の撮影

① 災害現地に写真撮影員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に

第1章 初動期の活動

第4節 災害広報

努める。

- ② 災害写真はデジタルカメラで撮影、プリントし、掲示するなど速報に用いるとともに後の検証資料とするため電子データで保存しておく。また、他の機関から依頼があった場合は提供する。
- (3) 災害の予防に資するため、災害に関する記録、写真、映画等を作成する。

第3 報道機関との連携

総括広報部の責任者は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

また、災害の状況等により報道機関による緊急放送が必要と認めた場合には、災害対策基本法第57条の規定により放送事業者に対し放送の依頼を行う。

第4 広聴活動

被災者または関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動を実施する。

1 総合相談窓口の開設

市及び府をはじめ防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合、または本部長が災害の状況により必要と認める場合に、被災者のための総合相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

総合相談窓口を開設した場合には、速やかに同報系防災行政無線や広報車等により市民等へ周知する。

2 広聴内容の処理

市民等からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部または関係機関に連絡し、迅速かつ適切に処理するよう努める。

第5 府による災害モード宣言

災害モード宣言とは、府が、市民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけるもので、以下の場合に発信される。

1 発信の目安

台 風	・ 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合 ・ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合
地 震	・ 府域に震度6弱以上を観測した場合
その他自然災害等	・ その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合またはおそれがある場合

2 発信の内容(発信された場合にとるべき対応)

市は、府が「災害モード宣言」を行ったときは、府と連携して状況に応じた情報発信を行う。

台 風	・ 自分の身の安全確保 ・ 出勤・通学の抑制 ・ 市町村長の発令する避難情報への注意
地 震	・ 自分の身の安全確保 ・ 近所での助け合い ・ むやみな移動の抑制 ・ 出勤・通学の抑制

第5節 広域応援等の要請・受入れ・支援

主な担当部等	総括広報部、給水部、消防部、危機管理室、堺市消防局
--------	---------------------------

災害に際して、本市のみでは対応が不十分な場合には、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定に基づき、近隣市町村、府等に対して応援及び職員の派遣を要請し、応急対策または災害復旧の万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

総務省は、府及び市と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第1 実施責任者

府、近隣市町村等への応援要請は、市長が行う。

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- 1 知事に対する応援の要求または実施の要請
- 2 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- 3 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- 4 指定地方行政機関の長、都道府県知事または他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

なお、要求を受けた知事または市町村長は、正当な理由がない限り、応援または災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

第2 応援要請

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援隊を要請するものである。なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費）等については、本市が負担し、応援隊は本市の指揮下に入る。

1 知事に対する応援要請

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

知事の指示または要求にかかる応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

なお、知事は、府域にかかる災害が発生した場合において、被災により本市がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため本市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を本市に代わって行う。

2 他市町村に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき他市町村長に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

3 応援要請基準

本市の地域にかかる災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき
- (2) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- (3) 緊急を要し、地理的にみて近隣市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

4 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

第3 職員の派遣要請

災害時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応できない場合は、府、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

1 府、他市町村または指定地方行政機関に対する派遣要請

災害対策基本法第29条または地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請する。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条第1項に基づき、災害応急対策または復旧のため必要があるときは、

第1章 初動期の活動

第5節 広域応援等の要請・受入れ・支援

知事に対し、指定地方行政機関または特定公共機関の職員の派遣のあっせんについて要請する。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の要請

被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を要請する。

4 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、災害対策基本法施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

第4 緊急消防援助隊の派遣要請

- 1 市の消防力をもってしても対処できないと認めるとき、市長は、堺市消防局と協議し、大阪府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、大阪府防災行政無線または電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。この場合において、知事と連絡が取れないときは、堺市消防局と協議のうえ、直接、消防庁長官に派遣を要請する。
- 2 受援体制については、「緊急消防援助隊受援計画」に定めるもののほか、この計画に基づき実施する。
 - (1) 応援受入れのための集結場所を準備する。
 - (2) 堺市消防局(または指揮支援部隊による指揮支援本部)の指示により、活動を行う。
 - (3) 本市が中心となり、消防庁職員や指揮支援部隊長を含む緊急消防援助隊調整本部を設置する。
 - (4) 応援に要した費用は本市が負担する。

第5 災害相互応援協定に基づく応援要請

本市は、府内の市町村と広域的な災害相互応援を協定している。

応援が必要な場合は、この協定に基づき応援を要請する。

ただし、大規模災害の場合、府内及び近隣市町村も同様に大きな被害を受けていると予想されるため、これらの応援要請は状況により判断する。

第6 応援受入れ体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市長は、府及び他市町村、指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関、協定締結市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を危機管理室に定める。

2 受入れ施設の整備

市長は、府及び他市町村等からの職員や物資等の応援を速やかに受入れるための施設や警察・消防・自衛隊の応援部隊の展開、宿営等のための拠点をあらかじめ指定し、整備しておく。特に、ヘリコプターを

第1章 初動期の活動

第5節 広域応援等の要請・受入れ・支援

使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

3 受入れ体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩または宿泊場所その他作業に必要な受入れ体制を確立しておく。

4 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察等と連携し、防災拠点、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

5 資機材等の準備

応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第7 労働力の確保

市長は、市域に災害が発生した場合、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき、市民または応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この場合、業務に従事したものがそのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかったときは、災害対策基本法第84条の規定により補償を行う。

1 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		// 第65条第2項	警察官
		// 第65条第3項	派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に基づく 救助)	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	// 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急 処置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	// 第71条第2項	委任を受けた市長
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長

第1章 初動期の活動

第5節 広域応援等の要請・受入れ・支援

2 従事命令の対象者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令 （災害応急対策全般）	当該市の区域の市民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その関係者
従事命令（消防作業） 従事命令（水防作業）	火災の現場附近にある者 水防の現場にある者、または区域内に居住する者

3 公用令書の交付

従事命令または協力命令を発するとき、または発した命令を変更し、または取消すときは公用令書を交付する。

4 費用

知事または知事の委任を受けた市長が、災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては災害対策基本法第82条により府が実費を弁償する。

5 損害補償

従事命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡もしくは負傷、または疾病にかかった場合には、災害対策基本法第84条の規定によりその損害を補償する。

第8 要員の災害対策の確立

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇用した一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

1 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は、各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

2 民間協力団体

民間協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定にあたっては、団体等の意見を尊重して行う。

- (1) 炊出し、その他災害救助活動の協力
- (2) 清掃及び防疫
- (3) 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 軽易な作業の補助
- (6) その他上記の作業に類した作業

3 一般労働者

- (1) 罹災者の安全な場所への避難

- (2) 医療及び助産における各種移送業務
- (3) 罹災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救済用物資の輸送
- (6) その他災害応急対策実施上の補助業務

4 従事者

従事命令または協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

5 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

第9 被災市町村の支援

被災した他市町村から応援の要求を受けた場合は、正当な理由がない限り、応援または災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

また、内閣総理大臣からの応援の要求に基づき、府から災害発生市町村への応援を求められた場合は、これに協力する。

なお、被災市町村への職員の派遣にあたっては、適宜、府等と調整を図るとともに、総務省の応急対策職員派遣制度を活用する。

応援職員の派遣にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

資料7-1 地方公共団体等協定一覧

第10 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第6節 自衛隊の災害派遣

主な担当部等	総括広報部
--------	-------

市民の生命または財産を保護するため、自衛隊の災害派遣を必要と認めた場合は、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第1 実施責任者

知事に対する自衛隊の派遣要請の要求は、市長が行う。（災害対策基本法第68条の2第1項）

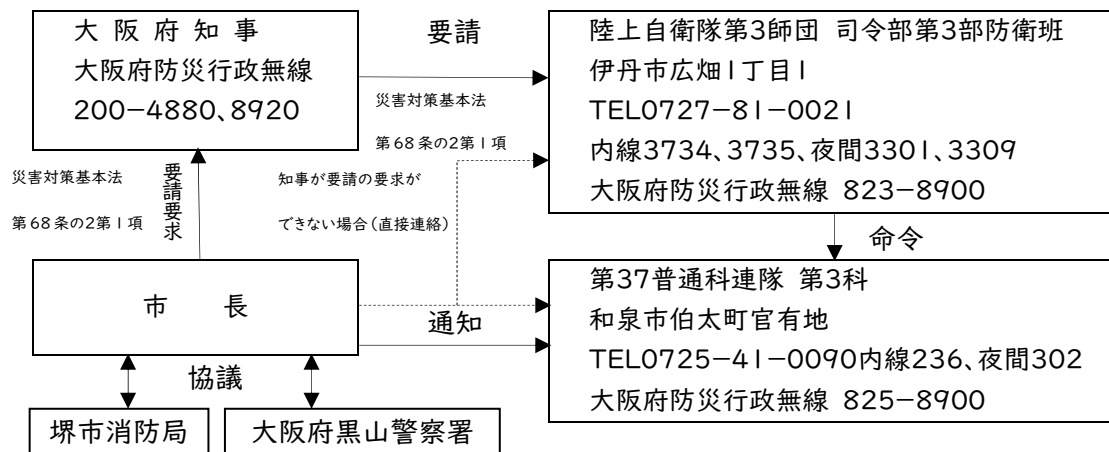
第2 災害派遣要請基準

本市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお応急措置の万全を期し難い場合、または事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、生命または財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請の要求を行う。

第3 災害派遣要請手続

- 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に大阪府黒山警察署、堺市消防局等の関係機関と協議のうえ、知事に派遣要請の要求を行う。
- 知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話または口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に災害派遣要請書を提出する。
 - 災害の情况及び派遣要請を要求する事由
 - 派遣を希望する期間
 - 派遣を希望する区域及び活動内容
 - その他参考となるべき事項
- 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。（災害対策基本法第68条の2第3項）

派遣要請系統図



第4 知事・自衛隊の判断による災害派遣の受入れ

その他の自衛隊の災害派遣は、前述の市長の要求による知事からの要請に基づく部隊等の派遣以外にも、次の場合に行う。

1 知事の単独要請による災害派遣

まさに災害が発生しようとしている場合や市町村の通信途絶の状況から判断し、派遣の必要を認めた場合に、部隊を派遣する。

2 自衛隊の自発的出動基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、市長、大阪府黒山警察署長等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助にかかる救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第5 派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を確立する。

- 1 自衛隊の宿泊施設または野営場所の準備を行う。
- 2 派遣部隊の到着場所、駐車場等については、あらかじめ大阪府黒山警察署と協議のうえ適地を選定する。
- 3 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現場責任者を選定し、府の現地連絡責任者とともに自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業の推進を図る。
- 4 自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- 5 災害に際し、ヘリコプターの要請を行った場合は、被災状況に応じヘリポートを選定する。

資料3-7 ヘリポート予定地

資料3-8 ヘリポート周辺図

- 6 派遣部隊の装備及び携行品以外に必要な物品等使用資機材が準備できない場合は、派遣部隊との協議により必要な資材、機材等の購入を依頼し、購入費等の負担は、市において負担する。

第6 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、市・府等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、事業者の活用等の調整を行う。

さらに、被災直後の混乱状況を前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

区 分	活 動 内 容
(1) 被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
(2) 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で安全面の確保等の必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3) 避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
(4) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
(5) 消防活動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年(1996年)1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害にかかる情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救助活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。
(6) 道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開、または除去にあたる。
(7) 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
(8) 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9) 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
(10) 物資の無償貸付及び譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。
(11) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

また、自衛隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

- 1 派遣部隊の長の官職氏名
- 2 隊員数
- 3 到着日時

- 4 従事している作業の内容及び進捗状況
- 5 その他参考となるべき事項

第7 撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、または必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、災害派遣撤収要請書により速やかに知事に撤収の要請を行う。ただし、災害派遣撤収要請書による報告に日時を要するときは、口頭または電話で連絡し、後日速やかに災害派遣撤収要請書を提出する。

「撤収要請書」記載事項は、次のとおりとする。

- 1 撤収要請の要求日時
- 2 派遣された部隊
- 3 撤収要請を要求する理由
- 4 その他参考となるべき事項

様式3 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

主な担当部等	危機管理室
--------	-------

内閣総理大臣は、収集された情報により、国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており、当該災害にかかる災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害にかかる重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、直ちに災害緊急事態の布告を行う。

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、府内が関係地域の全部または一部となった場合、市、府をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害にかかる重要な課題に適切に対応する。

第8節 水防活動

主な担当部等 応急建設部、消防部、危機管理室

水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、市域における河川、ため池の洪水や河川堤防等の損壊による水災を警戒し、または防御し、被害の軽減を図り、もって公共の安全を保持する。

第1 実施責任者

水防の責任者は、水防管理者（市長）とする。

第2 市の水防組織

市の水防組織は、災害警戒本部に準じる。

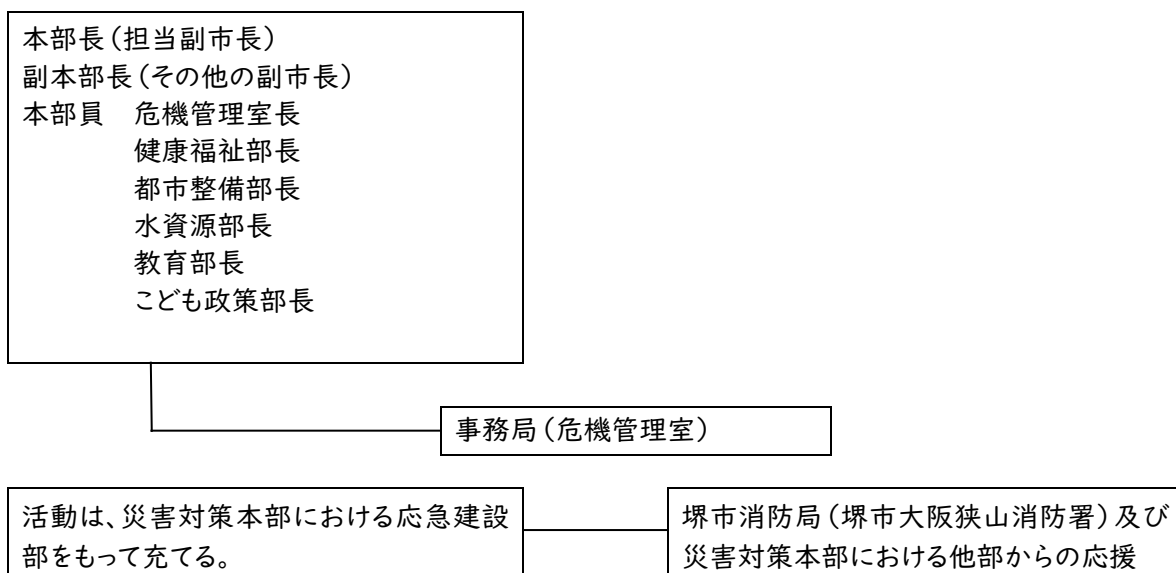
災害警戒本部の本部長は担当副市長、副本部長をその他の副市長とし、本部の事務局を危機管理室に設置する。

水防活動部隊は、市災害対策本部における応急建設部で編成する。

ただし、水害の度合いなどにより堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）及び災害対策本部における他の部に対して応援を求めることができるとともに、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

災害警戒本部が設置され、その後、被害の増大により災害対策本部が設置された場合には、災害警戒本部は災害対策本部に統合する。

災害警戒本部組織図



資料1-6 災害警戒本部組織動員計画等一覧

第3 市の水防体制

市域における水防の責任（水防法第3条）を果たすとともに、集中豪雨等による水害に対処するため、水防管理者は関係機関と連携し、水防上必要な対策を実施する。

配備体制については、以下のとおりである。

- 1 水害が発生するおそれのある場合または突発的な水害が発生した場合、災害警戒本部事務局長（危機管理室室次長）は、市長及び副市長に報告する。
- 2 水害発生のおそれがあるときは、災害警戒本部を設置し、事態に即応した万全の水防体制を整える。
- 3 時間外における体制
時間外において突発的な水害が発生し、水防活動を実施するための人員が確保できない場合については、災害警戒本部配備等伝達系統及び対応要領（勤務“時間外”）により水防活動を実施しつつ体制を整える。
- 4 配備
災害警戒本部動員計画に準じる。

資料1-6 災害警戒本部組織動員計画等一覧

第4 重要水防

1 水防体制の強化

府は、水防法第13条第2項により水位情報周知河川として、西除川（狭山池余水吐～大和川合流地点）を指定した。その区間での洪水浸水想定区域には本市域に該当する箇所は存在しないが、特別警戒水位（基準水位観測所野田1.60m）に達した場合、あるいは西除川に水防警報が発表された場合は、特に水防体制の強化に努める。

2 河川及びため池防災関係水防区域

市内の河川及びため池のうち、公共上特に重要な区域について、その及ぼす影響の程度により次のとおり区分する。

- (1) 要水防区域：C
- (2) 重要水防区域：B
- (3) 特に重要な水防区域：A

市は、河川管理者及びため池管理者との連携を密にし、水防活動が円滑に行われるよう努める。

なお、市域におけるため池防災関係水防区域は、重要水防区域（B）が3箇所、要水防区域（C）が11箇所、計14箇所ある。

資料2-5 ため池防災関係水防区域

資料2-6 河川水防区域

3 重要ダム水こう門施設

市域における水防上重要なダム、水こう門等は、次のとおりである。

ダム

河川名	ダム名	所在地	常時満水位 m	サーチャージ水位 m	洪水調整容量千m ³	計画流入量 m ³ /S	計画放水量 m ³ /S	管理者
西除川	狭山池ダム	岩室地先	79.2	82.0	1,000	240	140	大阪府富田林土木事務所

水こう門

河川名	水こう門名	所在地	形状寸法 (m)	機能別	河川敷標高 O・P(+)	管理者	操作責任者	摘要
西除川	半田井堰	東茱萸木	幅 2.30 高 11.00	ファブリ式 自動転倒堰		半田井堰 水利組合	同 左	用水
西除川	新開井堰	半 田	幅 13.00 高 1.20	〃	82.400	池内新開井 堰水利組合	同 左	用水
東除川	中田井堰	東 野	〃 9.00 〃 1.00	〃		中田井堰 水利組合	同 左	用水

施設管理者は、常に施設が十分に機能を発揮できるように整備しておくとともに、水防時には適正な操作を行い、水害の防止に万全を期する。ただし、操作規定等のあるものはこれによる。

水防管理者は、ダム、水こう門等の規模、能力等を熟知し、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応出来る対策を確立しておく。

第5 出動準備及び出動等

水防管理者は、水防警報が発表された場合は、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）並びにため池管理者に対し、出動準備または出動を指示する。

1 出動準備

- (1) 河川の水位が通報水位（水防団待機水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、ため池については危険が感じられ、かつ、出動の必要が予測されるとき。
- (2) 気象予報等により洪水の危険が予知されるとき。

2 出動

- (1) 河川の水位が警戒水位（氾濫注意水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。ため池については越流などの危険が生じたとき。
- (2) 堤防の漏水、決壊等の危険を察知したとき、または気象予報等により出動を要すると認めたとき。

3 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、関係機関に対して、その旨を報告する。

第6 水位の通報

水位観測員及びため池管理者は、気象等の状況により洪水のおそれがあることを自ら察知したとき、その後水位の変動を監視し、通報水位に達したとき、河川に関しては、富田林土木事務所に、ため池に関しては南河内農と緑の総合事務所に通報しなければならない。

市は、気象状況に留意し、洪水のおそれがあると予測したときは、関係機関に通報しなければならない。
なお、市域内に関係する水位観測所は次のとおりである。

観測所名	観測時期	河川名	施設		通報水位 警戒水位	所在地	管理者	観測者	量水標 零線高 OP+ (m)	備考
			量水標	テレメータ						
狭山池ダム	年間	西除川	○	○ H11		岩室	富田林土木事務所長	所員 TEL 0721-25-1131		水晶 水圧式
金剛橋	年間	西除川		○ H8 無	1.40m 1.60m	半田	富田林土木事務所長	所員 TEL 0721-25-1131		水晶 水圧式
三津屋川橋	年間	三津屋川		○ H3 無	1.70m 2.10m	茱萸木	富田林土木事務所長	所員 TEL 0721-25-1131	82.20 m	水晶 水圧式

(注) 施設欄の数値は設置年度を、施設テレメータ欄の「無」は無線テレメータを示す。

第7 水防用資材及び器具

水防に必要な資材・器具は、備蓄している防災用資機材を使用し、災害時には現場への配分、輸送を的確に行い、水防作業を迅速に実施できるよう措置する。

資料3-4 水防管理団体(<大阪狭山市>)・水防資機材整備基準量

資料3-5 水防用備蓄資材一覧

第8 監視及び警戒

1 常時監視

- (1) 水防管理者は、水防法第9条に基づき、河川堤防に巡視員を設け、随時区域内を巡視して、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに本部及び当該河川管理者(富田林土木事務所)に連絡し、必要な措置を求める。
- (2) ため池管理者は、前記に準じ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、本部及び南河内農と緑の総合事務所に連絡し、必要な措置を求める。

2 非常警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その

他水防上特に重要な箇所を中心として堤防をよく巡回させ、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに、関係機関に報告する。

- (1) 裏法の漏水または飽水による亀裂または欠けくずれ
- (2) 表法で水あたりの強い場所の亀裂または欠けくずれ
- (3) 天端の亀裂または沈下
- (4) 堤防の溢水状況
- (5) 樋門の両袖または底部よりの漏水と扉のしまり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意する。

- (7) 取入口の閉塞状況
- (8) 流域山くずれの状態
- (9) 流入水並びにその浮遊物の状態
- (10) 余水吐及び放水路付近の状態
- (11) 重ね池の場合のその上部ため池の状態
- (12) 樋管の漏水による亀裂及び欠けくずれ
- (13) 雨水貯留池の状態

3 警戒区域の設定

消防機関に属する者は、水防活動上必要がある場合、水防法第21条及び第24条の規定に基づき警戒区域を設定し水防関係者以外の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域からの退去を命ずる。

第9 避難のための立退き及び誘導

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、市長は、必要と認められる区域の市民に対し、立退き避難またはその準備を指示する。

水防管理者が指示する場合は、大阪府黒山警察署長にその旨通知する。

避難誘導及び指定避難所開設等については、本編第1章第11節「避難誘導」の定めるとおりとする。

第10 水防信号

水防法第20条に基づき、大阪府水防計画（令和3年（2021年）度）に定める水防に用いる信号は次のとおりである。

警 鐘 信 号				サイレン信号					
第1信号	○ 休止	○ 休止	○ 休止	約5秒 ○ - 休止	約15秒 ○ - 休止	約5秒 ○ - 休止	約15秒 ○ - 休止	約5秒 ○ - 休止	約15秒 ○ - 休止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 ○ - 休止	約6秒 ○ - 休止	約5秒 ○ - 休止	約6秒 ○ - 休止	約5秒 ○ - 休止	約6秒 ○ - 休止
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒 ○ - 休止	約5秒 ○ - 休止	約10秒 ○ - 休止	約5秒 ○ - 休止	約10秒 ○ - 休止	約5秒 ○ - 休止
第4信号	乱 打			約1分 ○ - 休止	約5秒 ○ - 休止		約1分 ○ - 休止		

- (注)1 信号は適宜の時間を継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

備考 第1信号 河川の量水標が警戒水位に達し、洪水のおそれがあることを知らせるもの

第2信号 消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取扱う。

第11 決壊等の通報及び決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者または消防機関の長は、水防法第25条の規定に基づき直ちにその旨を関係者に通報する。

また、水防法第26条の規定のとおり決壊後といえども、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第12 応 援

1 水防管理団体

水防法第23条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者、堺市消防局に対して応援を求める。

応援のため派遣された者は、所要の器具資材を携行して応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。

2 警察官

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして大阪府黒山警察署長に對し応援を求める。

- (1) 要請する事由
- (2) 出勤希望人員
- (3) 機動力の概数
- (4) 希望する地区及び日時

3 自衛隊

大規模の応援を必要とする緊急の事態が生じたときは、知事に自衛隊の派遣を要請するよう求める。

知事に対し要求できない場合は、その旨及び災害の状況を防衛庁長官またはその指定する者に通知し、速やかに知事にその旨通知する。

4 居住者などの水防協力

水防法第24条の規定に基づき、水防管理者または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者または水防現場にいる者を水防に従事させる。

第13 水防活動報告と水防記録

水防管理者は、水防終結後3日以内に水防実施状況を資料編の様式8の報告書により、富田林土木事務所長及び南河内農と緑の総合事務所長に報告するとともに、次の事項について水防記録を作成して、これを保管する。

- 1 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数並びにその消耗品及び回収分
- 7 水防法第28条による収用または使用の器具・資材の種類、員数及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- 9 土地を一時使用したときは、その箇所・所有者住所・氏名及びその理由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指揮者氏名
- 14 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 功労者及びその功績
- 17 事後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- 18 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
- 19 その他必要な事項

第14 費用負担及び公用負担

1 費用負担

地域の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、各水防管理団体が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、各水防管理団体間の協議によって決める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防法第28条の規定により水防のため必要があるときは、水防管理者または消防機関の長は、次の権限を行使する。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石・竹木その他の資材の使用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使する者は、水防管理者または消防機関の長であるが、これらの者の委任を受けた者にあつては、資料編の様式7の証明書を携行し、必要ある場合には、これを提示する。

(3) 公用負担の証票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、証票を2通作成して、その1通を目的物所有者・管理者またはこれに準すべき者に手渡す。

(4) 損失補償

上記権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償する。

第15 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の警戒活動

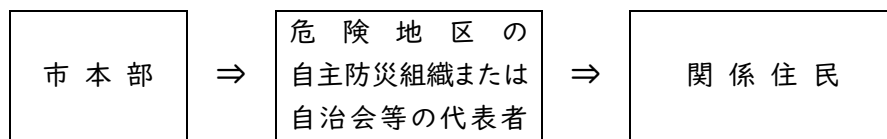
1 危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

市は関係機関の協力を得て梅雨前及び台風期の前に定期的に当該危険箇所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨が予想されるときは、随時に防災パトロールを実施し、当該危険箇所の総点検を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、竹木等の傾倒及び危険雨量等について、的確に把握しておく。

2 情報連絡及び伝達

市は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに、危険箇所の状況を的確に把握するため情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備を図る。

(1) 危険地区における伝達系統



(2) 伝達情報の内容

- ① 危険箇所及びその周辺の降雨量
- ② 斜面の地表水、湧水、亀裂状況
- ③ 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- ④ 人家等建物の損壊状況
- ⑤ 市民及び滞留者数

(3) 雨量計の設置及び観測

市長は、降雨量観測のために必要な雨量計（簡易雨量計を含む。）を設置し、観測責任者を定め観測する。

雨量計の設置場所	観測責任者
市立コミュニティセンター（大野台二丁目1-5）	危機管理室長
旧狭山・美原医療保健センター（東野東一丁目500-1）	
堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）（狭山一丁目2384-1）	

（注）雨量測定開始時期は、気象庁の大雨注意報等が発表された時期の他、市長が指示した時期とし、警戒体制に入ってから測定間隔は概ね10分とする。

（4）警戒体制の基準雨量

警戒体制の基準雨量は降雨量、降雨時間、崖の状況、植生状況、土質等により判断すべきであるが、概ね次の雨量状況を基準とする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40mm～100mm以下あった場合	前日までの降雨がない場合
警戒体制	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。

（注）1 降雪、融雪時並びに地質、地すべり等発生時は、別途考慮する。

2 警戒体制においては、危険箇所の警戒巡視を行うとともに、必要に応じて警戒区域の設定を行い、避難準備を行うよう市民等に対し広報する。

第9節 消火・救助・救急活動

主な担当部等	消防部、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署
--------	-------------------------------

市、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

第1 市

市は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、消防団等の関係機関と連携をとり、救護体制を整備し、応急救護にあたる。

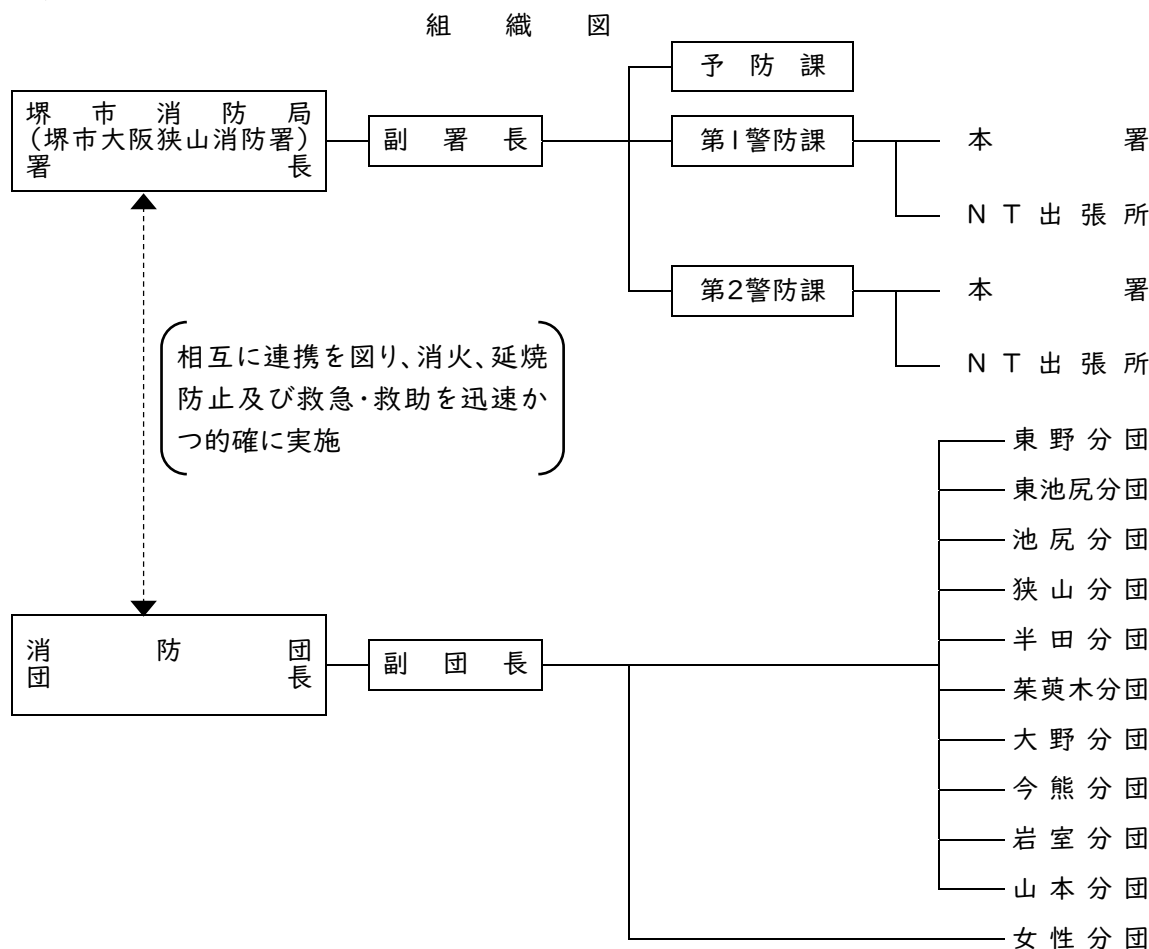
また、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求めて行う。

なお、多数の死傷者がある場合は、市長は大阪狭山市医師会等を通じて、医師等の現場派遣、病院への収容等、必要な措置について応援を要請する。

1 被害情報の早期把握

参集職員、消防団員、関係機関等からの情報、地域住民等からの通報等を総合し、被害の状況を的確に把握し、初動体制を整えとともに、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）等防災機関に災害の状況を報告する。

2 消防機関の組織図



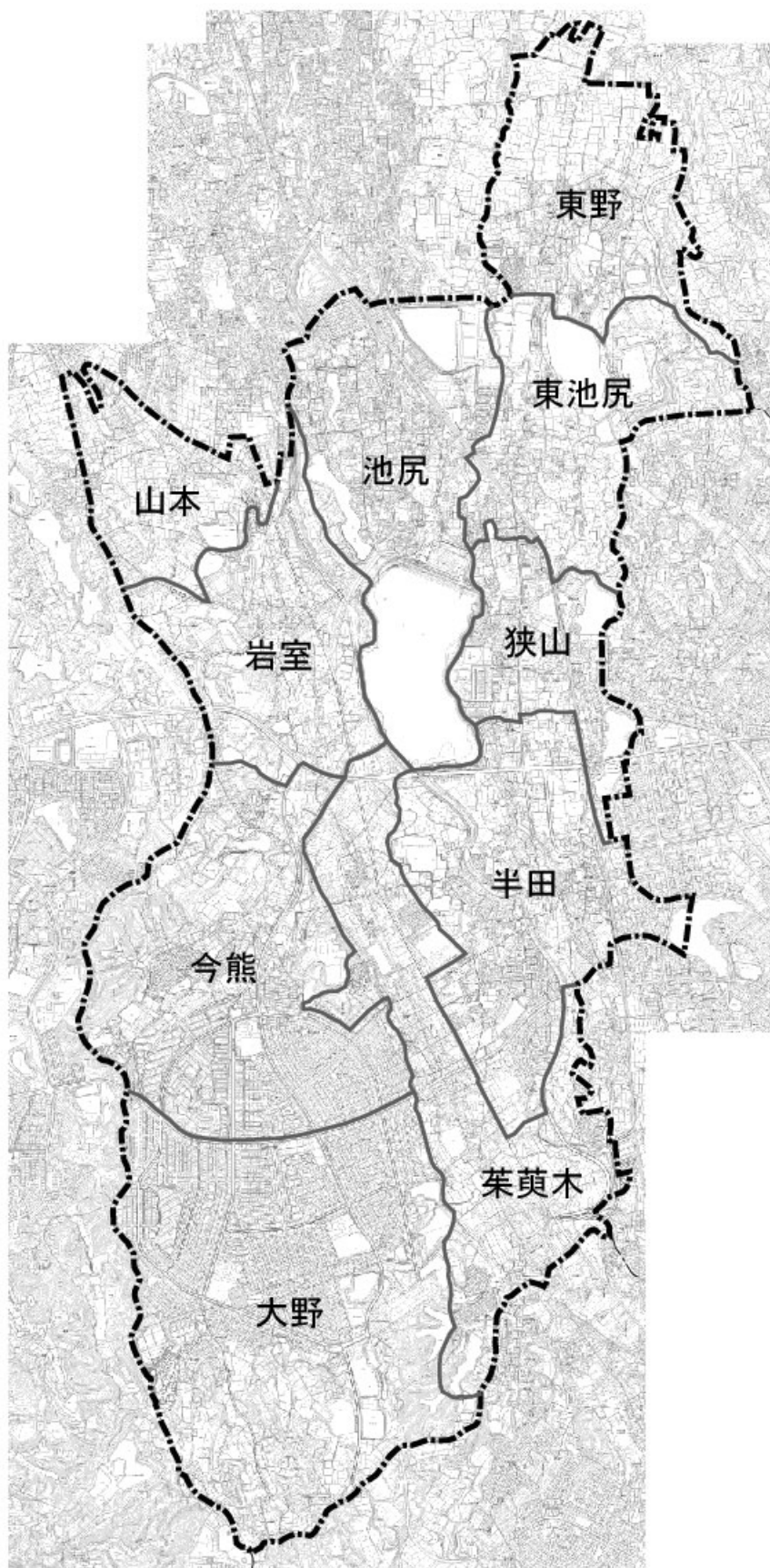
3 消防団の管轄区域

各消防分団の管轄区域は、次の表のとおりである。

消防団名	管轄分団名	分 団 管 轄 区 域	隣接分団名
大阪狭山市消防団	東野	東野東一丁目及び東野東二丁目 東野中一丁目から東野中五丁目まで 東野西一丁目から東野西四丁目まで	東池尻・池尻 ・狭山
	東池尻	東池尻一丁目から東池尻六丁目まで	東野・池尻 ・狭山
	池尻	池尻中一丁目から池尻中三丁目まで 池尻北一丁目及び池尻北二丁目 池尻自由丘一丁目から池尻自由丘三丁目まで	東野・東池尻 ・岩室
	狭山	狭山一丁目から狭山五丁目まで 金剛二丁目	東池尻・半田 ・茱萸木
	半田	半田一丁目から半田六丁目まで 東茱萸木一丁目及び東茱萸木二丁目 金剛一丁目	東池尻・狭山 ・茱萸木
	茱萸木	茱萸木一丁目から茱萸木八丁目まで 東茱萸木三丁目及び東茱萸木四丁目	半田・大野 ・今熊
	大野	大野東、大野中、大野西 大野台一丁目から大野台七丁目まで	茱萸木・半田 ・今熊
	今熊	今熊一丁目から今熊七丁目まで 西山台一丁目から西山台六丁目まで	茱萸木・大野 ・岩室
	岩室	池之原一丁目から池之原四丁目まで 岩室一丁目から岩室三丁目まで	池尻・今熊 ・山本
	山本	山本東、山本中、山本南、山本北	池尻・今熊 ・岩室
	女性	大阪狭山市全域	—

資料4-8 大阪狭山市消防団の災害活動に関する計画

分団管轄区域図



4 相互応援

地震により同時多発的に火災等が発生し、現有の消防力を結集しても対応することが不可能と判断される場合は、他市及び他府県からの大規模部隊の応援を受け、消防活動を遂行する。

(1) 近隣市町村応援要請

市長は、堺市消防局と協議のうえ、協定に基づき応援要請する。

(2) 緊急消防援助隊

市長は、堺市消防局と協議のうえ、知事若しくは消防庁長官に応援要請する。

第2 堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）

堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）は、消防団及び大阪府黒山警察署等の関係機関と相互に連携を図り、震災時における消火、延焼防止活動及び救急・救助活動を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減を図る。

1 災害発生状況の把握

高所カメラ、巡回等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2 消火活動

(1) 市災害対策本部をはじめ関係機関との密接な連携のもとに、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

(2) 延焼状況から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

3 救助・救急活動

(1) 大阪府黒山警察署及び関係機関との密接な連携のもと、救助隊、救急隊を中心として、状況に適した部隊配備を行い、人命救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

(2) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

第3 消防団の出場計画及び出場基準

1 出場計画

消防団が電話その他により火災を覚知したときは、出場計画に基づいて出場する。

区 分	出 場 内 容
第 1 出 場	火災（疑いのある場合を含む。）の認知と同時に出場する。
第 2 出 場	火焰を認知して出場する。
第 3 出 場	市長または堺市消防局（堺市大阪狭山消防署長）が気象状況その他の状況判断により出場させる。（非常災害時）

2 出場基準

区 分	出 場 基 準
平常時における火災が発生した場合	(1) 消防団の出場区域内で発生した第2出場（堺市警防規程第37条及び第39条の規定に基づく消防部隊出場編成等基準第4条及び第6条第1項第2号に規定するもの。）以上の火災。 (2) 消防団の出場区域内の災害等で消防団長が必要と判断したもの。
地震（大阪狭山市内における最大震度が5弱以上の地震をいう。以下同じ。）が発生した場合	(1) 消防団長、消防副団長（以下「消防団長等」という。）及び女性分団員は、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）に、他の消防団員は、所属分団車庫等に参集するよう努める。 (2) 消防団の出場は、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）震災大隊本部と連携する。 (3) 大阪狭山市内において震度4を観測する地震が発生した場合全団員は、自宅待機するよう努める。
風水害が発生した場合	(1) 消防団長等は、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）に参集するよう努め、他の消防団員は自宅待機するよう努める。 (2) 消防団の出場は、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）風水害大隊本部と連携する。 (3) 風水害の発生はないが、大阪狭山市内において大雨、洪水、暴風、暴風雪及び大雪警報が発表された場合全団員は、自宅待機に努める。
特異災害（緊急対処事態等含む。）が発生した場合	(1) 消防団長等は、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）に、他の消防団員は、所属分団車庫等に参集するよう努めるものとする。ただし、女性分団員は、必要に応じて出場するものとし、その場合堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）に参集するよう努める。 (2) 消防団の出場は、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）大隊本部と連携する。
その他の災害等への出場	消防団長は、消防長等との連絡調整を行う。

資料4-8 大阪狭山市消防団の災害活動に関する計画

第4 地域住民、自主防災組織等による消火・救出活動

地域住民、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止を行う等の出火予防行動をとるとともに、近隣へ呼びかける。また、地域の被害状況を把握し、速やかに市及び防災関係機関に通報するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。各活動の実施にあたっては堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署など防災関係機関に協力するよう努める。

第5 市民による初期救出活動

大規模地震等の災害が発生した場合は、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

したがって、自主防災組織を育成整備する中でバール、ジャッキ等の救出用資機材の備蓄を図り、訓練を通じ使用方法の習得に努める。

なお、災害時には地域の被害状況の把握及び負傷者の早期発見に努め、大阪府黒山警察署、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）等へ速やかに連絡するとともに、自発的に被災者の救助・救急活動を行う。

第6 惨事ストレス対策

消火・救助・救急活動を実施する各機関は人員の惨事ストレス対策の実施に努める。

第10節 医療救護活動

主な担当部署	医療救護部、総務情報・調査部
--------	----------------

市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず市民が医療及び助産の途を失った場合には、救命医療を最優先する迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

また、必要に応じて、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む。）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 実施責任者

医療救護活動は、関係機関の協力を得て、市長が主体となって行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された市長が実施する。

資料4-7 大阪府災害救助法施行細則

第2 医療情報の収集・提供活動

1 情報収集及び府への報告

市は、市医師会・医療関係機関等の協力を得て、人的被害の状況、医療機関の被害状況・活動状況及び被災地における医療ニーズについて把握するとともに、速やかに府へ報告する。

情報収集・伝達手段については、電源喪失なども想定し、災害時優先電話、衛星電話、実地調査など多様な手段により対応する。

2 市民への情報提供

市は、収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を、広報車等により市民に提供する。

第3 現地医療体制の確保

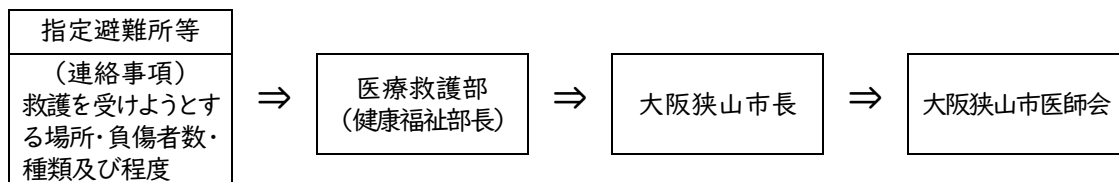
1 医療救護班の編成

医療及び助産救護は、市災害医療センター（医療法人正雅会辻本病院、医療法人榎本会榎本病院）において医師1名、看護師2名、事務員1名により医療救護班を2班編成し、また大阪狭山市医師会、市内医療機関の協力を得て、原則として市域内の医師1名を班長として、看護師2名、保健師2名により医療救護班を適宜編成して配置する。

ただし、災害の規模、被害状況により医療救護班のみで対処できない場合は、近隣医師会、医療機関、救命救急センター、日本赤十字社大阪府支部、府に協力要請を行う。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

医師会への派遣要請系統



2 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用して移動する。ただし、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

3 救護所の設置・運営

- (1) 市等は、必要に応じ被災現場付近の安全な場所に応急救護所を設置・運営するとともに、指定避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。
- (2) 救護所は、次の事項に留意のうえ運営する。
 - ① 交代要員の確保
 - ② 携帯電話等通信手段の確保
 - ③ 医療品、医療用資器材の補給
 - ④ 医療用水の確保
 - ⑤ 食料、飲料水の確保
 - ⑥ その他医療救護活動に必要な事項
- (3) 医療機関の開設者から承諾が得られた場合には、当該医療機関を医療救護所として指定する。
- (4) 市は、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車等を使用して市民に知らせる。

4 医療救護班の受入れ・調整

医療救護班の受入れをスムーズに達成できるように窓口を医療救護部（保健センター）に設置し、富田林保健所等の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

5 医療救護班の業務

- (1) 患者に対する応急処置
- (2) 医療機関への搬送の要否及びトリアージ、転搬送の手配の実施
- (3) 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- (4) 助産救護
- (5) 被災住民等の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) その他状況に応じた処置

6 救護所における医療活動

- (1) 応急救護所における現場救急活動
災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。
- (2) 医療救護所における臨時診療活動
市、府、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。
この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。
なお、大阪狭山市域で被害が集中した場合に堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）が設置する応急救護所において、医療救護班派遣の求めがあれば、医療救護班を派遣し、救急隊員が行う応急措置やトリアージへの協力を行う。

第4 後方医療対策

1 後方医療活動

救護所では設備または薬品衛生資器材の不足等のため、対応できない重傷患者等や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、緊急を要する者から被災を免れた医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

2 受入れ病院の選定と搬送（大阪府医療機関情報システム）

市は、大阪府広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、患者を搬送する。

3 患者搬送手段の確保

（1）陸上搬送

患者の搬送は、原則として救急車で実施するが、救急車が確保できない場合は、関係機関等の協力を得て輸送車両の確保に努める。それでもなお不足する場合には、府に輸送車両の調達を要請する。

（2）航空機搬送

市は、災害状況に応じて、大阪府ドクターヘリまたは大阪市消防局航空隊、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

4 応急医療情報体制の整備

大阪府広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を有効に活用し、各関係機関の被害情報や空床状況等を迅速、的確に把握し、後方医療機関に搬送する。

第5 市災害医療センターでの受入れ

医療法人正雅会社本病院、医療法人樫本会樫本病院を市災害医療センターに指定し、市域における医療救護活動の拠点として患者を受入れ治療を行う。

また、府指定の災害拠点病院、災害医療協力病院との連携、協力を努める。

第6 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等について、市の備蓄する物資で不足する場合は、大阪狭山市薬剤師会、市内医薬店等及び府に応援を要請し、調達する。

第7 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児疾患、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

資料1-7 大阪狭山市薬剤師会会員名簿一覧

資料1-8 大阪狭山市医師会会員名簿一覧（大阪狭山市域）

資料1-9 狭山美原歯科医師会会員名簿一覧（大阪狭山市分）

第11節 避難誘導

主な担当部等 総括広報部、避難・給食部、総務情報・調査部、応急建設部、消防部、危機管理室

市域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、危険区域内にある市民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所への避難誘導等、人命の被害の軽減を図る。その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに応じたとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、市が定める「避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。また、迅速な実施のため、事前に市民への周知の徹底を行う。

第1 実施責任者

避難指示等の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、市長は関係機関と連絡を密にし、市民等の避難の的確な措置を実施する。

実施責任者	災害の種類	要件等	根拠法
市長	災害全般	市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあるとき、地域の必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。 さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 「大阪狭山市避難行動要支援者プラン（全体計画）」等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を発令する。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。 これら避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。	災害対策基本法第60条

実施責任者	災害の種類	要件等	根拠法
		避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、またはインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。	
知事	災害全般	市長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きまたは屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
知事またはその命を受けた職員	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

第2 避難指示等の発令・伝達・周知

市長等は、災害発生のおそれの高まりに応じて、別途「大阪狭山市避難指示等の判断・伝達マニュアル」で定める発令判断基準に基づき、立退き避難を促す避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する。

避難情報の発令にあたっては、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報区分に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

特に土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者（避難行動要支援者を含む。）が、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了できるよう、避難指示に先立って「高齢者等避難（警戒レベル3）」を発令するとともに、避難情報の伝達・周知にあたっては、要配慮者に配慮したものとし、高齢者等以外の者に対しては、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける。

避難指示の伝達内容・方法

	伝達内容・方法等
伝達内容	1. 避難指示の発令者名 2. 避難対象地域 3. 予想される災害危険及び避難理由 4. 避難先 5. 避難経路 6. 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等
伝達手段	広報車、テレビ、ラジオ 同報系防災行政無線 Lアラート（災害情報共有システム） 災害・緊急情報配信システム、携帯メール、緊急速報メール 電話・FAX・SNS・メール （広範囲：テレビ、ラジオ） ※ 市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。
伝達方法	1. 市の広報車、消防団の車両等により、関係地域を巡回して伝達する。 2. 警鐘、サイレン等を鳴らして伝達、周知する。 3. 自主防災組織または自治会等の代表者による伝達 当該区域の自主防災組織または自治会等の代表者を通じて市民に伝達する。 4. 伝達員による戸別訪問 その他上記による伝達が不可能な場合あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨の場合には、警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達する。
関係機関伝達	1. 知事への報告（避難指示等行った旨） 2. 指定避難所の（指定）管理者への事前連絡と協力依頼 3. 大阪府黒山警察署・堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）（指示内容と避難誘導・整理等の協力） 4. 近隣市町村（施設利用、誘導・経路）
発令時の状況	1. 警戒レベル4相当情報（氾濫危険情報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（非常に危険））、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（非常に危険）等）、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（極めて危険））が発表されるなど、避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立退き避難が必要となる程度の場合 2. 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 3. 堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 4. 人的被害が発生した状況
市民に求める行動等	1. 全員避難（指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。） 2. 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 3. 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

第3 避難の方法

1 避難者の誘導

- (1) 避難者の誘導は、市職員が警察官、消防団員と連携をもって行い、自主防災組織、自治会等を単位とした集団避難を心がける。また、必要により各校区に誘導員を配備するとともに、補助誘導員として、自主防災組織、自治会等の役員等の協力を得て、安全と統制を図り実施する。
- (2) 避難路については、緊急時の混乱を避けるため、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導標識、誘導ロープの設置、また夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。なお、緊急交通路と重複して選定している避難路については、緊急通行車両等に十分注意を払い誘導する。
- (3) 避難にあたっては、指定緊急避難場所、避難路、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるとともに、携帯品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。

2 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難を優先する。

3 避難者の確認

- (1) 避難指示等を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。
- (2) 避難指示等に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど、必要な措置をとる。

4 分散避難の促進

新型コロナウイルス感染症等、感染症まん延状況下においては、指定避難所における過密状況を回避するため、自宅の被害が軽微な場合の在宅避難や、安全が確認された親戚・知人宅への避難等、分散避難を促し、自主防災組織、自治会等で避難者の確認をする。

第4 警戒区域の設定

市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定については、大阪府黒山警察署、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、消防団等関係機関と連絡調整を図っておく。また、警戒区域を設定した場合には、退去の確認を行うとともに、縄を張るなど立入り禁止の措置を講ずるとともに、大阪府黒山警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件(内容)	根拠法令
市長	災害全般	市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条

設定権者	種類	要件(内容)	根拠法令
知事	災害全般	市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長(権限の委託を受けた市の職員を含む。)が現場にいないとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定する。 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合は、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条
消防吏員または消防団員	災害全般 (水災を除く。)	火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条、第36条
消防長、消防署長またはこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員	火災	ガス、火薬、危険物等の漏えい等の事故が発生し、火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、生命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2
大阪府黒山警察署長		消防長、消防署長またはこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、または消防長、消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	
警察官	水害	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定する。	水防法第21条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水	水防上の緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定する。	水防法第21条

第5 広域的な一時避難場所の設置

市は、既に、指定避難所、指定緊急避難場所を定めているが、災害時に市民を安全に避難させるため、広域的な一時避難場所を指定し、その場所を平素から市民に周知徹底する。

避難者は、指定緊急避難場所、広域的な一時避難場所、協定による一時避難場所に一旦集合し、その後指定避難所へ避難する。

資料3-10 広域的な一時避難場所一覧

資料3-11 協定による一時避難場所

資料3-12 指定避難所一覧、指定緊急避難場所一覧

第6 指定避難所の開設及び運営等

市は、災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない（車中泊、テント泊、居宅等）被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする市民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。

1 指定避難所の指定及び確保

市長は、災害の規模にかんがみ、避難が必要と判断した場合は、自ら避難指示等を発令するとともに、直ちに安全な指定避難所を指定し、周知する。また、速やかに管理責任者を派遣し、必要な指定避難所を可能な限り当初から開設する。

なお、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請や、必要によっては屋外避難所の設置、また府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、民間施設の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページや災害・緊急情報配信システム等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、市外のホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

複数の避難者が、やむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合で、その施設を長期にわたり使用する場合は、市はその施設管理者との協議に基づき、臨時に設置する避難所として追認、登録し、必要な公的支援を実施する。被災地状況の鎮静化に応じて、速やかに臨時避難所は解消するように避難者に協力を求め、指定避難所への移動を促す。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

資料3-12 指定避難所一覧、指定緊急避難場所一覧

2 避難受入れの対象者

指定避難所への受入れ対象者は、次のとおりである。なお、避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
- ② 現に災害を受けた者であること。

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ① 高齢者等避難または避難指示が発せられた場合
- ② 高齢者等避難または避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる者

3 指定避難所及び一時的に避難を受入れるための施設（自主避難所）の開設

- (1) 市長は、被災者を指定避難所に受入れる必要があると認めたときは、避難・給食部に対し、指定避難所開設を指示する。

なお、次のような施設は、災害対策を推進する上で重要な施設であり、緊急的に生命を守るために避難をする場合を除き、指定避難所として使用しないこととする。

- ① 防災対策機関（官公庁、大阪府黒山警察署、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）など）
 - ② 教育機関の管理諸室（校長室、職員室、放送室など）及び運営上、共通なサービスを提供するための諸室（保健室、和室、厨房など）
 - ③ 医療救護施設
 - ④ ヘリポート
 - ⑤ 物資集配拠点
 - ⑥ その他の災害対策活動拠点
- (2) 避難・給食部は、本部長から指示を受けた場合は、直ちに指定避難所に部員を派遣し、開設に必要な準備をする。ただし、開錠にあたっては、避難所施設の安全が確認されるまでは、避難住民は施設敷地内（校庭等）にとどめ、建物内に立入らないよう留意する。また、緊急を要する場合の施設敷地内（校庭等）への開錠については、あらかじめ施設管理者である教育委員会等と協議しておく。
- (3) 本部長は、避難指示等が発せられていない状況において、自宅での待機に不安を持つ市民の方から自主避難に関する要望がある場合に、防災気象情報や自主避難に関する問い合わせ状況などを勘案し、施設管理者等と協議のうえ、一時的に避難を受入れるための施設（自主避難所）を開設するものとする。地震解錠ボックスが設置されている指定避難所は、避難所の運営主体となる自主防災組織等への周知に努める。

4 指定避難所の運営・管理

市は、「大阪狭山市避難所運営マニュアル」に基づき、適切な運営管理にあたる。主な留意事項は次のとおりである（詳細は、マニュアル参照）。

- (1) 指定避難所を開設したときは、速やかに避難・給食部員を避難所責任者として派遣し、指定避難所の運営管理にあたらせる。
- (2) 指定避難所を開設し、避難者を受入れたときは、避難者の救護とともに、避難状況を把握し、本部へ報告を行う。また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。
- (3) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- (4) 避難所責任者は、避難地域の被災者とともに他地区より避難してきた被災者についても受入れる。
- (5) 避難所責任者は、避難者の受入れをしたときは、直ちに避難者名簿を作成する。

避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となる。

指定避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。避難者台帳は、集まった避難者名簿（カード）を基にして、できる限り早い時期に作成し、指定避難所内に保管するとともに、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努め、本部へ報告し、府への報告を行う。

様式9 避難所収容者名簿

様式10 避難所状況報告書

- (6) 避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線移動系等により直ちに市長に報告する。

- ① 被災者の受入れを開始したとき。
- ② 受入れ者全部が退出または転出したとき。

第1章 初動期の活動

第11節 避難誘導

- ③ 受入れ者が死亡したとき。
- ④ 指定避難所内で感染症が発生したとき。
- ⑤ その他報告を必要とする事項が発生したとき。

(7) 指定避難所の運営

① 避難所運営委員会の設置

指定避難所の運営は、男女共同参画にも配慮して避難者が自主的に運営にあたることを原則とし、指定避難所開設後、避難してきた避難者、市職員や施設管理者は、避難所運営マニュアルに基づく「避難所運営委員会」を編成し、指定避難所の自主運営体制を確立する。

② 避難所運営委員の自主運営

指定避難所の運営は、避難所運営委員会を中心に、意思決定や策定された避難所ルールに基づいて行われる。避難所運営委員会については、開設当初の地域中心の形から避難者中心へと移行されるよう避難者の参画を推進し、自主的な管理・運営体制を早期に確立する。

また、避難所運営では、要配慮者や男女のニーズ、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努める。

(8) 応急対策の実施状況・予定、避難者情報等の広報

常に災害対策本部と情報連絡を行い、応急対策の実施状況・予定等、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。また、避難者情報等の広報を行う。

(9) 生活環境への配慮

関係各部は協議のうえ、食事供与の状況、仮設トイレや公衆電話の設置など、避難生活が常に良好なものとするため、環境整備に努める。

なお、指定避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、必要に応じて、専門家等との定期的な情報交換を行う。

(10) 要配慮者への配慮

① 要配慮者へ配慮した対応と施設・設備の充実

指定避難所に高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者がいると確認した場合は、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て健康管理に努め、必要な生活用品等の支給などに配慮する。

また、要配慮者に配慮した移動の円滑化、障がい者トイレの設置等、要配慮者のための設備の充実に努める。

外国人対策として、多言語支援が必要な避難者情報を収集・把握するとともに、当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した支援を行う。

② 要配慮者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

避難所滞在者に対しては、特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間(10時以降)は行わない、室内照明は、夜間(10時以降)は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

③ 要配慮者の搬送

指定避難所での要配慮者の状況に応じ、施設での生活が必要なものについては、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

(11) 避難生活の長期化への対応

避難生活の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド・パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

(12) 男女双方の視点への配慮

指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(13) 指定避難所外で生活している被災者への配慮

自宅、テント、車等、指定避難所外で生活している避難者等にかかる情報を把握するとともに、食料の配給や健康相談等、指定避難所に滞在している被災者と同等の支援が受けられるよう配慮する。

(14) 相談窓口の設置

避難者や周辺地域の被災者の不安感の解消や生活物資等に関するニーズの把握、復旧に向けた相談などに対応するため、相談窓口を設置する。相談窓口の設置にあたっては、性別に配慮し女性相談員を配置するなど、相談しやすい環境整備に努める。

(15) 家庭動物(ペット)の飼育への配慮

指定避難所における家庭動物の飼育スペースの確保、及び飼育者の周辺への配慮を徹底する。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(16) 感染症対策の徹底

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所内の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所運営にあたる関係者間で、必要な情報を共有する。

(17) 性的な暴力・DV対策

指定避難所等における女性や子供等に対するわいせつ行為や性的な暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性的な暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

5 避難者の心得

指定避難所に避難した市民等は、避難所内の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は、応急対策の実施状況・予定等の情報、また混乱防止のための避難者心得について避難者に掲示し、人心の安定を図る。

- (1) 自治組織の結成等による自主的な運営
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) その他、指定避難所内の秩序維持に必要と思われる事項

第7 避難者の他地区への移送

1 市長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、市有の車両あるいは借上車両等により避難者を移送する。移送を行うにあたっては、大阪府黒山警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。

2 市長は、被災地域が広域にわたり、市の地域内に予定した指定避難所が使用できなくなったため、他の

第1章 初動期の活動

第11節 避難誘導

市町村に移送する必要がある、かつ自己の能力で処理できない場合は、近隣市町村並びに府に応援を要請する。

第8 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第9 指定避難所の閉鎖

- 1 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- 2 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- 3 市長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難なものがある場合は、指定避難所を縮小、または他の公共施設等に移して存続させるなどの措置をとる。

第10 市民による確認事項（地震時及び風水害時等）

市は、災害が発生した場合に、とるべき行動等を示した冊子等を作成し、避難が迅速・的確に行えるよう平常時から啓発する。

しかしながら、災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。したがって、市民は災害が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- 1 家から最も近い指定避難所を2箇所以上確認しておき、指定避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておく。
- 2 指定避難所に至る経路にブロック塀等の危険箇所がないか、事前に確認をしておく。
- 3 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い指定避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。
- 4 避難行動要支援者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、市民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

第11 学校園、社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、社会福祉施設、病院等、集団避難を必要とする施設にあっては、日頃から市、堺市消防局、大阪府黒山警察署等関係機関と協議のうえ、次の事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。特に高齢者、障がい者等についてその活動能力等を十分配慮した計画を定める。

- 1 避難実施責任者
- 2 避難の時期（事前避難の実施等）
- 3 避難の順位
- 4 避難誘導責任者・補助者
- 5 避難誘導の要領・措置
- 6 避難者の確認方法
- 7 家族等への引き渡し方法
- 8 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- 9 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

第12 地震時における学校園の避難対策

学校園は、長時間にわたって多数の園児・児童・生徒の生命を預っているため、常に生命及び身体の安全確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた避難行動がとれるように措置する。

- 1 避難誘導の基本
 - （1）園児・児童・生徒の身体及び生命の安全確保を第一とする。
 - （2）園児・児童・生徒の恐怖心を大きくしないように、教職員等は的確な判断と厳然たる態度をもち、信頼を失わないようにする。
 - （3）平素からあらゆる機会を捉えて集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動ができるように指導する。
- 2 避難要領

大規模地震が発生した時は、的確な情報を得て適切な判断のともに行動する。混乱を招かないために、心理的にまず冷静になるよう指導する。

 - （1）地震発生時に園児・児童・生徒の混乱が予想されるので、原則として一時机の下などに退避し、最初の大揺れが止むと同時に次の退避措置をとる。
 - （2）緊急事態の際は、学級または学年別に教職員等の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
 - （3）園児・児童・生徒を掌握し（人員点呼）、常に安全を確認する。
- 3 保護者への連絡及び園児・児童・生徒等の引渡しを確実に行う。

第13 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地崩壊）における避難対策

1 避難指示

市長は、急傾斜地の崩壊が発生し、または発生するおそれがある場合には、速やかに当該危険箇所の市民に対して避難のための立退きを指示する。避難指示を発令したときは、市長は、警察官、地元消防団員、自治会等の代表者の協力を得て、広報車、サイレン等により危険箇所の市民に避難を周知させ、その徹底を図り避難者の誘導にあたる。

2 災害救助活動

市長は、崩壊による人的被害が発生した場合には、直ちに堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）に救助要請を行い救助活動にあたる。なお、救助作業が困難な場合は、大阪府黒山警察署等へ応援を求める。

3 災害応急対策

急傾斜地の崩壊による災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、直ちに応急対策実施計画を樹立し、応急対策工事を行う。

なお、応急対策実施計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 倒壊家屋の除去
- (2) 流出土砂、岩石の除去
- (3) 救助資機材の調達
- (4) 関係機関の応急体制
- (5) 府への災害報告

第14 広域避難

1 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 府外の広域避難の協議等

他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

3 広域一時滞在への対応

被災した場合、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内の他市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によっ

て著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

また、他の都道府県から被災者の受入れの協議を受けた場合は、被災者の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災者に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

資料3-12 指定避難所一覧、指定緊急避難場所一覧

第12節 二次災害の防止

主な担当部等	応急建設部、衛生調整部、消防部、危機管理室
--------	-----------------------

関係機関は、地震活動または大雨による浸水、地すべり、崖くずれ及び建築物等の倒壊及び火災などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民への啓発に努める。

第1 公共施設等の二次災害の防止

1 公共土木施設等

(1) 対象

河川・水路施設、地すべり防止施設、土砂災害（特別）警戒区域危険箇所、公園施設、下水道施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設等

(2) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設の管理者等は、被害状況の早期発見に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

なお、市及び府は、必要に応じてNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の連携により、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は、土砂災害危険箇所や被災施設に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。

(3) 避難及び立入り制限

市及び施設の管理者等は、著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設、危険箇所への立入り制限を実施する。

2 公共建築物

公共建築物の管理者等は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

また、施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

3 民間建築物等・宅地

(1) 民間建築物等

市は、被害状況を府に報告し、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、被災した建築物等が引き続き使用できるかどうか、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。また、判定ステッカーの貼付等により建築物等の所有者にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

適切な管理のなされていない空家等に対し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって倒壊等の二次災害の防止に努めるとともに、緊急に安全を確保する必要がある場合、必要最小限の措置を行う。

(2) 宅地

市は、被害状況を府に報告し、被災宅地応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

なお、危険な宅地の使用者には、使用の中止を勧める。

第2 危険物等（危険物施設、火薬類・高圧ガス・液化石油ガス施設、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。
市は、必要に応じて、立入り検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。
また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入り制限を実施する。

第3 放射性物質（放射性同位元素にかかる施設等）

1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入り制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。
また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入り制限を実施する。

第4 地下空間浸水災害の対策活動

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間における浸水災害に対処するための浸水災害対策活動は、次のとおりとする。

1 浸水被害情報等の伝達

市は、地下空間の管理者等に、気象庁から発表される気象に関する情報等の収集について、周知を図る。

地下空間の管理者等は、気象等の情報収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐時、それらの情報を伝達する。

2 避難活動

市は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、市職員、消防吏員及び消防団員は、適切な避難誘導に努める。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

第13節 交通規制・緊急輸送活動

主な担当部等	応急建設部、総務情報・調査部、危機管理室
--------	----------------------

災害発生時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員の搬送並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるとともに、大阪府黒山警察署、道路管理者が相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、必要により交通規制等を実施し一般交通の安全と緊急通行車両等の交通を確保する。

第1 緊急輸送

1 自動車による輸送

(1) 市保有車両

災害時における公用車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務情報・調査部が行い、各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは総務情報・調査部に依頼する。

総務情報・調査部は、稼動可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。

資料3-19 公用車一覧

(2) 車両の借上げ

各部からの要請等により市保有車両だけでは不足する場合または不足が予想される場合は、総務情報・調査部は直ちに他の公共的団体、または市内の輸送関係業者等に協力を依頼し車両の調達を図る。

(3) 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、知事に次の事項を明示して調達あっせんを要請する。

- ① 輸送区間及び借上げ期間
- ② 輸送人員または輸送量
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集結場所及び日時
- ⑤ その他必要事項

(4) 車両燃料の確保

市内の燃料取扱い事業所の協力により災害時における車両燃料の確保を図る。

2 航空機等による輸送

市外において発生した災害等に対し、地上交通が途絶した場合または輸送の急を要する場合には、市長は、府にヘリコプターによる輸送を要請する。その際、市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

また、市が支援を行う場合において、現地へ派遣する職員及び物資の輸送の急を要する場合には、市長は、「災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定」に基づき、締結事業者に対して輸送の実施を要請する。

資料3-8 ヘリポート周辺図

3 緊急通行車両の事前届出

(1) 事前届出

災害対策基本法第76条第1項に基づく、交通規制等が実施された場合における緊急通行車両の取扱いについては、大阪府公安委員会（大阪府黒山警察署）に対して事前届出の申請手続きを行い、事前届出済証等の交付を受けておく。

(2) 事前届出の対象車両

次のいずれかに該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ① 災害発生時において、地域防災計画に基づき、緊急輸送を行う車両、施設等の応急復旧を行う車両、その他災害応急対策を実施するために使用される予定の車両
- ② 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時使用されている車両または災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両
- ③ 車両の使用の本拠が市内にある車両

様式4 緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章

様式5 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

4 緊急通行車両等の確認

(1) 対象車両

次のいずれかに該当する車両であること。

- ① 届出済の交付を受けている車両
- ② 上記①以外の緊急通行車両

(2) 確認の実施

大阪府公安委員会（大阪府黒山警察署）が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制を実施した場合は、府及び大阪府公安委員会（大阪府黒山警察署）は、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。

大阪府公安委員会（大阪府黒山警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

なお、地域防災計画により、他の都道府県において災害応急対策を実施する予定のある車両についても同様とする。

資料3-20 緊急通行車両事前届出済み車両一覧

5 緊急交通路の確保

(1) 地域緊急交通路の選定

市は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき地域緊急交通路を選定し、府の選定する広域緊急交通路とネットワーク化し、効率的な緊急交通路網を確保する。

資料3-16 市の緊急交通路

(2) 災害発生時の応急措置

市、府、大阪府黒山警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

市は、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、緊急交通路については次の措置を講じ、その結果を府及び大阪府黒山警察署に連絡する。

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施及び公民の自動車プローブ情報の活用により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び大阪府黒山警察署に連絡する。

第1章 初動期の活動

第13節 交通規制・緊急輸送活動

② 道路啓開

市内の民間建設業者等の協力を得て、道路上の倒壊障害物の除去・移動や、放置車両の移動等の啓開作業を行う。作業にあたっては、大阪府黒山警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路（重要物流道路等）において道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

本市では、主要地方道堺狭山線（府道34号）等が重要物流道路の代替・補完路に指定されている。

(4) 災害時の踏切長時間遮断にかかる緊急車両の運行に関する対応

道路管理者及び鉄道事業者（南海電気鉄道株式会社）は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

6 緊急交通路の周知

道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動にかかる関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民等への周知を行う。

第2 交通規制

1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、または発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限を行うが、道路管理者及び大阪府黒山警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	道路交通法第4条第1項
	大阪府黒山警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
	警 察 官	車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき、または道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき	道路交通法第6条第2項、第4項

2 相互連絡

警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止または制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

3 迂回路の選定

災害時の踏切長時間遮断や災害に伴う道路の交通規制を行った場合は、大阪府黒山警察署と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4 交通規制の標識等

車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官または関係職員が現地において必要な措置を講ずる。

様式6 車両通行止標識

5 警戒区域の設定等

災害が発生したときは、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能または障害のある地域については、警戒区域の設定、交通規制を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、警戒区域を設定し、または交通規制を行うときは、あらかじめ大阪府黒山警察署長と協議する。

6 広報

道路の交通規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示または報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全の協力を求める。

7 障害物等の除去

障害物等の除去については、道路法第42条の規定により行うが、除去に際しては関係機関に立会を求めるか、または撤去前後の写真を撮るなどの対応を行う。

8 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、または区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることに

第1章 初動期の活動

第13節 交通規制・緊急輸送活動

より災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

第3 運転者のとるべき措置（地震時及び風水害時等）

- 1 大規模な地震及び風水害等が発生した際には走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
 - (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
 - (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
 - (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- 2 避難のために車両を使用しない。
- 3 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。
 - (1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
 - (3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することもある。
 - (4) 災害対策基本法に基づき指定された区間において、道路管理者より車両の移動を命令された場合は、運転者は車両を移動する。なお、運転者の不在等においては道路管理者自らが車両を移動する。

第14節 ライフラインの緊急対応

主な担当部等	応急建設部、給水部、ライフライン事業者
--------	---------------------

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施する。

災害により被害を受けたライフライン施設等については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

なお、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、府、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施する。

第1 被害状況の報告

- 1 ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合には、速やかに施設・設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は市及び府に報告する。
- 2 大阪広域水道企業団、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちに施設・設備の被害状況を調査し、府に報告する。
関西電力送配電株式会社は、府内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、府に報告する。

第2 下水道

1 応急措置

- (1) 市及び府は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署及び付近住民に通報する。
- (2) 停電により、ポンプ場やマンホールポンプ等の施設の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発電機による強制配水を行うなど必要な措置を講ずる。
- (3) 下水管きよの被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (4) 災害発生時において、速やかに下水道施設等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは沈殿池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

2 応急対策

- (1) 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。
- (2) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

3 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するとともに、広報車等により被災

地域住民に対し被害状況、復旧の見通し等について広報する。

第3 上水道（大阪広域水道企業団）

1 応急措置

大阪広域水道企業団は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必ず、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署及び付近住民に通報する。

2 応急給水及び復旧

- (1) 給水車等により、応急給水を行うとともに、大阪広域水道企業団所有資機材及び指定給水装置工事事業者の協力により速やかな応急復旧に努める。
- (2) 被害状況に応じて、市の要請により医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。
- (3) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

3 広報

被害状況、給水状況や復旧状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、広報車やホームページ等により被災地域住民に対し応急復旧の状況等について幅広く広報する。

第4 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署及び付近住民に通報する。

2 応急供給

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 ガス（大阪ガス株式会社）

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の

危険予防措置を講ずるとともに、府、市及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社等）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

5 協力要請

応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

第15節 交通の安全確保

主な担当部等	応急建設部、鉄道事業者
--------	-------------

鉄道、道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄道施設（南海電気鉄道株式会社）

- ① 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。
- ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設（市、府）

- ① 地震の場合は、あらかじめ定められた基準により、通行の禁止または制限若しくは速度制限を実施する。
- ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）、大阪府黒山警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄または保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設（南海電気鉄道株式会社）

- ① 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- ② 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設（市、府）

- ① 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- ② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

- ③ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、大阪府警察ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- ④ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第2章 応急期の活動

第1節 災害救助法の適用

主な担当部等 危機管理室、総括広報部

府は、一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく救助活動は知事が実施する。また、知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事に代わって実施する。また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって救助活動を実施する。

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助活動を補助する。

第2 適用基準

災害救助法施行令第1条の定めるところにより、本市については、次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 市の区域内の住家が滅失した世帯数が次の世帯数以上であること。（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
58,435人（令和2年（2020年）国勢調査）	80世帯

- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家が滅失した世帯数が次の世帯数以上であること。（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
58,435人（令和2年（2020年）国勢調査）	40世帯

- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が12,000世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段厚生労働大臣に協議が必要）

- 5 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第4号厚生労働大臣に協議が必要）であって、以下に示す基準※に該当するとき。

※（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

- ① 災害が発生しまたは発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）
- ② 被災した者に対する、食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災した者の救出について特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

第3 住家減失世帯数の算定基準

- 1 全壊、全焼または流失した世帯は、住家減失1世帯とする。
- 2 半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家減失1世帯とする。
- 3 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家減失1世帯とする。

第4 住家の減失等の認定

1 全壊

- (1) 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
- (2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

2 大規模半壊

- (1) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの
- (2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの

3 半壊

- (1) 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
- (2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

第5 世帯及び住家の単位

1 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2章 応急期の活動

第1節 災害救助法の適用

2 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、他と遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ一住家として取扱う。

第6 適用手続

- 1 市長は、本市における災害が前記「第2 適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について協議する。
- 2 市長は、前記「第2 適用基準」の4及び5の状態では被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請する。
- 3 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受ける。

第7 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、1のうち応急仮設住宅の供与、6及び7については知事が実施し、その他については、委任された市長が実施する。また、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- 1 受入れ施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

- 1 職権の一部委任
知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）
なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

- 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の一般基準は、資料編に掲載のとおりである。

なお、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、その都度、厚生労働大臣に協議して個々に基準を定める(特別基準)。

資料4-7 大阪府災害救助法施行細則

第2節 給水活動

主な担当部等	給水部、大阪広域水道企業団
--------	---------------

市及び府は、大阪広域水道企業団並びにその他水道事業者等と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

災害のため給水施設の破損による断水あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保するよう努める。

なお、府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置する。府は、関係機関等と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

第1 実施責任者等の役割

被災者への飲料水の供給は、市長の責任で実施するが、災害救助法が適用されたときは、知事の職権を委任された市長が実施する。

1 市の役割

市は、給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 市民への給水活動に関する必要な情報の提供
- (2) ボトル水・缶詰水の配布（流通在庫備蓄及び大阪広域水道企業団所有災害時用備蓄水の配布）

2 大阪広域水道企業団の役割

大阪広域水道企業団は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) あんしん給水栓での拠点給水の実施
- (2) 配水池からの給水、給水車等による運搬給水の実施
- (3) 仮設給水栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 飲料水の水質検査及び消毒

3 府の役割

府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整
- (2) 給水用資機材調達に関する総合調整
- (3) 給水活動に関する情報の提供
- (4) 給水活動に関する応援の調整
- (5) 飲料水の水質検査
- (6) ボトル水・缶詰水の配布（流通在庫備蓄及び大阪広域水道企業団所有災害時用備蓄水の配布）

第2 給水の実施

市と大阪広域水道企業団は、直ちに被災状況に応じた給水計画を樹立し、速やかに市民への飲料水の確保に努める。

第3 供給対策

1 給水方法

(1) 給水車による搬送給水

大阪広域水道企業団は、市の指定する地点に直近の受水池または各々の配水池を拠点として、給水タンク車により搬送給水する。なお、給水車が不足する場合は、企業団本部から公益社団法人日本水道協会に応援を依頼する。

(2) 給水用資機材による給水

市は、保有するボトル水等の配布を行う。

(3) 仮設給水栓の設置

給水対象人員等を調査のうえ、配水管路の復旧状況に応じて仮設給水栓・共用栓を設置して、給水を実施する。

2 給水量

飲料水の供給を行うときは、1人につき1日3ℓを基準とする。

3 給水の優先順位

給水は、医療機関、指定避難所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

第4 水道施設の応急対策（大阪広域水道企業団）

1 災害が発生した場合は、速やかに各施設を巡回し、事故発生の有無を確認するとともに、緊急修理資機材等の確保に努める。

2 水道施設が被災する等の被害を受けたときは、直ちに次の措置をとる。

(1) 施設の損壊、漏水箇所を応急復旧する。

(2) 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用禁止及び制限等の措置を行う。

3 地震等により、浄水の供給が広範囲に不可能となったときは、緊急な応援要請が必要なため、公益社団法人日本水道協会に応援を要請する。

【地震時】

4 水道施設の損壊等により、浄水の供給が広範囲に不可能となったときは、緊急な応援要請が必要なため、直ちに近隣市または大阪広域水道震災対策ブロック本部に要請し、その協力を得て応急復旧を行うとともに知事及び大阪広域水道震災対策中央本部にも報告する。

第5 広報

大阪広域水道企業団は市と協力し、断水した場合には、市民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により広報を実施する。なお、給水実施の広報については、給水方法、給水場所、時間帯その他必要事項の周知を図る。

第6 補給水源

配水池施設と震災対策用貯水槽の名称等は、次のとおりである。

配 水 池 施 設

名 称	所 在 地	水 量
低区配水池	今熊七丁目236-1	9,000m ³
ニュータウン配水池	大野台一丁目32-64	6,000m ³
大野中区配水池	大野中941-3	5,700m ³

震災対策用貯水槽

名 称	所 在 地	水 量
さやか公園震災対策用貯水槽	狭山二丁目974-6	150m ³
東大池公園震災対策用貯水槽	大野台四丁目1-37	150m ³

第3節 食料・生活必需品等供給

主な担当部等	避難・給食部、総務情報・調査部、医療救護部、危機管理室
--------	-----------------------------

災害時は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食料の販売等も一時的に混乱し、食料の購入も思うようにならず、日常の食事に支障をきたすため、必要な食料等を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与、または貸与する。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

また、居宅、テント泊及び車中泊等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）または非常本部等に対し、物資の調達を要請する。また、物資の調達・輸送にあたっては、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、市は府に要請することができるとともに、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送する。

第1 実施責任者

市長が主体となり実施するが、災害救助法が適用された場合には、生活必需品の調達及び市までの搬送は知事が行い、支給は市長が知事の補助機関として実施する。

第2 食料等の確保

1 避難・給食部は、必要量を算定し、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに協定業者からの調達ルートを活用し応急食料を確保する。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）に応援要請した場合は、府に報告する。確保すべき目標設定のめやすは、次のとおりとする。なお平素より各家庭において7日分程度の備蓄を行うよう奨励する。

1日目（2食／人）	家庭内備蓄による確保
2日目（2食／人）	市及び府による確保（指定避難所における1日2食分の確保）と 域内流通在庫による確保
3日目以降分	広域応援、物流による確保

2 給与対象者

- （1）指定避難所に入所した者（テント、車等で生活している者を含む。）
- （2）住家の被害が全焼、流出、半壊、半焼等であって炊事のできない者
- （3）旅行者、市内通過者で他に食料を得る手段がない者
- （4）被災地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者

第3 食料の供給

被災者に対する食料供給については、被災者に不安を抱かせないように迅速に実施する。

- 1 炊出しは、前述の給与対象者に対し各避難所等において実施する。
市長は、各避難所において炊出しに使用する設備等の現況を把握しておくとともに、機材等の調達先を定めておく。
- 2 要配慮者への配慮
高齢者、乳幼児に対する炊出しその他による食品の給与は、温かなもの、軟らかなもの、調製粉乳など配慮したものを供与する。なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮する。
- 3 炊出し以外の食品（生パン、牛乳、インスタント食品等）の供給については、品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。
- 4 食料品の供給にあたっては、衛生面に注意して行う。
- 5 市民等の協力
炊出し等食料の配給にあたっては、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
- 6 自ら受け取りに来られない高齢者や障がいのある人等（在宅の避難者を含む。）へは、自主防災組織やボランティアが配布を支援する。

第4 生活必需品等の調達方法

- 1 市長は、避難者の必要量を算定し、さやか公園防災備蓄倉庫、東大池公園防災備蓄倉庫、市役所や各防災用倉庫の備蓄物資を配給、貸与するとともに、不足する品目等については、災害の規模や時間の経過によるニーズの変化に応じて市内の小売販売業者等から必要な生活必需品等を調達する。なお、本市のみで必要量が確保できない場合は、府に対し物資の調達のあっせんを依頼するほか、近隣市町村に応援を要請する。
なお、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。
- 2 災害救助法が適用された場合は、知事に対し大阪府備蓄物資の応急供給を要請し調達を図る。
- 3 生活必需品の給与または貸与
 - （1）被災により、住家の被害が全焼、流失、半焼、半壊を受けた者
 - （2）被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
 - （3）被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第5 生活必需品等の範囲

- 1 寝具（毛布、布団等）
- 2 被服（肌着等）
- 3 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）

- 4 食器（茶わん、皿、はし等）
- 5 保育用品（ほ乳びん等）
- 6 光熱材料（マッチ、ローソク、燃料等）
- 7 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

第6 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なもので、救援物資による供給を行う場合は、次により実施する。

1 救援物資の集積場所

調達した物資または府等からの救援物資の集積場所は、次のとおりである。災害時には管理責任者を配置し、管理の万全を期する。

救 援 物 資 集 積 場 所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
文化会館（SAYAKAホール）地下	狭山一丁目875-1	365-8700
市立コミュニティセンター地下	大野台二丁目1-5	366-0077
ふれあいスポーツ広場	茱萸木四丁目88-315	368-2081

2 救援物資の供給

（1）物資等の調達、配送等は次の区分にて行う。

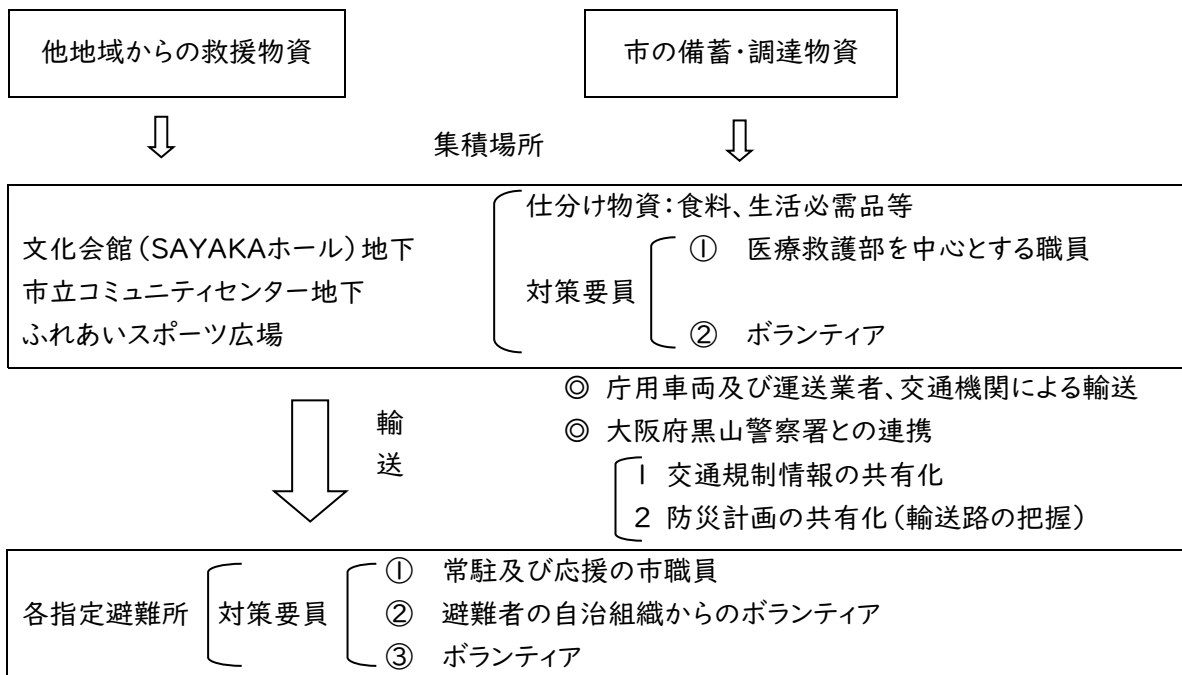
担 当 部	調 達 等 の 内 容
総務情報・調査部	庁用車両及び緊急車両の確保並びに燃料の調達
医療救護部 避難・給食部	食料、生活必需品の調達 援助物資の支給、食料の配給、炊出しの手配
避難・給食部	炊出しに伴う給食施設の管理

（2）物資等が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行う。

（3）甚大な災害により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛ける。

	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 （生命の維持）	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 （心理面・身体面への配慮）	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 （自立心の誘発）	食料の給付による避難者自身の炊出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

災害時の食料、生活必需品等供給の流れ



資料3-2 生活用備蓄資材一覧

第4節 福祉活動（避難行動要支援者への支援）

主な担当部等	医療救護部
--------	-------

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、情報の提供についても、十分配慮する。

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。また、被災者の心身両面での健康維持に必要な措置を講じる。

第1 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況等の把握

1 避難行動要支援者等の安否確認

(1) 市は、災害発生直後に「大阪狭山市避難行動要支援者プラン（全体計画）」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 市は、所管する社会福祉施設の施設・設備、職員、利用者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 被災した避難行動要支援者の搬送等

避難行動要支援者を発見、保護した場合は、速やかに負傷の有無等、被災状況を確認し、状況を判断した上で、指定避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

施設管理者は、災害により負傷した利用者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、医療施設等の受入れ先を確保する。

3 避難行動要支援者の被災状況と福祉ニーズの把握

市は、避難行動要支援者の所在及び被災状況の把握に努めるとともに、被災した在宅避難行動要支援者が、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に受けられるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど福祉ニーズを把握する。また、民生委員・児童委員、保健師、ボランティア等の協力により巡回相談を実施し、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

また、市は、必要に応じ、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の派遣制度の活用を検討する。

府は、被災市からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市へ派遣し、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等を支援する。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市は、府と連携を図り被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等に対応す

第2章 応急期の活動

第4節 福祉活動（避難行動要支援者への支援）

るため、心のケア（メンタルヘルスケア）対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災した居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、福祉避難所（二次的な避難施設）に受入れるとともに、本人の意思を尊重した上で、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活ができるよう支援を行う。

また、必要に応じて、介護等の福祉関係職員の広域的な派遣や避難行動要支援者等の他の地域の社会福祉施設への入所等が迅速に行えるよう関係機関に要請する。

第5節 社会秩序の維持

主な担当部等	総括広報部、衛生調整部、危機管理室
--------	-------------------

市は、府及び防災関係機関と連携して、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 警戒活動の強化

大阪府黒山警察署は、被災地及びその周辺において、独自にまたは自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第2 暴力団排除活動の徹底

大阪府黒山警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第3 市民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携を図り、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、また適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、府の行う物価動向調査に基づき、買い占め・売り惜しみをする業者に対して、売り渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずるよう、府に要請する。

2 消費者情報の提供

市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

第2章 応急期の活動

第5節 社会秩序の維持

3 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資または燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないことなど、必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

5 金融機関における預貯金払戻等

(1) 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

- ① 市民が預金通帳、届出印鑑等を焼失または流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。
- ② 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
- ③ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第6節 農作物等応急対策

主な担当部等	応急建設部、衛生調整部
--------	-------------

災害時において農業用施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急対策を講ずる。

第1 実施責任者

この計画は、市長が主体となって関係機関と連絡を密接にとり実施する。

第2 農業用施設応急対策

農業用施設の被害状況について関係団体等の協力等により早期に把握し、また被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行うとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な指示を行い、災害の復旧が早急に図られるよう努める。

なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関に連絡し、また協力を得て、施設の応急対策を実施する。

第3 農作物応急対策

- 1 被害状況の早期把握に努め、被害施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。
- 2 市は、地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じた場合は、施肥、排水、泥土の除去、客土、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を、府南河内農と緑の総合事務所の指導のもとに大阪南農業協同組合等と協力して実施する。
- 3 主要農作物種子及び園芸種子の確保、あっせん
市は、必要に応じ水稻等の種子及び園芸種子のあっせんを府に依頼し、必要な種子の確保に努める。
- 4 病虫害の防除
市は、府及びその他関係機関と協力して、被災した農作物に発生した各種病虫害の防除を実施する。

第7節 住宅の応急確保

主な担当部等	応急建設部
--------	-------

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

住宅の応急修理は、災害救助法第2条に規定する区域において、知事が実施するが、災害救助法が適用され、知事がその職権を委任したときは市長が行う。

2 修理対象範囲

住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及びトイレ等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

第2 住居障害物の除去

1 実施責任者

住居障害物の除去は、知事が行うが、知事の職権を委任された場合は市長が行う。

2 除去対象者

崖くずれ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

例示すれば、次のとおりである。

- (1) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない母子寡婦世帯
- (4) 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者
- (7) 前各号に準ずる経済的弱者

3 除去方法

災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ市保有の機械器具を用い、または市内土木建設業者の協力を得て速やかに行う。

4 要員の派遣等

知事は市長に職権を委任した場合は、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅）

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設は、知事が実施するが、災害救助法が適用され、知事の職権を委任された場合は市長が行う。

2 供与対象者

住家が全焼、全壊または流失し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない被災者であること。

例示すれば、次のとおりである。

- (1) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない母子寡婦世帯
- (4) 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者
- (7) 前各号に準ずる経済的弱者

3 供与対象者の選定基準

選考にあたっては、身体障がい者や高齢者等避難行動要支援者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員・児童委員等の意見を徴するなど、公平な選考に努める。

4 建設場所等

建設場所、建設戸数等については、府と十分に調整して決定するが、建設場所は、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する（建設候補地は、第2編第3章第12節「避難受入れ体制の推進」に掲載）。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、その場合には所有者等と十分協議する。

資料2-8 地すべり防止区域、地すべり危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域、宅地造成等規制区域、
応急仮設住宅建設候補地の位置図

資料3-18 応急仮設住宅建設候補地一覧

5 建設上の留意点

玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、高齢者、障がい者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第4 応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を積極的に活用する。

第5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の管理や集会施設等生活環境の整備については、府と協力し、実施する。

この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア（メンタルヘルスケア）、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れに配慮する。

第6 公共住宅への一時入居

市は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、住宅供給公社等の空き家への一時入居の措置等を当該管理者に要請する。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部とも連携を図り空家状況、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第8節 応急教育等対策

主な担当部等	避難・給食部（教育部、こども政策部）
--------	--------------------

災害により教育・保育施設が被災した場合、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育・保育を実施する。

第1 実施責任者

- 1 学校、幼稚園、保育所、認定こども園の応急教育・保育及び教育施設等の応急復旧対策は、教育部及びこども政策部が行う。
- 2 災害時における学校、幼稚園、保育所、認定こども園の措置については、学校長、園長（以下「校園長」という。）が具体的な応急対策を講ずる。
- 3 教材、学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受け、市長が実施する。

第2 校園長の措置

- 1 校園長は、学校園の立地条件などを考慮したうえ、指導の方法などについて明確な計画を立てておく。
- 2 校園長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておく。
 - （1）災害時に備えた児童生徒等の避難訓練
 - （2）保護者等への連絡方法
 - （3）就学時、登下校時等における児童生徒等の安否確認方法
 - （4）教育委員会、大阪府教育委員会、大阪府黒山警察署、堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）等関係機関への連絡網の整備
 - （5）時間外等における教職員等の連絡方法及び非常参集方法の周知
 - （6）災害時における教職員等の役割分担の周知

第3 安全確保（地震時）

1 学校の児童・生徒の安全確保

（1）登校後の措置

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、教育委員会は、校長と協議のうえ必要に応じて授業打ち切りの措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童には教職員等が地区別に付き添う。

（2）登校前の措置

登校前に臨時休業等の措置を決定したときは直ちに電話等により伝達し、保護者に対して周知徹底を図る。

2 幼稚園、保育所、認定こども園の園児・児童の安全確保

(1) 登園後の措置

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、教育委員会は、園長と協議のうえ必要に応じて休園の措置をとり、直ちに電話等により保護者に伝達するとともに職員は、園児・児童の安全確保に努め、必要な措置をとる。

(2) 登園前の措置

登園前に臨時休園の措置を決定したときは直ちに電話等により保護者に周知徹底を図る。

第4 安全確保(風水害時)

災害時における応急教育は、次のとおりとする。ただし、教育委員会または校園長の判断により、危険が予想される場合は、臨時休校等の措置をとる。

- 1 授業開始後に災害が発生し、または発生が予想される場合には、早急に園児・児童・生徒等を帰宅させ、その際は注意事項を十分徹底させ、集団下校させるとともに、必要に応じて教職員等が地区別に付添う。ただし、保護者が不在の者または住居地域に危険のおそれのある者は、学校園において保護する。なお、幼稚園、保育所、認定こども園については、保護者等に連絡し直接、引き渡す。
- 2 登校(園)前に休校等の措置を決定したときは、直ちにその旨を電話等確実な方法で、保護者、園児・児童・生徒等に周知する。
- 3 校園長が臨時休校等の措置をとった場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- 4 校園長は、校(園)舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、教育委員会に連絡し、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員等を誘導にあたらせる。
- 5 校園長は、災害の規模、園児・児童・生徒、教職員等及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告する。教育委員会は、報告に基づき校(園)舎等の管理に必要な職員を確保し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立する。
- 6 修学旅行等の学校行事については、安全の見通しが判明するまで中止とする。
- 7 学校や幼稚園が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、教育委員会は、当該校園長と協議し、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

第5 応急教育の実施

教育施設の被害または児童生徒等の被災により、通常の教育を実施することが不可能な場合には、次のとおり応急教育を実施する。

1 教育施設等の応急整備

- (1) 校(園)舎の全部または大部分が使用できない場合は、公民館その他の公共施設を利用する。
- (2) なお、上記決定について、校園長は、教育委員会と協議し、その決定事項は、教職員、園児・児童・生徒等関係者に徹底を図る。

2 授業時数の確保

- (1) 授業不能が長期にわたる場合については、保護者等との連絡を密にし、指導の継続が図れるよう必要な措置を講ずる。

3 応急教育の実施

校園長は、教職員及び園児・児童・生徒等の被災状況及びその所在場所を把握し、速やかに教育委員会に報告する。

教育委員会は、応急教育実施のための指導助言、教職員体制など、円滑な学校園運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

4 園児・児童・生徒等の健康保持

教育委員会及び校園長は、園児・児童・生徒等の心と体の健康管理を図るため、必要に応じ、富田林保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 学校給食の応急措置

教育委員会は、学校給食センターの被災状況を早期に調査し、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに、給食センターの復旧などの措置を講じ、衛生管理には十分配慮した上、できる限り給食を継続する。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。

- 1 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間のとき。
- 2 感染症その他の危険が発生し、または発生が予想されるとき。
- 3 給食物資の調達が困難なとき。
- 4 災害が広範囲にわたり、災害救助のための炊出しに、学校給食施設を使用したとき。
- 5 その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき。
- 6 給食の実施が適当でないと認められるとき。

第7 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童、生徒に対し、就学援助費の支給についての必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

教育委員会は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

学校長は支給を要する学用品の実数を調査し、教育委員会に報告する。教育委員会は、調査集計に基づき購入計画を作成し、発行者、供給業者と連絡のうえ、迅速に教材及び学用品を調達する。

第8 事前計画の策定が必要な検討事項

大規模災害の発生時においては、住家の全壊・半壊または保護者の死亡による園児、児童、生徒等の一時疎開や教職員等の避難所運営への参加など、さまざまな問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行う。

- 1 指定避難所の運営における教職員等の協力方法
- 2 園児・児童・生徒等の安否確認の方法
- 3 学校園の機能を早急に回復するために、学校園内において避難者と園児・児童・生徒等とで共用する部分と、園児・児童・生徒等または避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 指定避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の園児・児童・生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置
- 6 指定避難所受入れ体制等の整備
指定避難所となる学校教職員等は、その運営が市の災害対策本部に引き継がれるまでの間、災害対策本部との連携を密にしながら、避難者の受入れ体制の整備を図る。

(1) 避難所機能と教育機能の共存方策

学校園が指定避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた指定避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等を避難所運営マニュアルにより、その基準を定めておく。

(2) 避難所運営における教職員等の役割

学校園が指定避難所となった場合、教職員等は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校園再開のために施設の安全点検などの役割の検討を行う。

第9 状況別対応行動（地震時）

次の表は、地震発生時の状況に応じて園児・児童・生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。園児・児童・生徒等の安全を第一に考え、学校園の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図る。

園児・児童・生徒等の行動	
登下校（園）時	- 登下校（園）中の園児・児童・生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校園の近くまで来ている場合は学校園へ避難する。 - 交通機関利用生徒等は、駅員等の指示に従う。 - 在宅の場合は登校（園）しない。ただし、危険予想地域在住の園児・児童・生徒等は、直ちに指定避難所へ避難する。 【地震発生時の注意点】 - できるだけ安全な空間を確保する。 - かばん、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 【避難時の注意点】 - 古い建物、建設中の建物、保安全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 - 崖下、川岸からできるだけ速やかに遠ざかる。 - ガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれている、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 - 火災現場から遠ざかる。 - 狭い道路はできるだけ避けて通る。 - 倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校（園）時	放課後児童会の児童及び交通機関利用生徒等は、学校に留まる。 【教室】 - 教職員等の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 - 机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 - 大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員等の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 【廊下・階段】 - できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 【グラウンド】 - 校（園）舎からの落下物を避けるため速やかに校（園）舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 - 教室・校（園）舎には戻らない。 【注意点】 - 教職員等の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかりと守る。

第2章 応急期の活動
第8節 応急教育等対策

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 災害応急対策

第4編 災害復旧・復興

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編

園児・児童・生徒等の行動	
校（園）外活動時	基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。 〔所属校園から離れている場合〕 ・ 鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難場所へ避難する。 ・ 避難については市または地元市町村の指示に従う。 ・ 山くずれ、崖くずれ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 〔所属校園に近い場合〕 ・ ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校園に戻る。 【注意点】 ・ 教職員等の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかりと守る。 ・ 自分勝手な行動を絶対にとらない。 ・ デマ等に惑わされない。 ・ 避難時には、まとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部活動時	〔校内の場合〕 ・ 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・ 1人で勝手に行動しない。 ・ 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・ 帰宅できない児童・生徒は顧問の指示に従う。 〔校外の場合〕 ・ 校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難場所へ集団で避難する。 ・ 合宿地等が山くずれ、崖くずれ等の危険予想地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第10 応急保育の整備

保育施設の被災または園児の被災により通常の保育を行うことができない場合には、次のとおり応急保育を実施する。

1 保育施設の応急整備

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常どおり保育できるよう努める。

2 園児の健康保持

園児の心と体の健康管理を図るため、必要に応じ、富田林保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

3 応急保育の実施

保育施設の被災により、通常保育が不可能な場合は、隣接保育所または認定こども園との合同保育、あるいは混合保育等応急保育の確保に努める。

4 保育所及び認定こども園給食の応急措置

災害を受けるおそれが消滅した場合、保育所及び認定こども園の開所にあわせ速やかに給食が実施できるよう措置を講ずる。ただし、次のような事情が発生した場合には給食を一時中止する。

- (1) 給食調理室が被害を受け、給食の実施が不可能なとき。
- (2) 感染症その他の危険が発生し、または発生が予想されるとき。
- (3) 給食物資の調達が困難なとき。
- (4) その他給食の実施が外因的事由により不可能なとき。

第11 文化財の応急対策

指定文化財の所有者または管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。

市教育委員会は、被災の連絡を受けた場合、被災文化財の被害状況を速やかに把握し、府教育委員会に報告する。

市教育委員会は、府教育委員会と協議のうえ自ら所有または管理する被災文化財の応急措置を講ずるとともに、その他の所有者または管理者に対し、応急措置にかかる指導・助言を行う。

資料3-24 市内指定(登録)文化財一覧表

第9節 保健衛生活動

主な担当部等	衛生調整部、医療救護部
--------	-------------

市は、府及び富田林保健所と連携し、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

なお、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第1 実施責任者

災害発生時における保健衛生活動（防疫活動及び健康維持活動等）は、市長が主体となって実施する。

第2 防疫活動

市は、府と緊密な連携をとりながら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱に基づき、患者等の人権に配慮しながら、状況に即した適切な方法により防疫活動を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生・拡大がみられる場合は、庁内関係部局及び関係機関が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 消毒方法

- (1) 機動消毒—動力噴霧機架載自動車による消毒
- (2) 動力消毒—動力噴霧機（散布、電気ミスト）による消毒
- (3) 手押消毒—手押噴霧機（乳剤、粉剤）による消毒

2 消毒活動

府の指導、指示により、感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒を実施（感染症法第27条）するとともに、ねずみ、昆虫等の駆除（感染症法第28条）を行う。

3 生活用水の供給（感染症法第31条）

感染症の予防上、知事が生活用水の使用を管理者に対し停止を命じたときは、市は知事の指示に従い、その停止期間中生活用水の供給を行う。

4 住居等の消毒

被災地区において感染症が発生し、または無症状病原体保有者が発見されたときは、府の指導、指示により関係機関と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う。

5 指定避難所の防疫指導

府の指導、指示により、指定避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的觀念の普及徹底を図る。

6 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

被災地区の感染症の未然防止または拡大防止のため、府の指示により、市長は、予防接種の種類、対象者、期日または期間を指定して、富田林保健所、市医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。

7 衛生教育及び広報活動

パンフレット等の配布、広報車の活用、また報道機関等を通じ、速やかに市民に対する衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項等を周知する。また、災害発生時においては、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。

8 薬品等の調達、配布

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を調達し、日本赤十字社大阪府支部等の協力を得て、消毒薬を配布するとともに手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う。

9 資器材の備蓄、調達

消毒用器具、器材は定期点検により補充、整備に努める。また、大被害発生等により不足する場合に備え、事前に調達先を定めるなど協力体制の確立を図る。

10 府への協力要請

自らの防疫活動が十分でないと認められるときは、府に協力を要請する。

第3 食品衛生監視活動

市は、富田林保健所が実施する次の業務に適宜協力し、被災地における食中毒予防に努める。

- 1 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- 2 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- 3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- 4 飲料水の衛生監視、検査
- 5 その他食品に起因する危害発生の排除

第4 被災者の健康維持活動

市は、府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

第2章 応急期の活動

第9節 保健衛生活動

- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府の指導を得て、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等を行う。

2 被災者及び災害業務従事者等の心の健康相談(メンタルヘルスケア)等の実施

災害による心的外傷後ストレス障がい(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

3 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣要請

府は、災害が発生し、府内の保健所、保健所設置市等の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援要請を検討し、必要に応じて、厚生労働省に全国の都道府県及び指定都市等からの災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣に関する調整を依頼する。

第5 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、相互に連携し、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等に努める。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他府縣市町村との連絡調整及び応援要請を行う。
- (4) 動物の健康管理等の実施にあたっては、必要に応じて、獣医療支援チーム(VMAT)の助言を求める。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第10節 廃棄物等の処理

主な担当部等	衛生調整部
--------	-------

災害時におけるし尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 実施責任者

被災地における廃棄物等の処理は、市長が主体となって実施する。

第2 し尿処理

1 被害状況の把握

- (1) 災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。
- (2) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握するとともに、仮設トイレを速やかに指定避難所等に設置する。
- (3) 避難者の生活に支障を生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。また、設置にあたっては、プライバシーを確保した簡易型水洗トイレ等の使用や、男女別のトイレの設置、夜間等の安全性の確保など女性等への配慮に努める。

2 収集方法

原則として、し尿の収集委託業者により収集、運搬作業を実施する。なお、浸水を伴う場合など、し尿汲取量の激増により、収集能力が不足する場合には、府等へ支援要請を行い、収集体制を確保する。

3 処理方法

市は収集したし尿の処理を、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるときまたは処理が困難な場合は、下水道処理施設及び協定に基づく他自治体並びに民間事業者での処理を検討する。

また仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

4 市民への協力要請

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、風呂水の汲み置き、生活用水の確保等を要請する。

第3 生活ごみ処理

1 被害状況の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについ

て把握する。また、指定避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

生活に伴い発生する生活ごみについては、可能な限り平常時と同様に市と委託業者による収集を行う。避難所から発生する避難所ごみは平常時の体制に加えて収集を行う。状況に応じて平常時の体制での収集が困難な場合には、収集ルート等の見直しや、協定等に基づく府や民間代替等への支援要請を行う。

なお、より具体的な方法については大阪狭山市災害廃棄物処理基本計画で記載するものとする。

3 収集順位

保健衛生上の点から、生ごみや腐敗性の高いごみ（浸水により生じたごみ等）や応急対策活動上または生活上重大な支障を与えるごみを優先して収集することに伴い、平常時に各種資源ごみとして収集しているごみや、被災に因らない粗大ごみ等については被害状況に応じて収集方法を見直す。

なお、より具体的な方法については大阪狭山市災害廃棄物処理基本計画で記載するものとする。

4 処理方法

ごみ処理施設での処理を原則とするが、災害が大規模のため、処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、府などを通じて、他市等へ受入れを要請する。

5 一時保管場所の設置

災害により処理施設に支障がある場合並びに多量なため、または交通事情等により早期に処理が困難な場合には、保健衛生上適当と思われる場所を指定して一時保管場所（仮置場）を設ける。なお、仮置場の開設にあたって必要な措置については、大阪狭山市災害廃棄物処理基本計画に定めるものとする。

6 市民への協力要請

状況により、市民に対し市民自らの処理あるいは集積場所への運搬、分別等の協力を求める。

第4 災害廃棄物等処理

1 発生量の把握

計画的に処理するため、速やかに災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

2 仮置場の確保

災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。また、災害廃棄物等の保管には、火災発生の防止、作業時の安全確保等、仮置場の適正な管理に配慮する。

3 処理活動

災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分の実施については、処理方針を大阪狭山市災害廃棄物処理基本計画にて定めるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体制度を整備する。

第5 死亡獣畜処理

野生鳥獣の死体は、環境衛生上、支障のない所で埋却または焼却する。

第6 府等への応援要請

- 1 ごみ、し尿、災害廃棄物等の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両や施設の処理能力が不足する場合には、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的にあらかじめ定めた場所への災害廃棄物等の搬出を行う。
- 2 災害廃棄物処理において最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、府に対し応援を要請する。
- 3 市は、あらかじめ委託業者等及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の構築に努める。

資料3-22 清掃施設・清掃業者一覧

資料3-23 清掃関係市有車両一覧

主な担当部等	衛生調整部、医療救護部
--------	-------------

災害時に行方不明の状態にあり、死亡していると推定される者の搜索並びに遺体の収容、処理及び火葬について大阪府黒山警察署等の協力を得て迅速に実施する。

第1 実施責任者

この計画は、市長が主体となり実施するが、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された市長が実施する。

第2 行方不明者等の搜索

- 1 市長は、大阪府黒山警察署等関係機関の協力を得て、早急に行方不明者及び遺体の搜索を行う。
- 2 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設置し、受付、手配、処理などの円滑を図る。
- 3 遺体が流出等により他市町村にあると認められる場合は、府または直接遺体の漂着が予想される市町村に協力を求める。
- 4 身元不明の遺体については、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示または手配を行い、身元の確認に努める。
- 5 身元の判明している遺体については、警察官の検視（死体調査）、医師の検案の後、遺族に引き渡す。

第3 遺体の収容

- 1 身元不明の遺体については、性別、推定年齢、特徴、遺品等を死体処理台帳に記録し、遺体安置所内に掲示するとともに、大阪府黒山警察署その他関係機関に連絡し、身元調査に努める。
- 2 遺体の身元が判明したときは、原則として、市長に連絡のうえ大阪府黒山警察署その他関係機関と連携し、遺族、親族等引取人に遺体を引き渡す。

第4 遺体洗浄消毒等の処置

- 1 医療救護班により遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 2 遺体の数が多い場合は、大阪府黒山警察署と調整のうえ、市医師会等に検案医師の派遣を要請する。

第5 遺体安置所の設定

- 1 多数の遺体が発生した場合に備えて、避難者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。

第2章 応急期の活動

第11節 搜索活動と遺体対策

- 2 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- 3 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- 4 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- 5 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- 6 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- 7 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

第6 遺体の火葬

災害に関連して亡くなった可能性がある者の遺体については、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を火葬することがないように留意する。

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず火葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合並びに身元の判明しない遺体について応急的に火葬を実施する。

- 1 遺体は、死体処理台帳及び遺品を保存のうえ、火葬に付する。
- 2 火葬に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院などの適切な場所に一時安置する。
- 3 斎場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺、骨つぼ等の調達、遺体搬送の手配等を実施する。また、必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体の保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

第7 応援要請

市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合は、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

火 葬 場 施 設

名 称	住 所	炉 数
大阪狭山市立斎場	東野中一丁目1540	5基（うち1基は汚物炉）

第12節 自発的支援の受入れ

主な担当部等	医療救護部、大阪狭山市社会福祉協議会
--------	--------------------

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、市は「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」に基づき、大阪狭山市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターとの連携を密にして、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

市は、大阪狭山市社会福祉協議会、府、日本赤十字社大阪府支部、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、ボランティアが被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して活動できるよう努める。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 受入れ窓口の開設

市は、災害ボランティアの受入れ・活動の調整を行うための窓口となる災害ボランティアセンターを運営する大阪狭山市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティアの支援を医療救護部（健康福祉部）が行う。

2 受入れ方法

受入れは、災害ボランティアを希望する者から「受付票」に必要事項を記載する方法により行う。

3 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体へ市民のニーズなどの情報の提供に努める。

4 災害ボランティアセンターでの支援内容

災害ボランティアセンターの災害時における活動は概ね次のとおりである。

- (1) 要配慮者などのニーズ把握
- (2) ボランティアの受入れ
- (3) 被災者に対する支援活動全般

第2 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

市に寄託される義援金は、医療救護部（健康福祉部）に窓口を設置し、受付ける。

(2) 配分

義援金の配分方法、被災者に対する伝達方法等については、関係する機関が協議して決定する。

2 義援物資

- (1) 市に寄託される義援物資は、あらかじめ救護物資集積場所と定められている文化会館（SAYAKAホール）地下において受付、保管する。
- (2) 義援物資の配分方法等は、医療救護部を中心に関係する部局等が協議して決定する。決定にあたっては、指定避難所等の被災者のニーズを十分に把握し決定する。
- (3) 医療救護部は、配分決定に基づき他部の応援、また関係機関やボランティア等の協力を得て指定避難所等へ義援物資を輸送する。

3 義援物資提供の際の市民・事業者等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする市民・事業者等は、被災地のニーズに応じた物資提供とすること。また、梱包に際して品名を明示するなど、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、市民・事業者等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

第3 海外からの支援の受入れ

市及び府をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡しておく。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ① 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - ② 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ① 案内者、通訳等の確保
 - ② 活動拠点、宿泊場所等の確保

第13節 危険物等災害応急対策

主な担当部等	消防部、衛生調整部、堺市消防局
--------	-----------------

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図るため、それぞれの応急対策計画により迅速に応急活動を行う。

第1 危険物災害応急対策

- 1 堺市消防局は、大阪府黒山警察署等の関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- 2 堺市消防局は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱い者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- 3 堺市消防局は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 火薬類・高圧ガス・液化石油ガス災害応急対策

- 1 堺市消防局は、火薬類・高圧ガス・液化石油ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合には、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また大阪府黒山警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
また、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者または占有者に対しその廃棄または所在場所の変更を命じることなどの緊急措置を講ずる。
- 2 堺市消防局は、火災等の災害が火薬類・高圧ガス・液化石油ガス施設に及ぶおそれのある場合には、施設管理者、大阪府黒山警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第3 毒物劇物災害応急対策

- 1 堺市消防局は、毒物劇物の流出等の災害が発生した場合には、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また大阪府黒山警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- 2 堺市消防局は、火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合には、施設管理者、大阪府黒山警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第4 放射性同位元素にかかる災害応急対策

防災関係機関及び放射性同位元素にかかる施設の設置者等は、放射性同位元素にかかる災害が発生した場合には、相互に協力して次の措置を講ずる。

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被ばくを受けた者等の救出、救護
- 4 市民等の避難
- 5 危険区域の設定と立入り制限
- 6 交通規制
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第5 管理化学物質災害応急対策

市及び、堺市消防局は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、管理化学物質が流出し市民の健康に被害を及ぼす等のおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

第14節 鉄道災害応急対策

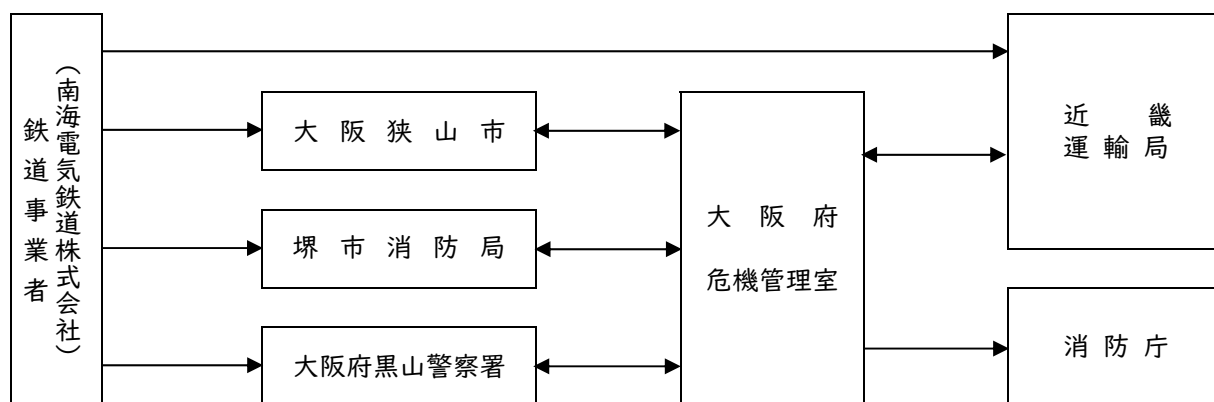
主な担当部等	鉄道事業者、応急建設部、消防部、堺市消防局
--------	-----------------------

市は、鉄道事業者（南海電気鉄道株式会社）、府その他の防災関係機関と相互に連携して、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、府事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第2 鉄道事業者の災害応急対策

鉄道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

また、市は、府及び鉄道事業者から代替交通手段として市循環バスの利活用等について要請がある場

合は、相互に協力して必要な措置を講ずる。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第15節 原子力災害対策

主な担当部等	危機管理室
--------	-------

近畿圏では、原子力発電所が福井県に存在し、大阪府は隣接都道府県にも該当せず、市と一番近い原子力発電所（大飯原子力発電所）との距離は約120kmとなる。しかしながら、市内には放射性同位元素にかかる施設も所在するため、放射線にかかる災害が発生した場合、市及び府、関係機関は、相互に協力して次の措置を講じ、被害の軽減を図る。

本市は、福井県内の原子力発電所で事故災害が発生した場合を想定し、滋賀県長浜市の市民等の広域避難（府県外避難）の受入れを行うこととなっている。

第1 原子力災害応急対策の推進

1 災害情報の収集

原子力災害が発生した場合、府及び関係機関と連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

2 市民への情報の伝達

市は、原子力災害に対する市民の不安の解消や、市民生活の混乱防止のため、同報系防災行政無線、緊急速報メール、ホームページへの掲載、広報車の使用等、多様な手段で情報を発信する体制を整える。

3 放射線量の測定

市は、市内において空間放射線量の定点観測を実施し、その測定結果を随時市ホームページ等で公表することにより、市民の不安解消に努めるとともに、線量の変化を機敏に捉え、迅速な応急対策を実施する体制を整備する。

4 被ばく者等の救助、救護

市は、大阪府黒山警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の搜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

5 市民等の避難

市及び関係機関は、放射線のモニタリングの結果等を踏まえ、予測線量が「屋内退避及び避難に関する指標」に該当すると認められる場合は、被害予想地区の市民に対し屋内退避、コンクリート屋内退避などの措置を講じる。

また、放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きまたは屋内退避の勧告・指示を行う。

6 立入り制限、交通規制及び警備措置

市及び府は、被害予想地区における立入り制限措置、交通規制措置、警備措置をとるよう関係機関に要請する。

第2 広域避難者の受入れ

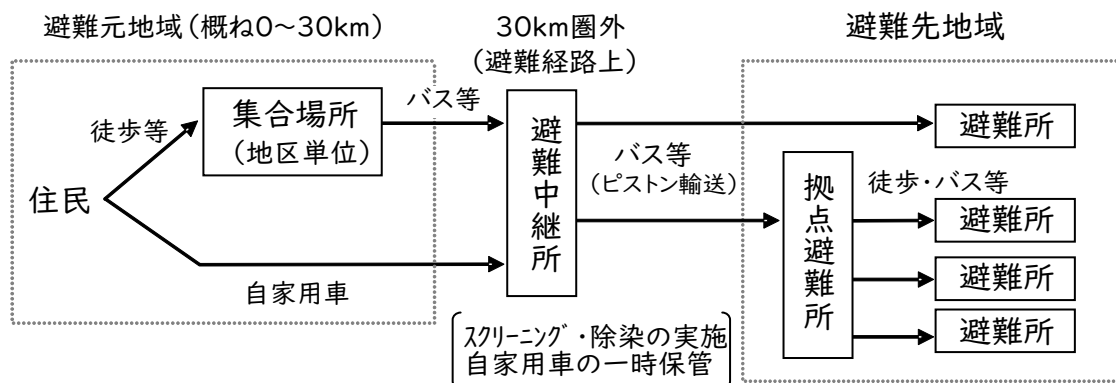
1 避難者の受入れ

福井県内の原子力発電所で事故災害が発生した場合の、福井、滋賀、京都3府県の住民等の広域避難（府県外避難）の受入れについて、関西広域連合が進めている広域避難の受入れ調整に基づき、広域避難者の受入れ体制を整備する。

避難元・避難先のマッチングの大枠は以下のとおりとする。

グループ	避難元市町	避難先市町村
福井県⇄兵庫県		
福井A	若狭町	北播磨（西脇市、小野市、三木市、加西市、加東市、多可町）、丹波（篠山市、丹波市）
福井B	小浜市	中播磨（姫路市、市川町、福崎町、神河町）、但馬（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
福井C	おおい町、高浜町	阪神北（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
滋賀県⇄大阪府・和歌山県		
滋賀A	長浜市	大阪市、堺市、泉北（和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町）、中河内（八尾市、東大阪市、柏原市）、南河内（松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、 大阪狭山市 、太子町、河南町、千早赤阪村）、泉南（岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）
滋賀B	高島市	大阪市、豊能（豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市）、三島（吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市）、北河内（枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市）
京都府⇄兵庫県・徳島県		
京都A	舞鶴市、南丹市、京丹波町	神戸市、阪神南（尼崎市、西宮市、芦屋市）、淡路（洲本市、南あわじ市、淡路市）
京都B	綾部市、福知山市	西播磨（相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）
京都C	宮津市、伊根町	東播磨（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）

避難元府県・市町が定める広域避難計画における避難の流れは、以下を基本とする。



2 指定避難所の設置・運営

指定避難所の開設は、災害対策基本法第86条の9第5項に基づき、市が行う。市は、避難元市町に指

第2章 応急期の活動

第15節 原子力災害対策

定避難所を提供し、避難所開設当初の避難者の受入れと生活支援を行う。

指定避難所は、避難者による自主運営が行われることが原則であることから、避難所開設当初の市主導の運営から、避難元市町による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切替えていく。

3 拠点避難所の設置運営

市は、避難者の受入れを行うほか、最終的な指定避難所への振り分けを行う場所として、大規模施設に拠点避難所を開設する。拠点避難所から最終的な指定避難所へは、徒歩またはバス等の公共交通機関により移動する。

事前に策定する広域避難計画では、避難者の最初の目的地となる拠点避難所のほか、できる限り、最終的な避難先となる指定避難所についても、名称と所在地を定める。

広域避難における避難先市町村の避難所運営にかかる役割例

時期	役割	摘要
初期期 → 応急対応期	指定避難所の開設・施設管理	施設管理者が実施。
	開設当初の避難所運営	当初3日間を目安に避難先市町村が主導。避難元市町による運営、避難者による自主運営に順次切替え。
	仮設トイレの設置	指定避難所の設備状況や避難者数に応じて手配。
	生活物資の調達・配布	避難先府県と連携して実施。不足する場合は広域連合に広域応援調整を要請。
	罹災証明の発行	必要に応じ避難元市役所・町役場と連携して実施。
	生活支援情報サービスの提供	

第16節 その他災害応急対策

この計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にもトンネルの崩落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「災害応急対策編・災害復旧・復興対策編」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消防・救急救助・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。

第4編 災害復旧・復興対策

第1節 復旧事業の推進

主な担当部等	衛生調整部、応急建設部、危機管理室
--------	-------------------

市は、市民との緊密な連携を図りながら意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた場合、円滑かつ迅速に復興が進むよう工事を府に要請する。

第1 被害の調査

市は、被害を受けた機関とともに、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項の調査を実施し、府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律または予算の範囲内で、国または府が費用の一部または全部を負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

また、市は、府道または府が管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等を勘案して、市に代わって府が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、府に権限代行制度による支援を要請する。

2 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるよう、府に要請する。

第4 激甚災害指定による財政援助

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

2 農林水産業に関する特別の財政援助

第1節 復旧事業の推進

- 3 中小企業に関する特別の財政援助
- 4 その他の財政援助及び助成

第2節 支援体制

主な担当部等	総務情報・調査部、危機管理室
--------	----------------

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

第3節 市民等からの問い合わせ

第3節 市民等からの問い合わせ

主な担当部等	総務情報・調査部、危機管理室
--------	----------------

市及び府は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市、府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、性暴力・DV（配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されるなど）等を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、被災者台帳や避難者名簿等における当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 被災者の生活再建等の支援

主な担当部等	衛生調整部、医療救護部、危機管理室、大阪狭山市社会福祉協議会
--------	--------------------------------

市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、住宅の確保等を行う。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ① 市において5世帯以上の住家が滅失した災害
- ② 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- ③ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

- ① 死亡または障がい、故意または重大な過失による場合
- ② 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じ居し、または生計を同じくしている者に限る。）のいずれかの者に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

市及び大阪狭山市社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金の貸付

大阪狭山市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、市内居住の低所得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得者世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

市は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または大阪狭山市市税条例及び災害による被災者に対する市税の減免に関する条例により市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に応じて適時、適切な措置を講ずる。

第4 住宅の確保等

市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

また、市は、住宅を早期に供給するため、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部とも連携を図り、被災者に民間賃貸住宅の情報提供を行うなどその他の方策についても、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、住宅供給公社の住宅の空き家活用
既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう関係機関に要請する。
- (2) 災害公営住宅の供給
災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。
- (3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用
自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

4 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

市は、本法を適用する際には、国の指示等を受けて、制度の運用に協力する。

第5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給にかかる被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害と支給対象世帯等

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度と支給対象世帯等は次のとおりである。

対象となる災害の程度	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①または②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県または③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）または2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害
支給対象世帯	自然災害により、 ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
支給金額	支給額は、以下の①、②の合計額とする。 ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） ア 支給対象世帯①～③の世帯 100万円 イ 支給対象世帯④の世帯 50万円 ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額とする。 ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ア 住宅を建設または購入した場合 支給対象世帯①～④の世帯 200万円

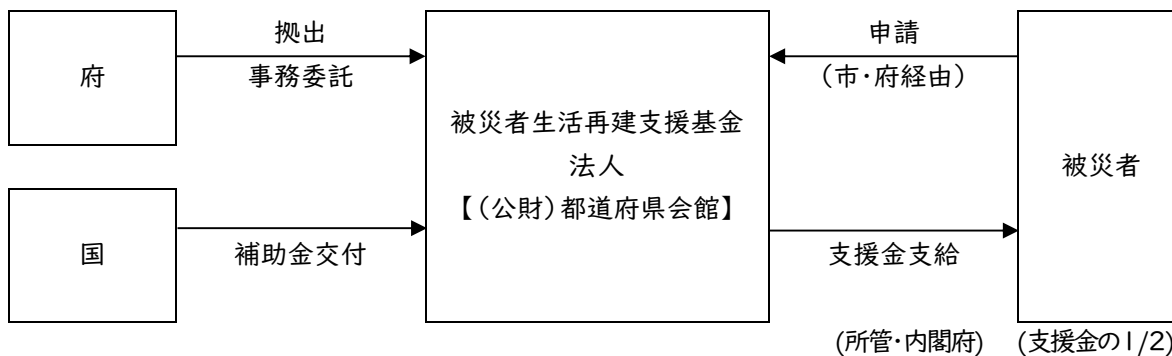
第4節 被災者の生活再建等の支援

	支給対象世帯⑤の世帯	100万円
イ	住宅を補修した場合	
	支給対象世帯①～④の世帯	100万円
	支給対象世帯⑤の世帯	50万円
ウ	住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）	
	支給対象世帯①～④の世帯	50万円
	支給対象世帯⑤の世帯	25万円
	※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円とする。（中規模半壊世帯は1/2）	
	※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額とする。	

(3) 支援金支給の仕組み

実施主体は府であるが、支援金の支給に関しては、府から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、府により拠出された基金を活用して行う。

支給の仕組みは下図のとおりである。



第5節 罹災証明書の交付

主な担当部等	衛生調整部
--------	-------

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第1 罹災証明書の交付

市は、住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者に罹災証明書を交付する。また、市は、被災者台帳を作成する場合、必要に応じて被災者に関する情報の提供を府に要請する。

1 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものが、罹災した場合において必要があるときは、市長が行う被災届出証明で対応する。

全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

2 罹災証明を行う者

罹災証明は市長が行う。

3 罹災証明書の交付

罹災証明は、証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、住家の被害状況の調査を行い、上記2の市長が作成し、罹災証明書を交付する。

(1) 罹災台帳の作成

本節第2の被害家屋の認定基準に基づき実施した住家等被害調査の結果に基づき、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、罹災台帳を作成する。

(2) 罹災証明書の交付

市長は、罹災証明申請書によって申請があった場合には、罹災台帳で確認の上、罹災証明書を交付する。

なお、罹災台帳で確認できない場合は、申請者の立証資料に基づいて現地調査を行った上、罹災証明書を交付する。

4 被害家屋の判定

罹災証明書を交付するにあたっての家屋被害の判定は、「本節第2 住家等被害調査」により行う。

5 広報と相談窓口の設置

罹災証明書交付について、広報紙やマスコミと連携しながら被災者へ周知徹底を図る。特に、災害発生後に実施される被災建築物応急危険度判定調査と家屋等被害調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。

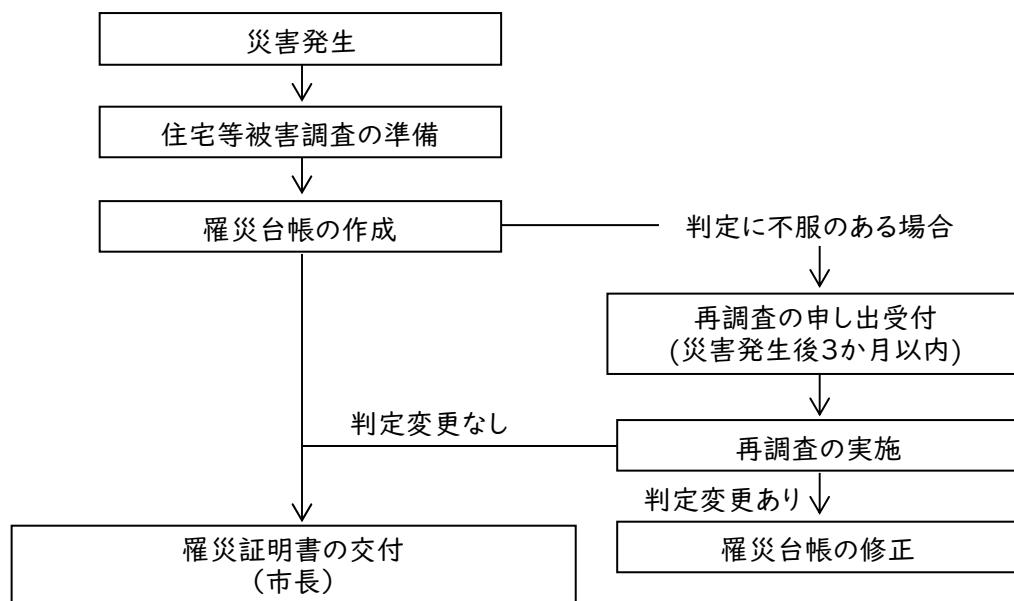
また、罹災証明書に関する相談窓口を設置し、罹災証明書の交付や再調査の受付、相談を実施する。

6 罹災証明書の考え方

罹災証明書を交付する過程においては、「本節第1 罹災証明書の交付」において示しているように、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「罹災台帳」を作成してから臨むことが前提となる。

定期的に発生する台風・豪雨等の比較的被害程度の軽いものについては、被害の状況を現場で確認したもののについて罹災台帳に記録し、それに基づいて罹災証明書を交付する。

罹災証明書交付の仕組み



第2 住家等被害調査

罹災証明書を交付するにあたっての家屋被害の判定は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府（防災担当））に基づき、行うこととする。

災害の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による

第6節 中小企業の復興支援

第6節 中小企業の復興支援

主な担当部等	衛生調整部
--------	-------

被災した中小企業の再建を促進するため、資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、国、府に要請するとともに、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を実施する。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第1 資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

第2 資金の融資

府及び金融機関が行う資金融資制度等を活用し、被災した中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定に努める。

1 府の災害等対策資金及び経営安定資金

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

2 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被害中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金の貸付を行う。

第3 中小企業者に対する資金融資制度等の周知

市は、商工会やその他関係団体を通じて、国、府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに府の災害等対策資金及び経営安定資金、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第7節 農業関係者の復興支援

主な担当部等	衛生調整部
--------	-------

被災した農業関係者に対し復旧を促進し、農業生産力の回復と経営の安定化を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行えるよう、国、府に要請するとともに、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を実施する。

第1 資金需要の把握・調査

府が行う農業関係者に対する被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

第2 資金の融資

国、府が行う融資制度等を活用し、被災した農地の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定に努める。

1 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

- (1) 融資機関は、農業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林水産業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林水産業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第3 農業関係者に対する資金融資制度等の周知

市は、大阪南農業協同組合等を通して、国、府が行う被災農業者または組合等に対する融資制度等について周知する。

主な担当部等	全部局
--------	-----

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

第1 復興に向けた基本的な考え方

大規模な災害が発生し、被災した場合には、市及び府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市及び府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2 原状復旧

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

第3 復興に向けた取組み

- 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。
- 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づく復興計画を定めることができる。
復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定める。
また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。
- 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、市民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。
 - 復興計画の区域
 - 復興計画の目標
 - 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
 - 復興の目標を達成するために必要な事業にかかる実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
 - 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業または事務その他市民の生活及び地域経済の再建に資する事業または事務に関する事項
 - 復興計画の期間
 - その他復興事業の実施に関し必要な事項

付編Ⅰ 東海地震の警戒宣言 に伴う対応

第1節 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

- 1 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時または連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、第2編「災害予防対策」、第3編「災害応急対策」、第4編「災害復旧・復興対策」で対処する。

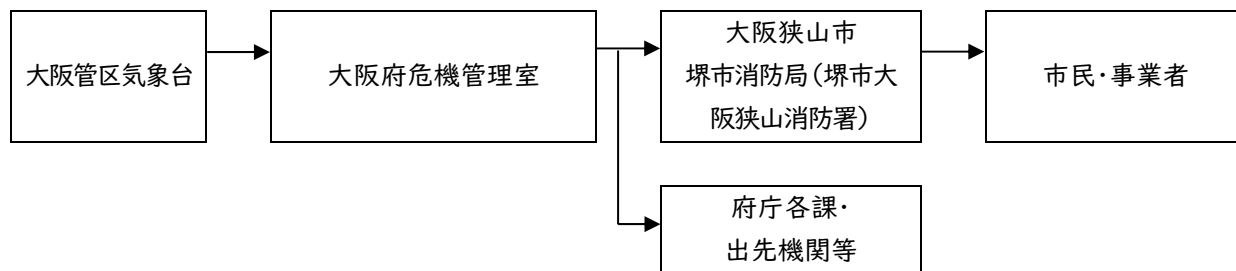
第2節 東海地震注意情報が発表された時の措置

第2節 東海地震注意情報が発表された時の措置

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

市及び防災関係機関は、職員の待機、非常配備など災害対策(警戒)本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の授受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

堺市消防局(堺市大阪狭山消防署)においては、特別警戒体制へ移行し、特別警戒警防本部(消防局内)及び特別警戒大隊本部(消防署内)の設置を行う。

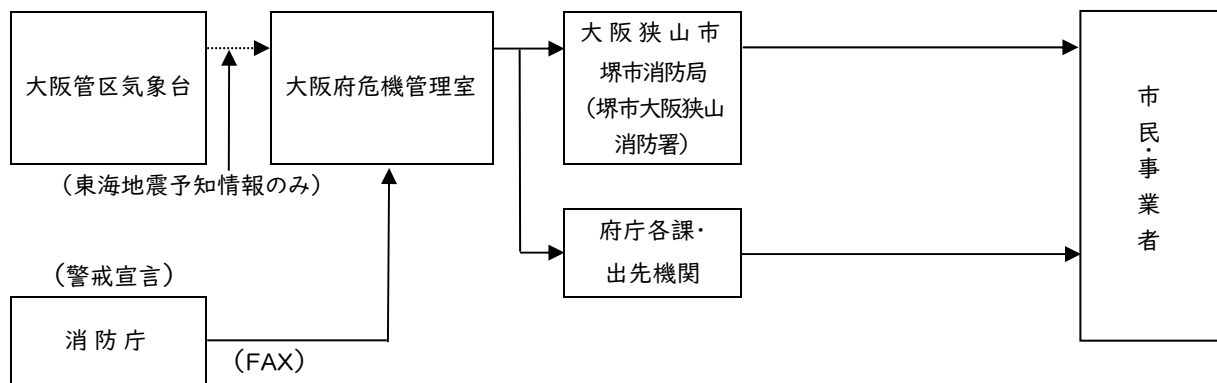
第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報・警戒宣言の伝達

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に市民・事業者へ伝達する。

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
- (2) 警戒宣言
- (3) 警戒宣言の解除
- (4) その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまでまたは警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時または連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、震度予想や地域の実情に応じて、府に準じた組織体制をとる。
- (2) 市は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 市は、情報交換を通じて府及び関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市及び堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずると

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

ともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

大阪府黒山警察署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制または安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

- (1) 市は府と連携して、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所にかかる市民については、市長は、大阪府黒山警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

7 社会秩序の維持

- (1) 警備活動
大阪府黒山警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。
- (2) 生活物資対策
市は、府及び関係機関とともに、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、公共施設、ホテル等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 市民・事業者に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、市民、事業者に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え

- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力など

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第1編
総則

第2編
災害予防対策

第3編
災害応急対策

第4編
災害復旧・復興対策

付編1
東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2
南海トラフ地震防災対策推進計画

資料
編

付編2 南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震にかかる地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進計画の性格と役割

- 1 この計画は、南海トラフ地震災害に関して、府、市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- 2 この計画は、大阪狭山市地域防災計画の付編2として作成する。
- 3 この計画は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年（2021年）5月 中央防災会議）（以下「基本計画」という。）、大阪府地域防災計画付編2南海トラフ地震防災対策推進計画を踏まえて作成する。
- 4 この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。
 - （1）市、その他防災関係機関において、この計画の推進のための細目の作成にあたっての指針となること。
 - （2）一定の事業者において、南海トラフ地震を想定した防災計画等の作成にあたっての参考となること。

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

「防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱」は、本計画第1編第5節「防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

第2節 災害対策本部の設置等

第2節 災害対策本部の設置等

第1 災害対策本部の設置等

市長は、南海トラフ地震または当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに大阪狭山市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、大阪狭山市災害対策本部条例及び本計画に準ずる。
なお、本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は、次のとおりとする。

順位	代 理 者
1	担当副市長
2	その他の副市長
3	教育長

第3 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

災害応急対策要員の参集・配備は、本計画に準ずる。

なお、勤務時間外に南海トラフ地震または当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、各部長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、職員の登庁状況に合わせ勤務時間外の過渡的措置として、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

2 自主参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所（市役所庁舎）に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対応策

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

市は、防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、本部会議において、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害であると判断された場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

震災時における通信連絡その他必要な事項は、本計画に準ずる。

なお、地震や被災状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることも考慮し、一つの手段に支障がでてでも対応できるように支援体制をとるとともに、多ルート化を図っておく。

2 消火・救助・救急活動、医療救護活動

本計画に準ずる。

3 輸送活動

本計画に準ずる。

4 物資調達

- (1) 市及びその他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。
- (2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。
- (3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、府に対して、その不足分の供給の要請を行う。

5 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、河川堤防、ポンプ場、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設や土砂災害（特別）警戒区域等の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

6 二次災害防止等

市及び関係事業者等は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、市は、府の助言を得て、倒壊物の飛散等による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずる。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮する。

7 健康維持・防疫活動

本計画に準ずる。

第3節 地震発生時の応急対応策

8 帰宅困難者対策

- (1) 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市ホームページ・広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 大規模地震等により交通機能が停止した場合、市内の駅等において、帰宅困難者が多数滞留する可能性があるため、市は公共交通機関と連携して、帰宅困難者への情報提供や帰宅支援策等について、検討する。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 災害応急対策に必要な次の物資、資機材の確保

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

用途のめやす	品目のめやす
事務処理設備	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
情報収集・連絡手段	ラジオ、TV、携帯電話、拡声器、広報車
移動・移送手段	トラック、車両、オートバイ、自転車
照明・電源	ライト、ランプ、発電機、電池、燃料
施設等における障害物の除去手段	重機類
感染症対策	マスク・フェイスシールド・防護服、消毒液

- (2) 府に対する物資等の供給要請

市は、府に対し、物資等の確保状況を速やかに報告する。また、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、府が保有する物資等の払出し等の措置及び市町村間のあっせん等を要請する。

2 人員の配備

市は、府に対し、人員の配備状況を速やかに報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請等

1 応援協定の運用

市は、必要があるときは、他の市町村と締結している次の応援協定に従い応援を要請する。

() : 協定締結部署

協定名称	締結先市町村等名
大阪府南ブロック 消防相互応援協定 (堺市消防局)	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉州南消防組合管理者、和泉市、高石市、忠岡町、大阪狭山市
関西国際空港消防相互応援協定 (堺市消防局)	大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、大阪狭山市
大阪府下広域消防相互応援協定 (堺市消防局)	大阪府下各市町(消防の一部事務組合にあっては、当該組合を含む。)
災害時相互応援協定 (危機管理室)	<中河内及び南河内9市2町1村> 八尾市、東大阪市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、 大阪狭山市 、太子町、河南町、千早赤阪村
災害時相互応援協定 (危機管理室)	<堺市及び南河内地域6市2町1村> 堺市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、 大阪狭山市 、太子町、河南町、千早赤阪村
広域的相互応援協定 (危機管理室)	八尾市、東大阪市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、 大阪狭山市 、太子町、河南町、千早赤阪村

2 自衛隊の災害派遣要請の要求等

市は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第37普通科連隊長または第3師団長等に対する自衛隊災害派遣要請を要求する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、本計画に準ずる。

3 消防、警察の広域応援の受入れ

市は、消防、警察の広域応援の受入れについて、府から指示があったときは、連絡担当要員の派遣、集結拠点の確保等受入れ体制の確保に努める。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

南海トラフ地震臨時情報の種類と概要

1.南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表
2.南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表
3.南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応

市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震または現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、市民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- （1）後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- （2）日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- （3）行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と

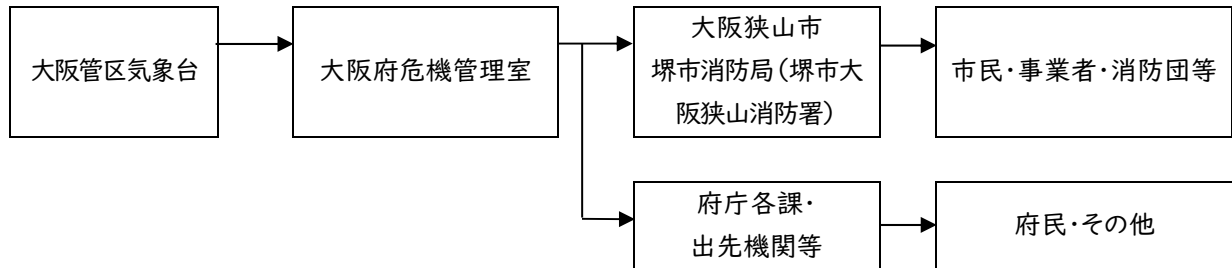
概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

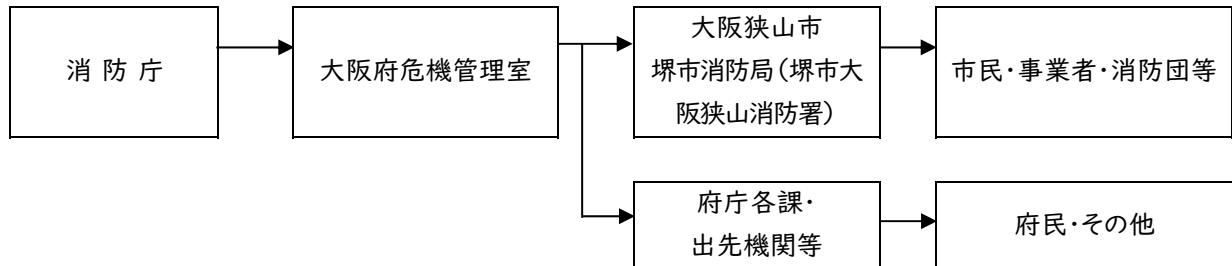
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達

1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)



(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第5節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

本市は海岸を有しないため、法第7条第1項及び第2項の規定に基づく、南海トラフ地震に伴い発生する津波にかかる地震防災対策を講ずべき者にかかる区域(以下「津波浸水想定区域」という。)は存在しない。

ただし、府内には、大阪市(都島区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区、西淀川区、淀川区、北区、福島区、西区、此花区、大正区、港区、中央区、浪速区、住之江区、西成区)をはじめ、堺市(堺区、西区)、岸和田市、豊中市、吹田市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、高石市、泉大津市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町の12市3町に津波防災対策区域があり、通勤・通学、訪問等により、市民が被災する可能性が考えられる。

そのため、市は、職員・市民に対して、以下のとおり必要な防災教育を行い、津波からの円滑な避難の確保に資するよう努める。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波の状況
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的にとるべき行動

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 施設等の整備方針

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定にあたっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。
- 3 施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- 4 具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

府、市は、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

その他一般建築物の耐震性強化に関する事項は、本計画第2編第2章第2節「建築物の安全化」の定めるところによる。

第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 避難場所、避難路

一時避難場所、指定緊急避難場所、広域的な一時避難場所等、避難路の整備は、本計画第2編第3章第12節「避難受入れ体制の推進」の定めるところによる。

2 消防用施設等の整備

消防用施設及び消防用資機材の整備は、本計画第2編第3章第7節「消火・救助・救急体制の整備」の定めるところによる。

3 緊急交通路の整備

緊急交通路の整備は、本計画第2編第3章第9節「緊急輸送体制の整備」の定めるところによる。

4 社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、本計画第2編第3章第10節「避難行動要支援者支援対策の推進」の定めるところによる。

5 その他

その他の地震防災上必要な施設等の整備については、本計画第2編の定めるところによる。

第1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

- 1 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施する。
- 3 1の防災訓練は、南海トラフ地震発生に関する情報の収集・連絡その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 東海地震関連情報、南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
 - (5) 緊急地震速報を見聞きした場合を想定した訓練

第2 学校における防災訓練の実施

- 1 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。
- 2 避難訓練を実施する際には、児童・生徒が支援を必要とする児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮する。
- 3 自然学校、校外学習等で(市外の)海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 地域防災力の向上

1 家庭での防災対策の周知徹底

市は、市の有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、市民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう、以下について、その周知徹底に努める。

(1) 事前の備え

① 住まいの安全のチェック

ア 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。

イ 家具の転倒防止対策等を実施する。

② 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

③ 防災知識・技術の修得

消火・救急救助訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

④ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低7日分を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

② あわてて外に飛び出さない。

③ 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。

④ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

⑤ ブロック塀には近づかない。

⑥ 靴を履いて外に出る。

⑦ 自動車では避難しない。

(3) 地域での防災活動への積極的参加

市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。その具体的な内容については、本計画に準ずる。

2 企業の防災活動の促進

企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、二次災害の防止、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において事業継続計画（BCP）や災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。その具体的な内容は、本計画に準ずる。

3 市の措置

市は、府と連携し、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとる。その具体的な内容については、本計画に準ずる。

第2 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部・グループ、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき実施する防災対応について
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識
- (3) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容
- (9) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

2 市民等に対する教育及び広報

- (1) 市は、市民等が南海トラフ地震に対する防災意識を高揚させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。
- (3) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。
 - ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき実施する防災対応について
 - ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識
 - ③ 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
 - ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動要支援者の配慮、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ⑤ 正確な情報入手の方法
 - ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ⑦ 各地区における災害危険箇所（土砂災害危険箇所、既往災害箇所、浸水想定区域、軟弱地盤等）に関する知識
 - ⑧ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - ⑨ 平素市民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - ⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - ⑪ 南海トラフ地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項
 - ⑫ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- (4) 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。
- (5) 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- (6) 市は、府及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布し、避難誘導看板を設置するなどして、要避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう留意する。

3 園児・児童・生徒等に対する教育

学校、幼稚園、保育所、認定こども園において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震（及び必要に応じて津波災害）の実態
- (2) 地震（及び必要に応じて津波）が発生した場合の対処の仕方
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、府、市が実施する研修に参加するよう努める。府、市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第9節 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 南海トラフ地震等が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、連続発生を考慮した地震災害対策本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成する。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊することなどにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定や危険区域調査を早急に実施するとともに、危険な建築物への立入り禁止や警戒区域の設定等を行う。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、本節第2の「東海地震関連情報発表時」、付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応 第2節「東海地震注意情報が発表された時の措置」及び第3節「警戒宣言が発表された時の対応措置」により行う。

東海地震関連情報発表時

市長は、東海地震関連情報発表の報に接したときは、地震が発生するまでまたは警戒宣言解除が発表されるまでの間、次のとおり必要な配備体制の指示を行い、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と南海トラフ地震が同時または連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発表された後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

市民等に対する周知事項は、東海地震発生時の市における揺れの程度、南海トラフ地震が連続して発生した場合に生ずる危険、報道機関及び市からの東海地震関連情報の発表に留意し、冷静に行動する旨の協力要請とする。その他次に準じて行う。

東海地震関連情報発表時における対応表

種類	内 容 等	強化地域における 防 災 対 応	市における体制
東海地震観測情報	□ 東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表。 □ 本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表。	・ 情報収集連絡体制	・ 情報収集連絡体制

種類	内 容 等	強化地域における 防 災 対 応	市における体制
東海地震注意情報	☐ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。 ☐ 「判定会」の開催については、この情報の中で伝達。 ☐ 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、本情報解除発表。	・ 地震災害警戒本部準備室設置 ・ 準備行動実施 ・ 市民への広報	・ 警戒体制の準備
東海地震予知情報	☐ 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表。 ☐ 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、本情報解除発表。	・ 警戒宣言 ・ 地震災害警戒本部設置 ・ 地震防災応急対策の実施	・ 警戒体制の設置

